
2004年愛知自治体キャラバン

自治体要請行動のまとめ

(2004年10月12日～15日)

愛知自治体キャラバン実行委員会

目次

・愛知自治体キャラバンの取り組み	1
・要請結果のまとめ	5
・要請項目に関する資料	19
1. 医療・介護・福祉分野で優れていると思う3つの施策	21
2. 医療・介護・福祉等社会保障施策充実にむけての基本姿勢について	25
3. 介護保険料の低所得者単独減免実施市町村一覧（厚労省3原則比較表）	29
4. 介護保険料低所得者単独減免実施市町村の実施内容	30
5. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧	40
6. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村の実施内容	41
7. 特別養護老人ホームの待機者数の推移	50
8. 介護老人保健施設の待機者数の推移	51
9. 介護保険の認定調査の方法	52
10. 困難事例への対応と措置対応件数	54
11. 住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施	56
12. 食事（配食・会食）サービスの実施状況	57
13. ゴミ出し援助の実施状況	60
14. 介護手当の支給状況	62
15. 住宅改修の独自助成制度	66
16. 福祉用具の実施状況	69
17. 介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数	72
18. 福祉給付金の拡大状況と自動払いの実施状況	73
19. 高額医療費の支払状況、未払いを減らすための対応	74
20. 基本健診・各種がん検診・歯周疾患検診実施状況	76
21. 乳幼児医療費助成制度の拡大状況	84
22. 妊婦健診の拡大状況	86
23. 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」策定について	87
24. 国保資格証明書・短期保険証交付状況一覧、資格証明書の交付にあたって	91
25. 国保の保険料（税）減免実施状況	95
26. 国保の医療費一部負担減免制度の実施状況	99
27. 国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況	101
28. 障害者施策について、精神障害者医療費助成制度一覧	102
29. 国に対する意見書提出状況	105
30. 2004年度キャラバン陳情書・請願書の採択結果	107
・要請行動に関する資料	109
1. 陳情書	111
2. 自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート	115
3. 自治体キャラバンコース表	119
4. 要請行動団体別参加人数一覧	121
5. アンケート・当局の文書回答・介護関連集約状況	124
6. 参加者アンケートで寄せられた感想と改善点	126

愛知自治体キャラバンのまとめ

2005年2月 / 愛知自治体キャラバン実行委員会

1. 自治体キャラバンの取り組み

1. 名称

「医療・介護・福祉など社会保障の充実とくらしを守る愛知自治体キャラバン」

2. 主催

愛知自治体キャラバン実行委員会

事務局団体

愛知県社会保障推進協議会

愛知県労働組合総連合

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

新日本婦人の会愛知県本部

3. 日程

2004年10月12日(火)～15日(金)

4. 要請相手とコース日程

愛知県内 87 市町村を 5 コース で実施

(詳細:コース表はP.119～120 参照)

愛知県と名古屋市は別途話し合いをした。

コース	主な地域	責任団体	宣伝カー
第1	尾西・海部	年金者組合 名古屋市職労 民医連	名古屋市職労 尾張健友会
第2	西春・ 尾北・尾東	愛労連 民医連	自治労連
第3	知多・尾東	社保協	保険医協会
第4	西三河	愛労連 新婦人	愛労連 新婦人
第5	東三河	自治労連 東三河労連 事務局4団体	豊橋市職労 渥美運輸

5. キャラバンの参加者および

自治体側の参加者の特徴

各団体の参加状況はP.121～123 参照。

()内は昨年参加者数

各コースの参加者総数は延べ 928 人(955 人)の参加であった。そのうち共産党議員は 111 人(109 人)が参加した。

自治体側の参加者は 589 人(601 人)となった。首長の参加は5人、助役12人だった。市では主に、福祉・保健・医療の担当者レベル、町村では首長や部長クラスの対応が定着している。

各団体の参加状況は、延べ参加数で多い順に並べると次の表の通り。()内は昨年参加者数

団体名	延べ人員
自治労連(名古屋市職含む)	171(176)
年金者組合	152(135)
愛労連(地域労連含む)	144(162)
保険医協会	109(118)
新婦人	80(103)
愛商連	65(65)
民医連	46(74)

愛労連加盟であるが年金者組合が自治労連について2位になり、愛労連と入れ替わった。

昨年同様、年金者組合や地域労連はじめ新婦人・愛商連など地域で運動している団体からの参加が定着してきている。

東三河山間部は事務局団体と東三河労連が協力し取り組んだ。

6. 事前学習懇談会の取り組み

昨年につづき、事前学習会を開催し、8 地域で 79 人(107 人)が参加した。

開催地域(開催地)	開催日	参加者数
東三河(豊橋市)	10/7	15 人
西三河(知立市)	10/6	10 人
西三河(安城市)	10/11	4 人
知多(半田市)	9/28	12 人
尾張東(瀬戸市)	9/23	10 人
尾張北(江南市)	10/7	6 人
尾張西(一宮市)	10/9	13 人
海部津島(津島市)	9/25	9 人

7. 懇談の重点項目と

アンケート・回答の特徴

1 時間という限られた懇談時間の中で、効率よく懇談を行うよう重点項目を決めた。三位一体改革や介護保険制度見直しの動きの中で、昨年と同じ「自治体の優れた施策」とあわせて、「医療・介護・福祉など社会保障施策の充実にむけた基本姿勢」についてたずねた。また、住民が安心して暮らしていける自治体の施策の充実や、財源が厳しい中でも、市町村がその気になれば実現可能な住宅改修費の受領委任払い・福祉給付金の自動払い制度など 16 項目を上げ、実施を求めたのが特徴である(懇談の重点項目は陳情書 P. 111 ~ 114 参照)。

陳情や要請項目についての文書回答とアンケートや資料要請なども行い、アンケートと添付文書はすべての市町村から、文書回答は昨年 64 市町村に対し今回 69 市町村(79%)から協力をいただいた。(P. 124 ~ 125 参照)

意見書は、扶桑町で 7 つの意見書全て、祖父江町で年金・介護・消費税・医療・乳幼児医療、弥富町で介護・医療・乳幼児医療・地方税財政改革、師勝町・小坂井町で地方税財政改革の意見書が採択された。

8. 要望項目に対する到達点と課題

(1) 介護保険の「見直し」が進められているなかでこの間の自治体キャラバンや介護保険に関する「調査」などで、介護保険実施前と比べ低所得階層の介護サービスの利用抑制がすすんでいる、施設が入所者を選ぶ「選択」が起こっている、要介護認定が、利用者不在のシステムになっている、「低介護報酬」が介護に関わる労働者の劣悪な労働条件を生み、同時に質の低下ももたらしている、公的責任があいまいにされ高齢者福祉の「空洞化」がすすんでいると主な問題点が指摘されている。

この改善にむけてこの間の自治体キャラバン、県や名古屋市との話し合いの到達点と今後の課題は以下通りである。

介護保険の減免制度とその活用状況は、介護保険の保険料の単独減免が尾西市・田原市で新たに拡大し 41 市町村になった。(昨年 6 段階方式も含めたが今回は減免制度にみなさない扱いとした)。

また、利用料の単独減免は春日町で拡大し、31 市町村の実施となった。

しかし減免の対象条件が厳しく、対象者はごく少数になっている実態から、制度の実績を調査した結果、制度があってもその活用の実績に格差があることが明らかになった。制度をつくらせることとあわせて、制度の対象者にその内容が知らされ、活用できるようにしていくこと、国と市町村の減免制度をせめて国民健康保険なみに改善させる取り組みが必要である。

特別養護老人ホームの待機者は毎年増え、なかなか入所できない。待機者の実態も調査せず民間任せになっている市町村もある。

また、利用者の介護度や経済状況、病状などによって施設から「選択」され、利用者が「選択」できない実態がうまれている。国が予定されている補助金を削減し、予定されていた整備計画が足踏みしているなかで、グループホ

-ム や有料老人ホーム など経済的にゆとりがある階層しか入所できない施設の建設がすすんでいる。介護3施設を増設し、誰でも安心して入所できるようにしていくことが必要である。

住宅改修の受領委任払い制度の実施については、高浜市、大口町、津島市、知立市の4市町から尾張旭市、西尾市で実施され、半田市など15市町村で実施が検討されている。昨年のキャラバンでの要請が反映された項目である。また、介護手当で50%、住宅手当で25%近い市町村で県が制度を廃止後も単独で制度を維持し、住民の暮らしをささえている。ひきつづき、実施市町村を広げていく事が必要である。

介護予防・地域支え合い事業など高齢者福祉の施策が介護保険5年目の見直しの中で大きく変えられようとしている。配食サービスが自立支援事業に変わり、「自立支援につながっているか」などの調査がおこなわれているが、毎日実施も含め80市町村が配食サービスの実施と改善がされてきている。介護保険の「見直し」で国の予算が削減され、配食サービスだけでなく、「新予防給付」「地域支援事業」などを創設し軽度の要介護者の制限だけでなく、老人保健事業の健診など従来の保健事業が一般財源でなく介護保険の事業として統合していく検討がされている。現行の自治体の施策を守らせ、さらに高齢者の生活や介護支援、介護予防など高齢者福祉の充実にむけて具体的な取り組みの強化が求められている。

(2) 高齢者の医療費一部負担金を無料にする福祉給付金制度の拡大と自動払いについて、10市町村で年齢拡大し、27市町村で自動払いが実施されている。

乳幼児医療費助成制度では県基準にとどまっている自治体は、美浜町・南知多町・下山村のみになった。また、就学前までまたは6歳未満までの医療費無料化を実施しているのは通院で65市町村(75%)、入院で82市町村(94%)となった。

高齢者も乳幼児も医療費無料の制度をさらに拡大し、病気になったとき安心して医療が受けられるようにしていくことが必要である。

(3) 国民健康保険料(税)の滞納者が増えるなかで、払える保険料(税)にしていくために、実態に即した保険料(税)の減免制度の拡充が必要である。資格証明書の発行についても、この間の運動で到達した、「面談の上」などを堅持させ、機械的な発行をさせないなどのとりくみが必要である。また、保険料(税)と一部負担金の減免や障害者控除の認定書の発行など今ある制度について「知って、知らせ、組織する」申請の運動を地域で広げ、さらに拡充する取り組みをすすめていくことが大切である。

9. 今後の課題

国の社会保障の構造改革が一層すすめられ、これまでの市町村の施策が「財源がない」の理由で、一層の住民負担増が予想される。市町村が住民のいのち、くらしを守る本来の仕事が軽んじられ、自治体職員の意欲までなくさせられている状況の中で、「優れた施策」をもっと語り、施策の拡充にむけて、自治体が国の悪政に対し住民のいのちと暮らしを守る砦となるよう、「草の根」からの運動強化が求められている。

国保改善や高齢者福祉など地域毎の中心課題や「水準の引き上げ」を明らかにするとともに、2005年の介護保険制度見直しに対する運動課題を地域の実態に基づいて具体的に分析・検討し、地域ごとの報告交流会を開催していく。

年1回のキャラバンの要請行動に終わることなく、自治体を住民の暮らしの砦にしていくため、組織作りにむけて地域での継続的な共同の取り組みをしていく。

今回の参加者の感想はP.126~129参照

< 参考 >

要望事項を実施した市町村の推移

市町村数の合計は、2002年までは88、2003年からは87

要望事項	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
介護保険の保険料独自減免	4 (5%)	12 (14%)	16 (18%)	39 (45%)	41 (47%)
介護保険の保険料独自減免	8 (9%)	13 (15%)	22 (25%)	30 (34%)	31 (36%)
高齢者への配食サービス(毎日実施)	2 (2%)	4 (5%)	11 (13%)	12 (14%)	15 (17%)
福祉給付金(老人一部負担金)の自動払い	0 (0%)	0 (0%)	3 (3%)	9 (10%)	27 (31%)
就学前又は6歳未満までの医療費無料制度	5 (6%)	13 (15%)	26 (30%)	42 (48%)	65 (75%)
国保・高額療養費受領委任払い	?	9 (10%)	9 (10%)	12 (14%)	16 (18%)
国保・出産育児一時金受領委任払い	?	14 (16%)	54 (61%)	58 (67%)	58 (67%)

印:原則として市町村の支出増を伴わない要望事項

「就学前又は6歳未満児までの医療費無料制度」の2004年には2005年4月実施予定分を含む。

・要請結果のまとめ

〔1〕医療・介護・福祉など社会保障施策充実に向けての基本姿勢

基本姿勢について

1. 国の補助金削減を理由にした福祉施策などの削減をおこなわないでください。
2. 市町村合併に伴う住民負担増と住民サービスの低下をおこなわないでください。

資料P. 25 ~ 28

国の補助金削減を理由にした福祉施策の削減を行わないと明言する自治体が多数あったが、それを実現していく上での悩みがうかがえた。

また、合併を行う自治体は「合併に伴って住民サービスの低下を招かないように努める」との姿勢を示す自治体が多かった。

〔2〕市町村の福祉施策の充実

1. 安心できる介護保障

(1) 介護保険

介護保険料・利用料の減免

低所得者に対する保険料の減免制度を実施してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。なお、減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

低所得者に対する利用料の減免制度を実施してください。

とくに、訪問介護を利用する低所得者の特別対策などの利用料は現行制度を続けてください。また、非課税者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

資料P. 29 ~ 49

保険料の減免 41 市町村に拡大

2003 年 4 月に行われた介護保険制度の見直しによって介護保険料の減免制度を実施した市町

村は 39 市町村と拡大したが、さらに 2004 年 4 月以降にも新たに尾西市と田原市が実施し 41 市町村となった。

しかし、厚労省が市町村の保険料減免に対して禁止を指導する 3 原則(全額免除の禁止、収入のみに着目した一律減免の禁止、一般財源の繰入れ禁止) が足かせとなり、減免対象者には収入や貯金・不動産などの資産など厳しい制限が設けられている。そのため、減免実績はごく僅かである実態が 2003 年度実績(減免件数と金額)を聞いたキャラバンのアンケート から明らかになった。

例えば、名古屋市では、第 2 段階を対象に、1 人世帯の場合「収入 98 万円以下」「預貯金が 294 万円以下」「住居以外の不動産を有していない」こと等を条件としている。2003 年度予算では 4,500 人が減免制度の対象と見込まれていたが、実績は 1,648 人(1,400 万円)であった。

一方、一宮市では、第 1 段階・第 2 段階を対象に、「本人所得金額 33 万円以下」のみが条件で、さらに煩わしい申請も不要であることから 10,507 人(5,200 万円)の減免実績があり、名古屋市と比べ 6 倍以上多い。ちなみに一宮市の 65 歳以上人口(2004 年 10 月現在)は 4.8 万人(名古屋市は 39 万人)であるので、割合にして 20%(名古屋市は 0.4%)の高齢者が保険料減免を受けている。また、預貯金の制限では、瀬戸市が「生活保護法に規定する基準生活費の 3 倍以下」、犬山市では「100 万円以下」など厳しく、このような市町村では減免実績が 1 人と極めて少ない。

いま介護保険法「改正」案が国会に上程され、この中で住民税非課税世帯の第 2 段階の階層を「本人収入 80 万円以下」で 2 区分に分け、新第 2 段階を創設する見直しがある。そもそもは住民税を払わなくてもよい約 7 割の高齢者が介護保険料の基準額を支払うという介護保険料徴収の仕組みそのものに無理があり、国制度として低所得者の軽減制度の確立が望まれていた。こうした状況を反映して、介護保険施行後 5 年で低所得者対策として独自の減免制度を創設する市町村は全国で 800 以上に拡大した。減免制度は多くの市町村で

第 2 段階を対象に実施していることから、今回「新第 2 段階の創設」によっては減免制度の見直しも行うことになる。また、老年者控除の廃止など国の税制改正によって一部の非課税世帯では課税扱いとなるため、保険料徴収区分が変更になり保険料が上がる状況が発生する。低所得者の区分を大幅に減少させる仕組みが用意されている。各市町村で現在策定準備が進められている 2006 年度からの「第 3 期介護保険事業計画」の中で、真に実効性のある減免制度の確立を目指していくために運動を強めていく必要がある。

また、2005 年 4 月に市町村合併により減免制度改悪も明らかになっている。額田町は岡崎市に編入合併されることで制度も岡崎市の減免制度となる。そのため、前年度収入額の基準は引き上げられるが額田町の減免制度にはなかった預貯金の制限が加わることになる。一宮市は尾西市と木曾川町を編入合併するが、それに伴って不必要だった減免申請を必要とする改悪の動きがある。こうした合併に伴う制度改悪の動きにも注意していかなければならない。

利用料減免 31 市町村に広がる

利用料の減免制度は、2004 年 4 月から新たに春日町が実施し、31 市町村に拡大した。

国は 2005 年 3 月末までの経過措置として、「施設」と「在宅」の特別対策を実施している。このうち、旧措置入所者（法施行時の特養入所者へ利用者負担軽減）の経過措置は延長される方向となったが、法施行前から訪問介護を利用している所得税非課税高齢者の利用料軽減措置（現在 6%）は廃止となる。これにともない、独自の訪問介護利用者利用料減免制度を実施している豊田市・春日井市（特別対策対象者で所得税額 92,400 円以下に拡大）、豊橋市（法施行後の利用者も含め所得税額 92,400 円以下に拡大）は廃止する方向であり、また小牧市・扶桑町（法施行後の利用者も含め所得税額 92,400 円以下に拡大）は実施を検討中である。継続を決定している市町村は江南市（法施行後の利用者にも拡大）、阿久比町（法施行後の利

用者も含め住民税非課税世帯に拡大）、日進市（特別対策対象者のみ）の 3 市町のみで、利用者負担額 3%を継続する。

介護保険制度見直しでは、財務省内で検討されていた 2 割、3 割負担の導入は見送られたが、支給限度額に対する利用割合が 4 割程度であることを考えると、利用料の 1 割負担が重石になって現在でもサービス利用が抑制されている状況である。

利用者が 1 カ月に支払った 1 割負担の合計額が一定の上限を超えたときは、超えた分が申請により払い戻される制度、高額介護サービス費があるが、そもそも利用が抑制されている現状ではその上限額まで達する利用者は少なく十分に活用できないのが現状である。また、入院時の食事代や保険給付外のサービスの利用料は対象外である。豊橋市では高額介護サービス費の限度額を引き下げる注目すべき措置を実施し、利用者負担軽減を図っている。

保険料徴収所得区分	国基準	豊橋市基準
本人課税（第 4 段階以上）	37,200	37,200
本人非課税（第 3 段階）		12,000
世帯非課税（第 2 段階）	24,600	8,000
老齢福祉年金（第 1 段階）	15,000	

施設の「居住費」と「食費」及び通所系サービスの「食費」を保険対象から外す制度見直し案が出されている。このホテルコスト導入は現状より施設では 4 万円程度の負担増となり、いまでも重い自己負担がサービス利用を抑制している問題を一層深刻にさせる。また、特養では個室化（ユニットケア）がすすめられており、個室代負担が重荷になり低所得者は入居できない状況となっている。ホテルコスト導入反対とともに、市町村においてはホテルコストを含めた利用者負担軽減制度の創設を求めていく必要がある。

介護保険施設の待機者

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

資料P.50～51

特別養護老人ホームの待機者数

特別養護老人ホーム待機者数は、合計で17,495人であった。2003年は、数字での回答があったのは77市町村であったが、今回は72市町村に減った。その中でも14,163人から17,495人へと3,332人も増えている。2001年との比較では、10,138人から7,357人も増えている。

愛知県は、特別養護老人ホームの待機者数を把握するために県内の全施設に調査を行い、重複の申込者を除外して市町村別の待機者数を公表してきたが、2002年度から公表を止めている。

介護老人保健施設の待機者数の推移

介護老人保健施設の待機者数は、合計で3,408人で2003年の3,715人より307人減った。回答市町村数は、2003年の49市町村より6自治体増えて、55市町村となった。

待機者数の把握は、必要な施設を整備していく上での指標として重要である。引き続き、愛知県と各市町村に対して、市町村の待機者数の把握と適切な施設整備計画をたてるよう求めていくことが必要である。

介護の相談・認定調査・サービス提供 困難事例の措置

市町村(社協委託を含む)が介護の相談、認定調査を行ってください。特に痴呆や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもってこなってください。

資料P.52～55

認定調査の方法

認定調査の方法は「すべて自治体職員が実施」は11市町村で2003年の16市町村より5自治体減った。厚労省が言っている「数回に1回は自治体職員が実施」は17市町村で2003年の16市町村より1自治体減った。認定調査は、すべて自治体職員で実施することが望ましい。当面は厚労省が指導している「数回に1回は自治体職員が実施」するよう求めていくことが大切である。

困難事例への対応について

困難事例への対応は、「相談、認定調査、サービス提供まで対応」しているのは22市町村、「相談、認定調査まで対応」しているのは18市町村、「相談は対応」しているのが31市町村であった。措置が行われたのは、7市町村で13件であった。

痴呆や老人虐待、経済的事由などの困難事例の対応は、申請段階から市町村が責任を持って対応していくことが重要である。一人暮らしの痴呆性高齢者または、家族の介護放棄や虐待の状況に置かれている要介護高齢者などで、要介護認定の申請及び契約による適切な介護サービスの利用が期待できない場合などの「やむをえない事由」は措置制度の対象(老人福祉法で規定)となり、市町村の責務である。

「相談、認定調査、サービス提供」まで市町村が責任を持って対応することが必要で、特に困難事例は「措置」として対応させていくことが今後の課題である。

住宅改修・福祉用具貸与の 受領委任払い制度

軽度の要介護者にたいして福祉用具や家事援助などの機械的な給付制限をすることなく、利用者の生活機能を後退させることのないよう支援援助をしてください。
住宅改修、福祉用具の受領委任払い制度を実施してください。

資料P.56

住宅改修費(原則同一住宅で20万円上限)や

福祉用具購入費(年 10 万円上限)は、いったん全額を業者に支払い、後から上限額内の 9 割分を払い戻す(償還払い)制度になっている。これに対し、受領委任払い制度は、住宅改修費や福祉用具購入費の 9 割を事業者が市町村から受領する方法で、利用者の負担軽減になるばかりか、市町村と事業者との直接的な関係ができ、工事内容・費用等のチェックがされれば、粗雑や悪質な工事の抑止にもつながる。

受領委任払い制度を実施しているのは、住宅改修費と福祉用具購入費の両方を実施しているのが、津島市、知立市、尾張旭市、高浜市の 4 市、住宅改修費のみの実施が大口町となっている。また、2005 年度より西尾市が住宅改修費と福祉用具購入費の両方で受領委任払い制度を実施の予定である。

受領委任払い制度の導入は、市町村がその気になれば、お金をかけずにできることであり、今後各市町村に要求していくことが必要である。

ヘルパー・ケアマネジャーの研修

人材確保と質の向上のために、ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。研修の内容は、現任教育を重視するとともに、ケアマネジャーなど専門職と関係者に対し、リハビリテーションの基本知識などを実施し、住宅改修や福祉用具の活用なども自立支援につながる援助になるようにしてください。また、小規模事業所が研修からはずされないよう援助を強めてください。

愛知県の研修は、ケアマネジャー に対し習熟度に応じた研修と県内 4 カ所で援助困難ケースの事例検討をしていると回答しているが、県内で 1000 人、ヘルパーの研修も 600 人の参加となっている。

ヘルパーやケアマネジャーの研修は、愛知県主催の研修回数を増やし、独自の研修が難しい町村段階の小規模事業所でも、希望者全員が参加できるようにし、介護のレベルアップをしていくこ

とが必要である。

(2) 高齢者福祉施策の充実

配食サービス・会食サービス

配食サービスは、毎日最低 1 回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

資料 P. 57 ~ 59

配食サービスが未実施なのは、平和町、七宝町、南知多町、小原村、鳳来町、作手村の 6 市町村で、昨年と変わっていない。週 7 日の配食を実施しているのは、名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、豊田市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、日進市、師勝町、大口町、木曽川町、東浦町の 15 市町で、昨年の 12 市町より 2 市 1 町で増えた。

会食方式で食事サービスを実施しているのは、33 市町村(昨年より 1 市町村増)あり、高浜市、御津町、下山村などでは、週 2 回実施されている。

引き続き、週 7 日の配食サービスを要求するとともに、引きこもり防止などのために会食サービスの実施も要求していくことが大切である。

ゴミ出し支援

独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

資料 P. 60 ~ 61

ゴミ出しの援助は昨年よりも 2 市町村で増えて 24 市町村で実施されている。2003 年度に合計で 434 人が利用している。

介護手当

要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

資料 P. 62 ~ 65

介護手当は、41市町村で独自に支給している。
「介護保険への上乗せ」を実施しているのは24市町、「介護保険利用者以外の助成制度」は27市町で実施している。

住宅改修への助成制度
住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。
資料P.66～68

「介護保険への上乗せ」は24市町村、「介護保険利用者以外の助成制度」は27市町村でそれぞれ実施されている。

福祉用具の拡大
自立支援を支える福祉用具の対象種類を拡大し、業者任せでなく、低価で一人一人の生活機能を後退させない「質」の良いものが利用できるようにしてください。
資料P.69～71

福祉用具の貸与・購入の独自拡大では、介護保険対象のほかに、日常生活用具給付事業を実施しているなど、対象種類を拡大している自治体が20市町村ある。また、「必要に応じて、国や県に対象拡大を要望していく」、「業者任せでなく住宅改修の事前審査等を実施し、ケアマネ-ジャの研修を通じ機能を後退させないサービス提供に努める」などの意見も出された。

利用者の要望と実態にあわせた制度実施が求められる。

(3) 障害者控除認定書

介護保険認定者の「障害者控除認定書」
介護保険の要介護認定者に「障害者控除」対象者であることを周知徹底するとともに、「障害者控除認定書」を発行してください。
資料P.72

障害者控除認定書の発行枚数は、申請に基づ

く発行が徹底された昨年と比較し、約1.5倍以上に増えている。しかし、対象者全員に発行した市町村もあった一昨年と比べるとまだ少ない。

この間の運動で県からの指導もあり、広報などでのPRについては多くの市町村で取り組まれている。しかし、介護認定者数から見ると認定書の発行数は少ない。まだまだ制度が知らされていない状況だと言える。とりわけ、要介護認定4・5の方は認定書の発行対象者であると考えられることから、1枚も発行していない自治体が存在することに疑問を感じざるを得ない。市町村への働きかけとあわせて、すべての要介護認定者に「障害者控除のための認定書」を発行するよう国へ強く要望していくことが必要である。

2. 高齢者医療の充実

福祉給付金の拡大
福祉給付金制度を70歳から実施してください。また、愛知県に対して70歳からの福祉給付金制度の実施をはたらきかけてください。
資料P.73

福祉給付金の対象拡大 31市町村が実施

福祉給付金制度は、障害者医療受給要件該当者や住民税非課税の3カ月以上寝たきり・痴呆状態の高齢者・ひとり暮らし高齢者(名古屋市を除く)などの老人一部負担金を無料にする制度である。

自治体キャラバンでは、福祉給付金制度をせめて70歳から適用するように各市町村に要望した。

今回の要請行動によって、10市町村が条件によっては、福祉給付金制度の対象年齢を拡大していることが判明した。ただし、この10市町村の内、豊山・師勝・西春の3町は、4年後には県基準通りの年齢になることが決められている。

また21市町村が対象年齢の拡大は無いものの、「虚弱なひとり暮らし高齢者で住民税非課税の人を対象」「入院時食事療養費の二分の一を補助」

「精神保健法 32 条の通院医療費自己負担補助」など、愛知県基準からの拡大を行っている。

なお、春日町は今年 10 月から対象者を非課税世帯に縮小したものの、依然として 65 歳以上を福祉給付金の対象者としている。

福祉給付金の支払い状況
福祉給付金の現物給付化を愛知県にはたらきかけるとともに、当面、対象者に自動払いしてください。
資料 P. 73

福祉給付金の自動払い 新たに 18 市町村実施

福祉給付金は名古屋市以外は償還払いのため、医療機関の証明を受け市町村役場に申請し、医療機関に支払った老人医療の一部負担金の払い戻しを受けることになっている。そのため、高齢者の申請手続きや市町村の事務手続きが煩雑になるなど未払いの原因にもなっている。

自動払い方式とは、老人医療の一部負担金として医療機関に支払った福祉給付金の支給額を、対象者に自動的に支払う方式をいう。この方式を採用すると、医療機関での証明も、市町村役場への「福祉給付金支給申請」の手続きも必要なくなる。この方式は新たな予算措置を取らなくても、市町村独自の努力で実現可能である。

昨年のキャラバン(03 年 10 月時点)では 9 市が実施していた自動払いだが、その後も広がり、合計 27 市町村となった。また、自動払いを検討している自治体が他に 21 自治体あり、実施市町村のさらなる拡大が望まれる。

(参考)高額医療費の支払い(P. 74 ~ 75)

アンケートで、老人保健の高額医療費の支払い状況について調査した。

愛知県は、2002 年 10 月に制度が新設されて以来、全国一高い支払率を実現してきたが、今回の 2004 年 4 月診療分の同年 8 月現在の支払率が 96.9%と引き続き高い水準を維持していることが判った。

3. 健診事業

基本健康診査・がん検診

基本健康診査およびがん検診の自己負担額を無料にしてください。

基本健康診査およびがん検診の実施期間を限定している市町村は、実施期間を通年にしてください。また、集団方式に限定している市町村は、個別医療機関委託方式も実施してください。

資料 P. 76 ~ 80

基本健康診査は、老人保健法で定められた健康診断で、40 歳以上の住民が、血圧測定、尿・血液検査、心電図検査などの基本的な検査を年 1 回受けられる制度で、病気の早期発見・早期治療に役立つという点で大変意義のある制度である。

すべての自治体が、基本健診・各種がん検診とも、集団・個別医療機関委託どちらかで実施している。しかし、実施期間を限定している自治体がほとんどで、いつでも受けられる制度とはなっていない。なお、通年実施(連続して 6 カ月以上実施を含む)の自治体は、集団で名古屋市と春日井市の 2 市、個別医療機関で名古屋市・豊橋市・一宮市・春日井市・豊川市・豊田市・安城市・蒲郡市・江南市・小牧市・東海市・田原市・藤岡町・東栄町・稲武町・御津町の 16 市町。

基本健診では、無料で実施している自治体が、集団で 40 市町村、個別医療機関で 42 市町村あった。集団・個別両方無料で実施している自治体は、岡崎市・犬山市・稲沢市・日進市・田原市・東郷町・祖父江町・平和町・七宝町・美和町・甚目寺町・大治町・立田村・三好町・下山村・音羽町・小坂井町・御津町の 18 市町村。

各種がん検診では、肺がんの集団検診が 68 市町村が無料で行っているが、その他のがん検診では、ごく少数の自治体のみが無料で行っており、すべての自治体でがん検診が無料で受けられるようになることが望まれる。また、個別医療機関委託は、それぞれの検診でほぼ半数の自治体が行

っているが、住民の検診機会確保のために個別医療機関委託の実施が必要だ。個別医療機関委託をまったく行っていない自治体も 21 市町村ある。

歯周疾患検診	
老人保健法の歯周疾患検診を、毎年無料で受けられるようにしてください。実施方法は個別医療機関委託方式としてください。また、国に対して老人保健法の歯周疾患検診の対象年齢の拡大をはたらきかけてください。	
資料P. 81～83	

老人保健法では「40、50、60、70 歳」が歯周疾患検診の対象となっている。

今回のアンケート で以下の事が判明した。

個別医療機関で実施	33 自治体
自己負担無料(集団・個別どちらか)	68 自治体
通年実施(集団・個別どちらか)	17 自治体

「自己負担無料」は無料で受けられる制度がある自治体、「通年実施」は連続して6カ月以上受けられる自治体も含む。

市町村独自の制度を含め歯周疾患検診を実施していないのは一宮市、長久手町、木曽川町、阿久比町、美浜町、武豊町、藤岡町、下山村の 8 市町村。上記の節目年齢で個別方式の歯周疾患検診を実施しているのは豊橋市、刈谷市、安城市、犬山市、東海市、知立市、扶桑町、東浦町、幸田町、額田町、三好町、渥美町の 12 市町であった。集団方式で行っている市町村の中には、老健法に基づく歯周疾患検診とせずに市町村独自の住民健診の中で歯科健診を実施している市町村が多く見られる。また、個別方式の対象年齢を5歳刻みにしたり、30 歳から実施するなど、歯周疾患を早期に発見するための工夫を行っている市町村もある。

4. 子育て支援

乳幼児医療費助成制度

就学前まで医療費無料制度を現物給付で実施してください。また、愛知県に対し、就学前までの医療費無料制度の実施をはたらきかけてください。

資料P. 84～85

乳幼児医療 県基準止まりは美浜・南知多を残すのみ

今回の調査で、04年4月調査時より制度を拡大した自治体が16市町村にのぼり、今年に入ってから愛知県制度を超える助成を新たに始めた自治体は、豊橋市・岡崎市・一宮市・半田市・豊川市・碧南市・刈谷市・西尾市・蒲郡市・新城市・知立市・田原市・東郷町・長久手町・清洲町・木曽川町・弥富町・阿久比町・東浦町・幸田町・藤岡町・音羽町・一宮町の23市町村である。

特に通院では、05年4月までに実施(合併後実施予定を含む)の自治体が71市町村にのぼり、県基準にとどまる16市町村に制度の拡大が強く望まれる結果となった。

また、就学前または6歳未満児まで対象を拡大している市町村も急速に増え、通院で65市町村(75%)、入院で82市町村(94%)が実施に踏み切った(2005年4月実施予定を含む)。

一方で合併に伴い、通院で義務教育就学前まで助成していた祖父江町が、05年4月合併後に5歳年度末までに後退する。

また、入院・通院とも県基準にとどまっていた自治体のうち、下山村が05年4月に豊田市と合併することに伴い、乳幼児医療費助成制度が県基準にとどまっている自治体は美浜町・南知多町を残すのみとなった。

妊産婦健診

妊産婦の無料検診制度を拡充し、無料の回数を増やしてください。

資料P. 86

妊産婦健診 12市町村が無料回数を拡大

妊産婦健診は母子保健法に基づき、妊娠前期と後期の2回が無料で受けられるが、98年の一般財源化以降は市町村事業として実施されている。キャラバン要請では、昨年からの2回の無料回数を増やすよう要望してきた。

昨年の調査では10市町村だったが、新たに新城市と音羽町で拡大が実現し、合計12市町村が無料回数を拡充することになった。

妊産婦健診の無料回数は東海市の7回が最高で、ついで稲武町・設楽町・東栄町・豊根村・富山村・津具村が5回、音羽町が4回、新城市・尾張旭市・師勝町・一宮町が3回の無料健診を実施している。

しかし、稲武町は無料回数を5回に拡充しているが、豊田市への編入により制度の後退となる。豊田市には住民福祉の後退をさせない観点から無料回数の拡充が特に強く求められる。

次世代育成支援対策

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」作成に当たり、地域住民の声をよく聞き、地域における子育て支援対策の充実や保育サービスの拡充に努めてください。

資料P. 87～90

仕事と子育ての両立が大きな課題になっているなかで05年3月までに策定がきめられた「次世代育成支援対策法」に基づき、各自治体の「計画」策定の回答によると、該当する保護者からのアンケートによるニーズ調査による検討やパブリックコメントで市民から意見を聞くなどして3月の策定にむけ準備が進められている。

女性が生涯に生む平均子供の数(合計特殊出

生率)が1.29と史上最低を更新し、社会的な注目が集められているが、子供を取り巻く環境など子育て不安は改善せず、誰もが安心して、のびやかに子育てができる環境整備がされていない。三位一体の改革により、ほとんどの特別保育事業は「次世代育成支援対策交付金」化し、自治体の考え次第で制度の廃止や補助金の削減だけでなく、「子育て関係」の事業であればどこに、どれだけの予算を振り分けるかが決まる。「交付金」化された事業の継続にむけた運動とあわせ、次の3点の内容を参考に、公的責任を明確にし、保育・学童保育や地域の子育て支援サービスの充実、労働環境の見直し・整備、子育てのまちづくりなど計画に反映させるなどの取り組みが必要である。

現行水準の維持を求め、各自治体がすでに実施している事業について交付金化(一般財源化)を理由に制度の廃止や単価の引き下げをさせないこと。

地域の実情にあった事業の拡充を求め、各地域の実態を出し合い、現在実施している事業の水準引き上げを求める。また、国の事業にないが地域に必要な特別保育事業の新設も独自に求める。

安上がり保育などへとつながる職員配置などの基準緩和や企業参入につながる基準緩和を認めない。

5. 国保の改善

資格証明書の発行

国保の資格証明書発行はおこなわず、加入者すべてに正規の保険証を発行してください。また、国に対し保険証取り上げ「義務化」をやめるようはたらきかけてください。

資料P. 91~94

資格証明書 3市町村が新たに発行

愛知県内の保険料(税)の滞納世帯は年々増えており、2004年6月1日現在で昨年比12,000世帯の増加(増加率5.9%)となっている。また滞納世帯の18.2%に短期保険証が発行されており、資格証明書発行世帯数は2,730世帯におよび、年々増加している。特に町村部での発行が増えており、2002年の調査からたった2年で2倍になっている。昨年は発行を見合わせたものの今年再発行をした江南市・幡豆町の他に、今年度新たに東海市・一色町・東栄町が資格証明書を発行しており、資格証明書発行自治体は昨年よりも5自治体増え、34市町村となっている。

しかし、愛知県が「資格証明書を発行する場合は、面談して実態を把握してからにすべき」と指導していることもあり、資格証明書を機械的に発行している市町村は少ない。そのため、合計の発行件数は全国的に見ると下から4番目と少ない件数で留めている。

こういった愛知県の中で、西尾市では、滞納世帯における短期保険証・資格証明書発行世帯比率は50%を超えるという事態が生まれている。これは西尾市の「国民健康保険が相互扶助で成り立つ社会保険制度であることから、税の滞納者を含めて加入者すべてに正規の保険証を発行することは、負担の公平性を欠く」という担当者の対応に問題があり、「国保は社会保障の主要な柱である」という観点を貫くことが求められる。

国保法では、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険向上に寄与することを目的とする」(第1条)とされており、

どこにも『相互扶助』の文言はない。

国保保険料(税)の減免制度

国保の保険料(税)の引き上げをおこなわず減免制度を拡充し、払える保険料(税)にしてください。

資料P. 95~98

担当者の意識改革がカギ

保険料(税)の減免は、全市町村で条例を設けて実施されており、2003年度実績で318,599世帯(16.9%)が減免されている。

前年度所得上限の緩和では500万円(津島市)、350万円(飛島村)、300万円(春日井市・碧南市・尾西市・知立市・木曽川町)など、前年度からの減少率に多少のばらつきはあるものの、ある程度の拡充がされているが、全国的に見るとまだまだ不十分である。

法定減免割合(6割・4割・2割)を超え、軽減割合を7割・5割・2割で実施している自治体は春日井市・七宝町・津具村・音羽町・一宮町の5市町村である。

中には「国・県に対して補助金増額の要望は求めていくが、現状では保険税を引き下げることが困難」「昨年度から一般会計からの繰入を増額し税率アップを抑えており、本年度は税率を据え置いたが、医療費等増加傾向にある中厳しい状況」といった回答が見られ、国保財政の厳しさが伺える。

しかし一方で、「医療費が高騰すれば、相互扶助の観点から保険税の値上げもやむなし」(大口町)、「既に支払い可能な税額になっています」(武豊町)(注 武豊町の保険料収納率は02年度実績で90.9%であり県内では低い水準)などと回答する自治体もあり、減免制度を知らせることと合わせて、実態に即した減免制度への拡充を求める運動を強める必要がある。また、払える保険料(税)に据え置くことが、滞納世帯の増加を抑えることにつながるのではないだろうか。

国保一部負担金の減免制度

国保の一部負担金の減免制度(国保法第44条)を拡充し、市町村や医療機関の窓口
に制度のチラシなどをおいて周知徹底してく
ださい。また、規定がない市町村は、規定を
設けてください。

資料P.99~100

10 市町村が新たに実施

昨年のキャラバンでは11市町村だった一部負担金の減免実施自治体が、今年度調査では21市町村に広がっており、キャラバンでの要請の成果が現れている。また知立市は05年4月実施に向けて要項作成中と回答があった。

また、実際に減免を行ったのは、名古屋市(5件)・三好町(3件)の2自治体に留まっている。

国保法第44条には、医療費の一部負担減免規定を設けている。しかし、中には「減免制度は『できる規定』なので作ることは考えていない」(日進市)、「(減免は)申請主義が原則になっているので、チラシなど窓口において周知することは、今のところ考えていない」(南知多町)など、法律の趣旨を理解せず、回答する自治体担当者もいる。愛知県は「市町村に規定を設けるように指導する」と回答しているが、さらなる指導が望まれると同時に、各市町村への働きかけも強めていく必要がある。

高額療養費・出産育児一時金の 受領委任払制度

高額療養費と出産・育児一時金の受領委任
払制度を実施してください。

資料P.101

高額療養費受領委任払い 4市が新たに実施

医療費の自己負担は限度額が定められている。しかし、自己負担限度額を超えた場合は、いったん医療機関に全額を支払い、その後、市町村に請求することにより払い戻される仕組み(償還払い)となっている。

高額療養費受領委任払い制度とは、限度額を

超えた自己負担分を医療機関が患者の代わりに市町村に請求する方法で、この制度を実施している市町村では患者は自己負担限度額を超えた医療費負担分を医療機関に支払う必要がなくなる。

今回新たに、春日井市・岩倉市・武豊町・幸田町が高額療養費受領委任払い制度を開始し、合計16市町村の実施となった。利用件数も2002年度の16,954件から2003年度は21,537件に増加している。半田市では「(貸付制度で行っているが)被保険者の手続きの煩雑さを考え2005年4月1日実施に向け準備をしている」との回答があり、この間の要請行動が自治体を動かしている。

一方で、全国を見ると、群馬・新潟・静岡・和歌山県では、県単位で受領委任払い制度を導入しており、愛知県でも県制度としての実施が求められる。

出産育児一時金受領委任払い 2000件の実績

出産育児一時金は、医師などの分娩証明を受け、市町村に申請すると30万円支給される。

受領委任払い制度は、患者が予め市町村に申請することによって受領委任額(30万円)を市町村から医療機関に支払う制度である。患者は分娩費として30万円を超えた額を医療機関に支払えば良くなり、分娩費を医療機関に支払う負担を軽減する制度である。

今回、新たに実施した市町村はないが、実施市町村に2003年度の利用件数を尋ねたところ、合計で2,000件近く実施されていることが判明した。残り3割になった未実施自治体へは、一日も早い制度導入が求められる。

傷病手当金・出産手当金制度の新設

傷病手当金、出産手当金制度を新設してください。

回答のあったほぼ全ての自治体で、「財政が厳しい」「国保になじまない」「考えていない」のいずれかであった。自治体の国保財政を考えると、国への制度化要望をする必要がある。

6. 障害者施策の充実

支援費制度の改善

支給量は上限を設けず、障害当事者の生活実態にあった支給決定をおこなってください。また、家族状況や介護者の有無を支給量決定の基準にしないでください。

選択できる基盤整備をおこなってください。特に、乳幼児・児童関係および障害者のデイサービス・ショートステイ施設を整備してください。

障害を持つ中・高校生に対しデイサービス・学童保育制度などの支援整備をおこなってください。

移動介護の利用を通園・通学・作業所への通所に適用してください。

資料P.102～103

中・高校生に対するデイサービス・学童保育などの支援整備

陳情書への回答では要望に対して、2004年8月には厚労省から2005年度概算要求が出され、障害を持つ中・高校生を対象にした「障害児タイムケア事業」の新設要求が出されているにも係わらず、回答はこの点について全く触れられていない。自治体の国の動向への対応が疑問視される内容となっている。

こうした中、ごく少数だが限られた自治体資源の中で、工夫をしながら実施している回答も寄せられている。

相談窓口の設置

アンケートへの回答では2003年度74自治体から2004年度70自治体に減少した。

「専門相談員の配置」は21から18自治体に、「支給上限を設けている」は7から4自治体に、「中高生への…」は17から13自治体に、「移動介護…」は13から7自治体にそれぞれ減少している。

とくに問題なのは、愛知県が行っている「ケアマネジメント従事者養成研修」修了者が、相談窓口

に配置されていないことである。個別性・専門性の求められる障害者支援についての相談窓口、相談員の配置を自治体で行うことは必要不可欠である。

支給時間の上限

「設けている」と回答した自治体は減少しているものの、自治体で「支給目安」を設定し、「目安」以上の支給を行わないところが多くあるのが現状である。この背景には、自治体予算の縮減・遅れている基盤整備の問題がある。

厚労省は今、「応益負担」を柱にした「障害者自立支援給付法(仮称)」の成立へ突き進んでいる。厚労省は、障害者・児の地域での生活を無視し、障害者・児と家族に一拳に40,200円もの負担を求めだけでなく、公費負担医療の応益負担は2005年10月、障害福祉サービスの応益負担は2006年1月、新たな事業・施設体系への移行・地域生活支援事業の実施などは2006年10月とするスケジュールも明らかにしている。

厚労省は、障害者のニーズや実施主体である市町村の状況を把握しないだけでなく、市町村へ情報提供もしないなど、「まず財源ありき」とする、あまりにも拙速な進め方をしている。

こうした中、障害者への支援整備が不十分な状況や、アンケートでも明らかな、相談窓口専門の相談員(ケースワーカー)が置かれていない状況で、責務を負うことになる市町村の混乱は必至である。また、障害者・家族の実情を十分に把握できない市町村では、地域での障害者・児と家族のニーズの切捨てがおこる事は十分察せられる。

精神障害者医療費無料制度

市町村単独事業として精神障害者の医療費を無料にしてください。また、愛知県に対して障害者医療費無料制度の対象にするようはたらきかけてください。

資料P.104

精神障害者の医療費については、精神保健福祉法 32 条により、精神疾患にかかわる通院医療費の患者負担が 5%に軽減されているが、その患者負担や入院医療費を精神障害者医療費助成条例などを定めて無料または 2 分の 1 に軽減している自治体が 83 市町村ある。

このうち、精神障害者を障害者医療費助成制度の対象に加えるなどして、精神疾患に限らず、すべての疾患を助成の対象としている自治体は 25 市町村ある。

市町村障害者計画

「市町村障害者計画」を策定してください。

昨年 6 月の障害者基本法の改正により、全ての自治体に市町村障害者計画の策定が義務付けられた。

回答のあった全ての自治体で、「策定済み」「策定作業中」「策定したい」との返答があり、見直しの作業に入っている市町村や、これから策定する市町村に関しては、障害者の実態に即した計画を策定する必要がある。

7. 国に対する意見書

国に対して以下の意見書・要望書を提出してください。

1. 年金改定を元に戻し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、安心してらせる年金制度を確立してください。
2. 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、国庫負担を増やすなど改善をすすめてください。
3. 支援費予算を削減することなく、必要な費用を適切に補助してください。
4. 消費税の引き上げをおこなわないでください。
5. 健康保険本人 3 割負担と高齢者の窓口負担の引き上げを元に戻すとともに、国民健康保険と健保家族の負担を 2 割に引き下げてください。また、医療保険への国庫補助金を増やしてください。
6. 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の検診制度を拡充してください。また、現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
7. 税源委譲での自主財源拡大、地方交付税制度の堅持、充実による地方税財政改革を実施してください。

資料P.105～108

扶桑町・祖父江町・弥富町などが意見書採択

12月議会

自治体キャラバンでは、社会保障制度の拡充にむけて、毎年、国に対する意見書の提出を求めてきた。

今回の要請で求めた 7 種類の意見書について、2002 年度以降の提出状況は次の通りである。(アンケート 結果)

1. 安心して暮らせる年金制度の確立 ……	8
2. 介護保険への国庫負担の増額 ……	14
3. 障害者支援費予算の確保 ……	8
4. 消費税引き上げ反対 ……	4
5. 医療費負担軽減 ……	10
6. 乳幼児医療の国制度創設 ……	7
7. 地方交付税の堅持・充実 ……	22

また、今回の要請を受けて、12月議会で以下の市町村で意見書が採択された。参考までに祖父江町の意見書を紹介する。

市町村名	採択日	意見書
師勝町	2004年 12月16日	地方税財政改革について、同趣旨の意見書を採択
扶桑町	2005年 1月6日	7つの意見書をすべて採択
祖父江町	2004年 12月24日	年金・消費税・介護保険・医療費負担・乳幼児・妊婦健診を含んだ「医療・介護・福祉など社会保障の充実を求める意見書」
弥富町	2004年 12月17日	介護保険・医療費負担軽減・子育て支援、地方税財政改革の4つの意見書を採択
小坂井町	2004年 12月16日	地方税財政改革の意見書を採択

祖父江町の意見書

医療・介護・福祉など社会保障の充実を求める意見書

小泉内閣がすすめる「構造改革」路線により、国民のくらしは深刻の度を深めている。

国民の不安をなくし、暮らしに安心・安全を保障するため憲法25条にもとづく社会保障を充実することが求められている。

したがって、政府においては下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 安心して暮らせる年金制度を確立するとともに、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設すること。
2. 消費税の引き上げは行わないこと。
3. 介護保険の国庫負担を増やすなど改善をすすめること。
4. 健保本人3割負担、高齢者の窓口負担の引き上げを元に戻すこと。
5. 子育て支援として就学前まで医療費を無料にするとともに、現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないこと。また、妊産婦の検診精度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月21日

愛知県中島郡祖父江町議会

以上

． 要請項目に関する資料

自治体キャラバンの際、各市町村に依頼した「請願・陳情項目に関する文書回答・アンケート」の集約結果や、陳情項目に関しての参考資料など、県内市町村の実態をまとめたデータ資料です。

1. 医療・介護・福祉分野で優れていると思う3つの施策	21
2. 医療・介護・福祉等社会保障施策充実にむけての基本姿勢について	25
3. 介護保険料の低所得者単独減免実施市町村一覧（厚労省3原則比較表）	29
4. 介護保険料低所得者単独減免実施市町村の実施内容	30
5. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧	40
6. 介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村の実施内容	41
7. 特別養護老人ホームの待機者数の推移	50
8. 介護老人保健施設の待機者数の推移	51
9. 介護保険の認定調査の方法	52
10. 困難事例への対応と措置対応件数	54
11. 住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施	56
12. 食事（配食・会食）サービスの実施状況	57
13. ゴミ出し援助の実施状況	60
14. 介護手当の支給状況	62
15. 住宅改修の独自助成制度	66
16. 福祉用具の実施状況	69
17. 介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数	72
18. 福祉給付金の拡大状況と自動払いの実施状況	73
19. 高額医療費の支払状況、未払いを減らすための対応	74
20. 基本健診・各種がん検診・歯周疾患検診実施状況	76
21. 乳幼児医療費助成制度の拡大状況	84
22. 妊婦健診の拡大状況	86
23. 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」策定について	87
24. 国保資格証明書・短期保険証交付状況一覧、資格証明書の交付にあたって	91
25. 国保の保険料（税）減免実施状況	95
26. 国保の医療費一部負担減免制度の実施状況	99
27. 国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況	101
28. 障害者施策について、精神障害者医療費助成制度一覧	102
29. 国に対する意見書提出状況	105
30. 2004年度キャラバン陳情書・請願書の採択結果	107

医療・介護・福祉分野で優れていると思う3つの施策

アンケートの回答から編集。

市町村名		我が街の優れた施策
1	名古屋市	
2	豊橋市	子育て支援について、保育所が充実しており待機児がない。特別保育にもさらなる充実を図っている 介護保険事業について、保険料を低く抑えている 社会問題化している発達障害にかかわる児童への対応として市民病院に児童精神科医を配置し、早期発見、早期療育に努めている
3	岡崎市	
4	一宮市	乳幼児医療費助成の対象を拡大[6歳に達した日以後の最初の3月31日まで(就学前まで)対象を拡大]及び精神障害者医療費助成 一定の所得以下の身体障害者(児)に対する補装具及び日常生活用具の給付に係る自己負担額の全額支給 一宮市は、放課後児童健全育成事業で知的障害児のみを対象とした専用の児童クラブを平成12年度から開設している。また、肢体不自由児を対象とした専用の児童クラブを平成16年度に建設し17年度から開設を予定している
5	瀬戸市	学齢前の障害児とその保護者を対象にした教室(こねこ教室)の実施
6	半田市	介護保険料助成 訪問介護事業所 障害者バス運賃扶助事業
7	春日井市	障害者や要介護認定者の移動支援として、タクシー料金、燃料券及び外出支援サービスの選択支給の実施 在宅介護支援センターの取組が充実(平成8年から現在基幹型含め8施設) 子育て支援のための総合的施設「子育て子育て総合支援館」の設置(平成14年11月から)
8	豊川市	未就学児童の医療費の無料化
9	津島市	
10	碧南市	介護予防拠点施設(まちかどサロン)の整備 市内巡回くるくるバス事業 高齢者無料入浴サービス事業
11	刈谷市	県内の自治体では最初に「高齢者ふとん乾燥事業」を15年度から実施している。
12	豊田市	子ども発達センター 子育て支援センター 乳幼児医療助成
13	安城市	乳幼児医療費の助成を平成15年7月から4歳の誕生月の末日から就学前までに助成の拡大をした 介護相談員派遣事業を平成12年度から取り組み、苦情発生防止、サービスの質の向上に積極的に取り組む 障害者IT講師派遣事業(障害者の情報バリアフリー対策)や徘徊知的障害者に対するGPSを利用した位置検索サービス事業を実施
14	西尾市	高齢者が介護を必要とする状態にならないように防止し、元気で自立ができるように「ぴんしゃんチェック」を実施 高齢者が介護を必要とする状態にならないように、筋肉の低下・骨粗鬆症を予防するために「筋肉アップ教室」を実施
15	蒲郡市	
16	犬山市	認定調査の市職員による実施及び介護認定審査会への認定調査員の同席 保健・医療・福祉の総合拠点施設・犬山市民健康館「さら・さくら」を設置し三師会による医療相談、保健師の派遣、基幹型在宅介護支援センターによる訪問、相談等を一体的に実施。温泉施設あり 2003年4月から幼保同一カリキュラムを作成し、保育の中に教育の内容を取り入れ実際に実施している
17	常滑市	
18	江南市	訪問介護利用者負担助成事業

市町村名		我が街の優れた施策
19	尾西市	
20	小牧市	
21	稲沢市	単身高齢者世帯見回訪問制度 徘徊高齢者家族支援サービス 事業
22	新城市	
23	東海市	妊産婦の検診5回分及び医療費の無料化 特定疾病(気管支ぜん息他)患者の医療費の無料化 未就学児の入院医療費の無料化
24	大府市	
25	知多市	
26	知立市	
27	尾張旭市	高齢者タクシー-基本料金助成事業 移送サービス 利用助成 妊産婦医療費助成
28	高浜市	障害者地域生活支援施設「みんなの家」の整備(知的障害者が親元を離れ、自立生活をしていくための「おためし外泊」による生活訓練等を実施) PFI方式による新型ケアハウスの整備 介護サービスの市独自の第三者評価の実施
29	岩倉市	老人医療について県の所得制限を超える者は市単独で助成 ボランティアによる有償移送サービス 高齢者賃貸住宅住み替え助成金
30	豊明市	国保の保健事業として保健師、看護師、栄養士による訪問指導や健康増進活動グループへの補助・指導を行っている 支援費のデイサービス 事業の中で、市単独で国庫基準額に対し、上積み補助をしている 全小学校区への児童館の建設
31	日進市	住宅改修上乘せ、紙おむつ助成、移送サービス コミュニティサロン(6ヶ所) 365日あったか食事サービス 事業
32	田原市	要介護認定者等が住宅改修をする際、介護保険に上乘せし30万円を補助 満70歳以上の方にタクシー-初乗り運賃利用券もしくはバスの利用券を交付 田原市内を巡回バス(100円/1回)が運行
33	東郷町	乳児医療費助(ママ)制度(就学前まで) 児童館の設置及び活動 高齢者活動の場の充実
34	長久手町	障害児デイサービス 事業 紙おむつ助成金支援事業 高齢者住宅改修事業
35	西枇杷島町	乳幼児医療費助成制度(未就学児対象) 障害児通園療育事業(たんぼぼ園) シルバーヘルス65(新規の介護保険第1号被保険者対象。健康教育、制度説明)
36	豊山町	介護保険の保険料は尾張地区では安い
37	師勝町	心理療法の一つである回想法による介護予防事業「思い出ふれあい事業」。閉じこもり予防・痴呆予防に効果をあげる一方で町づくりにもつながっている 「師勝町地域福祉計画」をみんなで作り、みんなで進める 福祉巡回バスの運行(もえの丘や町内の福祉施設への足として)しております
38	西春町	
39	春日町	65-69歳の住民税非課税世帯に属する者に対し老人医療を実施(H16.10~)
40	清洲町	介護保険の認定調査において町職員3人(保健師、看護師)で殆どのケースを実施し(一部委託)、調査の公平性・平準化に努めている 精神障害者と診察(診断書のみ)された者への受給者証の交付 母子家庭等医療費助成については所得制限なし
41	新川町	入院の際、食事費には福祉給付金で対応(老人・乳幼児・障害者・母子家庭等医療費) 重度の心身障害者を介護している者に対し手当を支給

市町村名		我が街の優れた施策
42	大口町	介護保険料の6段階賦課方法を採用し、いっそう所得に応じた保険料徴収をおこなっている。
43	扶桑町	介護保険料・利用料の減額・免除制度 自立と判定された方を対象にしたヘルパー、デイ、ショート の町の在宅福祉サービス 保育に欠ける児童の保育所待機ゼロ
44	木曾川町	生きがい対応型デイサービス 事業(健やかクラブ):保健と福祉が連携して事業に取り組み、利用者自らのエンパワーメント を高め、事業効果が非常に高い
45	祖父江町	祖父江町老人家庭訪問員派遣事業 祖父江町在宅介護用品給付事業 乳幼児医療費無料化制度
46	平和町	
47	七宝町	
48	美和町	
49	甚目寺町	乳幼児医療制度の充実(平成14年10月から小学校卒業まで医療費を無料化) 在宅の要介護及び要支援認定者に介護用品購入費の一部を助成 母子家庭等を支援するため遺児の養育者に対して、国県制度のほかに町単独で手当を支給
50	大治町	高齢者交通費助成 在宅介護支援センター 乳児医療の対象者を未就学児まで拡大
51	蟹江町	
52	十四山村	
53	飛鳥村	乳幼児医療費が15歳到達の年度末まで無料
54	弥富町	乳幼児医療、12歳の年度末まで
55	佐屋町	公共施設巡回バス 全小学校区(4校区)に児童館を設置 温泉利用の老人福祉センター
56	立田村	精神障害者医療費助成 少子化対策事業(出産祝金)3人目~15万円 高齢者福祉タクシー料助成。年24回基本料金、迎え料金
57	八開村	
58	佐織町	
59	阿久比町	
60	東浦町	
61	南知多町	
62	美浜町	
63	武豊町	福祉給付金の自動払い 6歳未満児まで入院の自己負担額全額助成
64	一色町	
65	吉良町	税率改正に伴い、国保税の軽減制度を6・4から7・5・2軽減に変更した 国保税条例のみで定めている。保険税の減免規定を施行規則で詳細に定め、適切な減免の運用を図った
66	幡豆町	高齢者等移送サービス 事業 訪問介護員養成講座受講料助成事業
67	幸田町	介護保険非該当者対象に「生きがいデイサービス」 福祉巡回バス運営 心身障害者の小規模授産施設を直営
68	額田町	
69	三好町	町公営による町民病院の運営 障害者扶助費を精神障害者まで拡大 19年度開設に向け特別養護老人ホーム(民間)の推進

市町村名		我が街の優れた施策
70	藤岡町	「健康ふじおか21」の地方計画の策定 障害児支援として夏休み親子教室の実施 乳幼児医療費制度の拡大
71	小原村	
72	足助町	
73	下山村	
74	旭町	精神障害医療施策、外来全額、入院半額 介護予防事業(外出支援、訪問理美容) 敬老祝金(100歳、100千円支給)
75	設楽町	移送サービス事業 人間ドック助成 就学未満児医療費助成
76	東栄町	介護予防センターにおいて、温泉を活用した水中健康運動教室を開催 町営バス使用料を一律100円に。また、75歳以上の高齢者に期限付きの無料乗車券を発行 介護予防施設「結の里」において、今年度から介護予防教室、障害者を対象とした「ものづくり事業」の実施
77	豊根村	長期にわたって臥床している高齢者、身体障害者等に対し、日常生活用具を無料で貸し出しをしている 要介護12345と認定された方を在宅で介護する家族に対して、介護用品購入費の補助をしている 社協、保健センター、デイ施設、診療所の連携により、地域(人)密着型のサービスを行っている
78	富山村	
79	津具村	福祉タクシー事業 階楽園の居室利用
80	稲武町	介護予防・生活支援事業の充実 高齢者生活福祉センター(生活支援ハウス)の多目的利用 障害者作業所の運営
81	鳳来町	
82	作手村	医療・保健・福祉のトータルケア 福祉施設の充実 外出支援サービス
83	音羽町	介護保険料の第2段階の者のうち低所得者に対し町独自で第1段階相当額まで減免している 訪問介護利用者のうち、町民税非課税者の利用料を町独自で6%に軽減している
84	一宮町	介護予防として町内60歳以上の老人に「いかまい館」を無料で使用させている 自立高齢者の介護予防対策として「すこやか倶楽部」をはじめ、各種の講座を開催している 基本健康審査は無料で実施、がん検診は受益者負担の原則により低額で実施している
85	小坂井町	
86	御津町	介護保険料の第2段階者の内、低所得者に対する保険料の軽減 訪問介護利用者の内、低所得者に対する利用料の軽減 寝たきり者等を在宅で介護している家族へ手当の支給
87	渥美町	

医療・介護・福祉等社会保障施策充実にむけての基本姿勢について

- 1、国の補助金削減を理由にした福祉施策などの削減を行わないでください
- 2、市町村合併にともなう住民負担増と住民サービスの低下を行わないでください

空欄は未回答もしくは文書回答の無い自治体

市町村名	文書回答の内容
1 名古屋市	名古屋市については、この項目の要望を提出していない
2 豊橋市	
3 岡崎市	<ol style="list-style-type: none"> 1、国・県等の補助金制度の動向を注意し、有効な財源の確保に努めるとともに、施策の適切な評価、新たな優先課題の分析を行い、住民参加のもとに官民の役割分担も含めて計画的実施に努めてまいります。 2、合併協議については、現在「岡崎市・額田町合併協議会」において協議がすすめられております。基本的には岡崎市の制度に統一する方向ですすめられていますが、合併にともなう住民サービスが低下することのないよう事前に事務部門で十分な協議の上ですすめております。
4 一宮市	<ol style="list-style-type: none"> 1、全国市長会から国に対し、国庫補助負担金の削減見直しをおこなう場合は、同時にそれに見合う税源移譲をおこない、地方への負担転嫁をしないよう要望。 2、一宮市・尾西市・木曽川町の合併については8月に協定書に調印。現行のサービス水準は維持する方向で協議。また新市の施策は2市1町村が実施している特色ある施策を生かした方向でおこなわれる。住民負担は、一部負担増になるものもあるが、財政運営を考えたとき無理な住民負担はせず、必要最小限の調整を計った。全体としてみればサービスのと住民負担の費用対効果は住民のメリットのある形で調整したい。
5 瀬戸市	<ol style="list-style-type: none"> 1、必要不可欠な施策については補助金削減の有無にかかわらず実施すべきと認識している。状況を見ながら改善すべき事は機会あるごとに国・県等に働きかけていく。 2、市町村合併の予定はない。
6 半田市	<ol style="list-style-type: none"> 1、地方自治体間の財政格差の大きい中で、国のスリム化のために地方に負担を押しつけることは許されない事だと考える。現時点では不確定なことなので国の動向を留意していく。仮に一方的な補助金削減のあったときは、本市のすべての事業について見直しが必要であると認識している。 2、住民負担については、合併協議会等での議論を経て、住民サービスに見合った適正な負担が決定されるものであると認識している。
7 春日井市	
8 豊川市	<ol style="list-style-type: none"> 1、国が財政再建のみを選考させることのないよう、地方の自主・自立につながる「確実な税源移譲」「地方交付税による確実な財政措置」の実現を求めている。 2、合併についての動きはあるが具体的ではない。
9 津島市	<ol style="list-style-type: none"> 1、国の補助金削減を理由にした福祉施策などの削減は考えていない。 2、市町村合併は現在具体化されていない。
10 碧南市	<ol style="list-style-type: none"> 1、意見としてお聞きします。 2、碧南市においては市町村合併の予定はありません。
11 刈谷市	
12 豊川市	
13 安城市	
14 西尾市	<ol style="list-style-type: none"> 1、国の補助金削減だけを理由とした福祉施策の削減は考えていない。 2、当面、市町村合併にともなう住民サービスの低下は考えていない。
15 蒲郡市	<ol style="list-style-type: none"> 1、聞きおきました。 2、本市に合併の動きはありません。
16 犬山市	<ol style="list-style-type: none"> 1、補助金削減にともなう福祉施策の見直しは行っていません。 2、市町村合併の予定はありません。
17 常滑市	<ol style="list-style-type: none"> 1、必要な事業か否か、事業の見直し(精査)をおこない判断しますが、市民サービスの低下にならないよう努めます。 2、合併の動きはありません。
18 江南市	

市町村名	文書回答の内容
19 尾西市	1、国の補助金削減だけを理由とした福祉施策などの削減は考えておりません。 2、当面、市町村合併に伴う住民サービスの低下は考えておりません。
20 小牧市	1、福祉部全体 各制度の実情を把握し、効果的、効率的な施策の実施に努めて参ります。 高年福祉課 高齢化の進行に伴い、必要な施策を充実する方針であります、今後の国の動向を見守っていきたい。 児童課 国、県に対して機会あるごとに補助金削減をしないように申し入れをしていきたいと考えております。 介護保険課 1および2ともに、介護保険制度の趣旨と国の方向性を踏まえて対応する考えです。 2、福祉部全体 小牧市は、市町村合併をするという話は聞いておりませんので、住民サービスの低下にはつながりません。
21 稲沢市	
22 新城市	1、少子高齢化が進展する中、重要施策として位置づけていますので、国の補助金削減を理由に福祉の削減は考えておりません。 2、人口や財政規模によるサービス内容の違いを調整し、適正なサービス水準と住民負担を定め、公平性の確保をめざしていきます。
23 東海市	1、施策の実施にあたっては、財源確保は必要不可欠ではありますが、施策の必要性を吟味して、継続性の必要性がある事業は、財源確保に全力であたって、施策の推進にあたります。 2、現在3市1町で構成する任意合併協議会で検討しています。この任意合併協議会は、住民の福祉より一層の向上をめざす仕組み作りを検討しています。
24 大府市	1、事業の必要度に応じて検討していきます。 2、任意合併協議会で協議中です。
25 知多市	1、必要な施策はできるだけ継続して行きたいと考えています。 2、サービス低下をきたさないようにしていきたいと考えています。
26 知立市	
27 尾張旭市	
28 高浜市	
29 岩倉市	1、社会保障の施策の公平性を担保するためにも、現状においては国からの補助金を活用したものが望ましいと考えています。今後とも財源移譲をとまなわないう安易な補助金削減が実施されないよう要望していきます。 2、平成17年3月31日までに合併の予定がありません。
30 豊明市	
31 日進市	
32 田原市	
33 東郷町	1、三位一体改革の大きな影響が出ています。地方交付税において、H12年度は普通交付税の交付額が854万円でしたがH16年は0円となりました。また、補助金削減に代わる税源移譲においても町の負担は多くなります。従ってこのような状況下において受益と負担についてより検討する必要があると考えるなかで、個々の事業も見直しが必要と考えます。 2、合併については今のところ該当しません。
34 長久手町	1、福祉施策の充実に向けて努力します。 2、福祉施策の充実に向けて努力します。
35 西枇杷島町	1、補助金削減を理由にした福祉施策の削減は行っていません。 2、事務のすり合わせにおいて、住民サービスを低下させないように調整しています。
36 豊山町	
37 師勝町	
38 西春町	1、現実に即した対応を行います。 2、ご質問の趣旨をとらえて協議を進めていきます。
39 春日町	
40 清洲町	
41 新川町	1、例外を除き、検討していく。 2、尊重していく。

市町村名	文書回答の内容
42 大口町	2、当面合併の予定はありません。
43 扶桑町	1、国・県などからの補助金も事業推進の重要な財源であり、必要な財源の確保を求めたい。
44 木曾川町	1、国の補助金や地方交付税の削減の影響は本町にとっても大きく、財政運営に影響を与えております。町として行政改革等による経費の削減等に努めていますが、各種施策の見直しも必要かと思われま 2、住民負担・住民サービス は、新市の合併後の財政計画に基づき調整を行っています。
45 祖父江町	
46 平和町	
47 七宝町	1、今後予算編成に向けて検討していきたいと考えています。 2、合併研究会において、検討していきたいと思っています。
48 美和町	1、補助金がなくなると町が肩代わりをして事業を続けることは大変厳しい状況です。極力削減をしないよう努力したい。 2、合併によって住民サービス の低下を招かないよう努力したい。
49 甚目寺町	1、補助金削減が福祉施策の削減に直接結びつくものではないと思いますが、補助金削減というマイナスイメージ のみにとらわれるのではなく、税源移譲された財源を有効に活用していきたいと考えています。 2、当町は市町村合併する見込みがありません。
50 大治町	
51 蟹江町	
52 十四山村	1、国の補助金削減を理由にした福祉施策の削減については、現時点では考えていません。 2、住民負担と住民サービス の低下を行うことについては、現在考えていません。
53 飛島村	
54 弥富町	1、長引く不況で徴収税の低下、国の補助金の減少で町としても大変厳しいが、福祉施策などはできるだけ削減しないよう努力していきます。 2、町村合併において、極力、住民の負担増やサービス 低下がないよう考慮していきます。
55 佐屋町	4町村の合併協議会における調整方針の基本的考え方は合併による効果が住民生活の向上につながることを原則とし、より充実した住民福祉施策が構築できるよう調整する事を基本としています。
56 立田村	
57 八開村	1、八開村においては、福祉施策などの削減はおこなっておらず、合併後についても福祉施策が低下しないよう協議検討中です。 2、4町村で一番低い住民負担になるよう協議検討中です。
58 佐織町	2、4町で一番低い住民負担になるよう協議検討中です。
59 阿久比町	1、削減しないよう努めます。 2、意見を伺っておきます。
60 東浦町	
61 南知多町	1、現行の福祉施策については大変厳しい状況ですが、できるだけ削減をしないよう考えています。 2、合併することになった場合、住民負担と住民サービス 低下を行わないよう努めます。
62 美浜町	1、厳しい状況ですが、できる限り削減をしないよう努力します。 2、合併した場合、住民負担・サービス 低下にならないよう努力します。
63 武豊町	1、国の福祉施策メニュー が多種多様に展開されており、一般住民の方々が 利用する場合に迷う、間違われる事があります。メニュー の整理をすることで真に住民の方々が 必要としている福祉を提供できるよう整理、検討をしていきたいと考えま 2、本市は合併は白紙の状況です。
64 一色町	1、三位一体の財源に確保されているものは従来通り実施。 2、合併の予定なし。

市町村名	文書回答の内容
65 吉良町	1、財政事情を勘案します。 2、当分の間は合併は凍結状態です。
66 幡豆町	1、今後の検討課題だが、一律な削減ではなく必要性、合理性を見極めて検討。 2、合併未定。
67 幸田町	1、国の補助金削減ということだけでなく、住民のニーズ、財政状況等を見ながら判断していきます。 2、岡崎市・額田町との1市2町の合併について研究検討してきたが、時期尚早とすることから見送りました。
68 額田町	1、国の補助金削減にともなう福祉施策の削減は考えていません。 2、H18年1月1日に岡崎市との合併を予定。基本的には岡崎市の制度に統一する方向で調整中であり、全般的には住民サービスは向上すると考えています。
69 三好町	
70 藤岡町	1、市町村合併により、平成17年4月1日から豊田市の福祉施策に統一されます。 2、豊田市の施策に統一され、充実されます。
71 小原村	
72 足助町	
73 下山村	
74 旭町	
75 設楽町	できることなら削減などしたくない。
76 東栄町	1、三位一体改革による運営費補助の全額カット、補助金の見直しもされ、特に山間地域の地方自治体は、今試練の時代を迎えています。地方交付税も年々削減され、行財政計画の見直しが必要となっている現状でありこの辺をご理解願いたい。 2、合併については、現在は協議は進んでいない。
77 豊根村	
78 富山村	
79 津具村	1、国の補助金削減後に検討します。 2、現在設楽町との合併協議中であり検討していきます。
80 稲武町	
81 鳳来町	
82 作手村	2、できるだけ努力します。
83 音羽町	1、そのように努力していきます。 2、そのように努力していきます。
84 一宮町	1、地方公共団体も財源が確保できなければ需要が増えるづけるサービスを続けていくことは困難になりますが、限られた財源を有効に活用し住民サービスの要求に答えていきます。 2、現時点では合併しません。
85 小坂井町	
86 御津町	
87 渥美町	1、削減しないよう努力したいと考えています。 2、編入合併のため、基本的に田原市のものに統一されます。住民サービスについては低下を防ぐ為の合併と考えています。

介護保険料の低所得者単独減免実施市町村一覧

(厚労省3原則比較表)

(2005年1月)

減免実施市町村数		41	3原則項目			申請不要	2003年度実績	
市町村名	減免対象となる所得段階区分等	預金や不動産の制限なし	全額免除	一般会計	件数		金額	
1	名古屋市	第2段階	×	×	×	×	1,648	14,665,010
3	岡崎市	第1・2段階	×	×	×	×	173	2,130,700
4	一宮市	第1・2段階		×	×		10,507	52,255,400
5	瀬戸市	第2段階	×	×	×	×	1	5,200
6	半田市	第1・2段階	×	一部	一部	×	7	65,670
8	豊川市	第2段階	×	×	×	×	46	340,453
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	9	74,800
10	碧南市	第1・2段階	×	×	×	×	46	684,897
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	13	276,536
14	西尾市	第1・2段階	×	×	×	×	1	8,400
15	蒲郡市	第2段階	×	×	×	×	224	1,715,340
16	犬山市	第2段階	×	×	×	×	1	2,100
18	江南市	第2段階	×	×	×	×	19	163,500
19	尾西市	第1・2段階	×	×	×	×		
20	小牧市	第2段階		×	×	×	20	203,100
21	稲沢市	第1・2段階	一部	×	×	×	23	181,700
22	新城市	第2段階	×	×	×	×	1	3,100
-	知多北部広域	第1・2段階	×	×	×	×	76	1,072,300
26	知立市	第1段階			×		2	31,800
27	尾張旭市	第2段階	×	×	×	×	14	125,800
29	岩倉市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	×	×	×	×	3	26,500
31	日進市	第1段階(老齢福祉年金受給者)		×	×	×	5	64,960
32	田原市	第2段階	×	×	×	×		
37	師勝町	第1・2段階	×	×	×	×	8	72,800
39	春日町	第1・2段階		×	×	×	0	0
42	大口町	第2段階	×	×	×	×	15	120,700
43	扶桑町	第1・2段階		×	×	×	5	81,500
45	祖父江町	第1・2段階	一部	×	×	×	0	0
46	平和町	第1・2段階	一部	×	×	×	0	0
51	蟹江町	第1段階	×	×	×	×	2	16,200
63	武豊町	第1・2段階		×	×	×	14	144,000
67	幸田町	第1・2段階		×	×	×	59	495,600
68	額田町	第1・2段階	×	×	×	×	1	18,800
73	下山村	障害者を有する世帯等		×	×	×		
83	音羽町	第2段階	×	×	×	×	3	20,700
84	一宮町	第2段階	×	×	×	×	13	100,386
85	小坂井町	第2段階	×	×	×	×	39	278,568
86	御津町	第2段階	×	×	×	×	24	171,585

印：2004年4月以降に実施した市町村。下山村は2003年度から実施していることが分かった。上記のうち、尾西市は一宮市に、平和町・祖父江町は稲沢市に、額田町は岡崎市に、下山村は豊田市に編入合併され、制度は編入後の市町村の制度となる。「3原則項目」の印は、介護保険利用者の立場に立って、3原則を超えて実施している市町村。

保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を指導する3原則

保険料の全額免除
資産状況等を把握せず収入のみに着目した一律の減免
保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

介護保険料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

(2005年1月)

名古屋市	根拠法規	名古屋市介護保険条例・名古屋市介護保険条例施行細則
	対象の所得段階区分	第2段階(施行細則)
	対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が、ア)1人世帯の場合98万円、イ)2人世帯の場合122万5千円、ウ)3人世帯の場合147万円、エ)4人世帯の場合178万円、オ)5人世帯の場合213万6千円、カ)6人以上の場合213万6千円に5人を超える世帯員1人につき34万円を加算した額、以下であること。(施行細則) 全世帯員が住民税非課税であること。(施行細則) 全世帯員の預貯金が、の世帯数に応じた合算額の3倍以下であること。(要綱) 住居以外の不動産を有していないこと。(要綱) 他の世帯から税法上の扶養を受けていないこと。(要綱)
	減免内容	第1段階の保険料に減額(年額28,379円を18,919円に減額)(施行細則)
	申請の有無・内容	納付期限までに「介護保険料減免申請書(低所得者減免用)」を区長に提出する。(条例・施行細則)
	財源	介護保険特別会計

岡崎市	根拠法規	岡崎市介護保険条例・岡崎市介護保険規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)(条例)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(条例) 住民税課税者から生計の援助を受けていないものであること。(条例) 資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難なものであること。(条例) 1)住居以外の不動産を有していないこと。2)全世帯の預貯金が1050万円以下であること。(内規)
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額(年額26,100円を13,050円に減額)(規則)
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階(条例)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が60万円を超え120万円(世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(条例) ～(1)と同じ
		減免内容	第2段階保険料を3分の2相当額に減額(年額34,800円を23,200円に減額)(規則)
	(3)	対象の所得段階区分	第2段階(条例)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(条例) ～(1)と同じ
		減免内容	第2段階保険料を3分の1相当額に減額(年額34,800円を11,600円に減額)(規則)
	申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出する。(条例、書類は規則)	
	財源	介護保険特別会計	

一宮市(尾西市・木曾川町)	根拠法規	一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)・第2段階(施行規則)
	対象者の条件	対象者本人の前年所得金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額(33万円)を超えないこと。(施行規則)
	減免内容	各保険料徴収段階の規定額の100分の20に相当する額を減免(施行規則) 第1段階(年額17,300円を13,840円に減免) 第2段階(年額25,900円を20,720円に減免)
	申請の有無	必要なし(条例・施行規則) 合併後は改訂し申請が必要となる。
	財源	介護保険特別会計

瀬戸市	根拠法規など	瀬戸市介護保険条例・瀬戸市介護保険条例施行規則・ 瀬戸市介護保険料減免に係る要綱
	対象の所得段階区分	第2段階(要綱)
	対象者の条件	全世帯員が住民税非課税であること。(要綱) 全世帯員の実収入見込額(収入が確実に推定できない場合は、前3カ月の平均収入月額に12カ月を乗じた額)が、生活保護法に規定する基準生活費(第1類、第2類、住宅扶助及び老齢加算または障害者加算を合算した額)(減免基準生活費)以下であること。(要綱) 住民税を課税されている者に扶養されていないこと。(要綱) 住居及び収入を得るための不動産以外の不動産を有していないこと。(要綱) 全世帯員の預貯金の合算額が減免基準生活費の3倍以下であること。(要綱)
	減免内容	月割額で保険料の100分の25に相当する額を減免(要綱) (月額保険料2,254円を1690円に減額) 第1段階の保険料に減額
	申請の有無・内容	納期期限の7日前までに「介護保険料申告書(減免・徴収猶予用)」「収入及び資産の調査に関する同意書」「収入申告書」「資産申告書」を市長に提出。(条例・施行規則・要綱)
	財源	介護保険特別会計

半田市	(1)	根拠法規など	半田市介護保険条例・半田市介護保険条例施行規則 半田市介護保険料助成に関する条例(以下、助成条例) 半田市介護保険料助成に関する条例施行規則(以下、助成規則)
		対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)(施行規則・助成条例)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が、60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額)以下であること。(施行規則・助成条例) 住民税課税者と生計を一にしていないこと。(施行規則・助成条例) 住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと。(施行規則・助成条例) 住居以外の不動産を有していないこと。(内規) 全世帯の預貯金が1050万円(特別マル優に準ずる金額)以下であること。(内規)
		減免内容	申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の2分の1の額を減免する。(月額保険料にして1,783円を890円相当に減額)(施行細則) で減免を受けた後に納付した保険料(月額保険料にして890円相当額)を全額助成する。(助成条例) 「半田市介護保険料支給申請書」に領収書等を添付し市長に申請(償還払い)(助成規則)
		申請の有無・内容	減免事由発生日から30日以内(条例)に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類(兼同意書)を市長に提出。(施行規則) 「半田市介護保険料助成申請書」により市長に申し込む。(助成規則)
		財源	条例に係る減免は「介護保険特別会計」 助成条例に係る助成は「一般会計」
	(2)	根拠法規など	半田市介護保険条例・半田市介護保険条例施行規則
		対象の所得段階区分	第2段階(施行規則・助成条例)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が、120万円(世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(施行規則) 住民税課税者と生計を一にしていないこと。(施行規則) 住民税課税者の扶養及び医療保険の扶養を受けていないこと。(施行規則) 住居以外の不動産を有していないこと。(内規) 全世帯の預貯金が1050万円(特別マル優に準ずる金額)以下であること。(内規)
		減免内容	申請日以降に到来する納付期限に係る納付額の2分の1の額を減免する。(月額保険料にして1,783円を890円相当に減額)(施行細則)
		申請の有無・内容	減免事由発生日から30日以内(条例)に、「介護保険料減免申告書」及び対象者の要件が確認できる書類(兼同意書)を市長に提出。(施行規則)
		財源	介護保険特別会計

豊川市	根拠法規など	豊川市介護保険条例・豊川市介護保険規則・豊川市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階(要綱)
	対象者の条件	全世帯員の前年収入の合算額が、120万円(世帯員が2人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額)以下であること。(要綱) 住民税課税者と生計を同じくせず、その被扶養者でもなく、その者から生活援助を受けていないこと。(要綱) 健康保険の被扶養者となっていないこと。(要綱) 全世帯員が住居用以外の土地または家屋を有していないこと。(要綱)
	減免内容	第2段階保険料から第1段階保険料を引いた額を減免する。(要綱) (月額保険料1,999円を1,333円に減額) 第1段階の保険料に減額
	申請の有無・内容	年金証書その他の資産状況に関する調書、介護保険料本算定納入通知書、健康保険証等の写しを添えて市長に申請する。(規則・要綱)
	財源	介護保険特別会計

津島市	根拠法規など	津島市介護保険条例・介護保険法の規定による申請書等に関する規則・津島市介護保険料の減免に関する要領
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)(規則)
	対象者の条件	老齢福祉年金受給者(規則) 全世帯員が住民税非課税であること。(規則) 住民税課税者に扶養されていないこと。(規則) a.別居していても税の申告上、被扶養者になっていないこと。b.健康保険等の被扶養者になっていないこと。(要領) 資産を活用してもなお生活が困窮している者。(規則) a.住宅用以上の土地及び家屋を有していないこと。b.預貯金が350万円以下であること。(要領)
	減免内容	第1段階保険料の2分の1の額を減免する。(規則) (月額保険料1,280円を640円に減額)
	申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」(市が対象者に事前に郵送)「介護保険料納入通知書又は決定通知書」「所得状況確認書」「健康保険証の写し」を市長に申請する。(条例・規則・要領)
	財源	介護保険特別会計

碧南市	根拠法規など	碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則	
	(1)	対象者の条件	第1号被保険者及びその属する世帯の世帯員の収入及び保有する資産を考慮し、当該世帯の生活が著しく困窮していると認めるとき。(条例) 第1号被保険者の当年収入金額が80万円(第1号被保険者以外の世帯員がいるときは、80万円に1人につき40万円を加算した額)以下であること。(施行細則) 保有する資産を活用しても生活が困窮していること。(施行細則) a.預貯金が1人世帯の場合100万円以下、2人以上世帯の場合150万円以下であること。b.住居を用途とする土地及び家屋が200㎡未満であること。c.b以外の不動産を有していないこと。(内規)
		減免内容	納付すべき保険料額の8分の7の額を減免(施行規則) (第2段階の月額保険料の場合 2,040円を255円に減額)
	(2)	対象者の条件	要保護者(生活保護法第6条第2項)のものであって、保険料の減免を適用されたならば保護の必要としない状態になるもの。(条例)
		減免内容	納付すべき保険料額の8分の7の額を減免(施行規則) (第2段階の月額保険料の場合 2,040円を255円に減額)
	(3)	対象者の条件	保険料を徴収することが適当でないとして市長が認める場合(条例) 上記(1)(2)以外に、特別な理由がある場合(施行規則) 具体的には2003年4月の改正で減免対象の要件が変わり、それまで減免の対象となっていた人で改正によって適用しなくなった人を対象に経過措置としてみている。
		減免内容	必要と認める額を減免(施行規則)
	申請の有無・内容	納付期限までに「介護保険料減免申請書」を市長に申請する。(条例・施行規則)	
	財源	介護保険特別会計	

豊田市	根拠法規など		豊田市介護保険条例・豊田市介護保険規則
	(1)	対象者の条件	障害者（地方税法第292条第1項第9項規定）である被保険者で、全世帯員の合計所得金額が500万円以下の者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の2の額を減免（規則） （第2段階の月額保険料の場合 2,223円を1,780円に減額）
	(2)	対象者の条件	全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額以下の者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の7.5の額を減免（規則） （第2段階の月額保険料の場合 2,223円を558円に減額）
	(3)	対象者の条件	全世帯員の合計収入金額が、生活保護基準額の1.0倍以上1.2倍未満の者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の5の額を減免（規則） （第2段階の月額保険料の場合 2,223円を1,111円に減額）
	(4)	対象者の条件	債務返済のため自己の居住財産を譲渡した者で、保険料納付が困難な者（規則）
		減免内容	納付すべき保険料額の10分の5の額を減免（規則） （第2段階の月額保険料の場合 2,223円を1,111円に減額）
	対象者の除外		上記(1)～(4)の対象者のうち、以下の該当する者は除外する。なお、他の世帯から扶養されているとき、又は生計を共にしている場合は同一世帯員としてみなす。（規則） 全世帯員の合計預貯金額が生活保護基準額の12倍以上あるとき。 全世帯員の保有する固定資産を活用すれば、保険料納付ができるとき。住宅や山林などすぐに活用できない不動産の場合は省く。（内規）
申請の有無・内容		納付期限7日前までに指定様式で市長に申請する。（条例・規則・要綱）	
財源		介護保険特別会計	

西尾市	根拠法規		西尾市介護保険条例・西尾市介護保険規則・西尾市介護保険料減免要綱
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）（要綱）
		対象者の条件	全世帯の前年収入合計額が60万円（世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額）以下であること。（要綱） 過去、介護保険料の滞納がないこと。（要綱） 住民税課税者と生計を共にしていないこと。（要綱） 住民税課税者に扶養又は援助を受けていないこと。（要綱） 本人及び生計同一者が、居住用以外の土地又は家屋及び不動産・有価証券にかかわる収入がないこと。（要綱）
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額（月額保険料1,400円を700円に減額）（要綱）
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
		対象者の条件	全世帯の前年収入合計額が60万円（世帯員が3人以上の場合は、60万円に1人につき17万5千円を加算した額）以下であること。（要綱） ～（1）と同じ
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額（月額保険料1,400円を700円に減額）（要綱）
	(3)	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
		対象者の条件	全世帯の前年収入合計額が120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） ～（1）と同じ
		減免内容	第2段階保険料を第1段階相当額に減額（月額保険料2,100円を1,400円に減額）（要綱）
申請の有無・内容		「介護保険料減免申請書」及び「収入及び資産状況等申出書」（前年収入・税金・社会保険料・医療費などの前年経費、資産の状況）を市長に提出する。（要綱）	
減免期間		申請の当該年度末まで（要綱）	
財源		介護保険特別会計	

蒲都市	根拠法規	蒲都市介護保険条例・蒲都市介護保険規則
	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
	対象者の条件	全世帯の前年収入合計額が120万円（世帯員が2人以上の場合は、120万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（規則） 住民税課税者の扶養を受けていないこと。（規則） 全世帯員が居住用以外の固定資産を有していないこと。（規則） 全世帯員の預貯金合計額が1,000万円以下であること。（規則）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（規則） （月額保険料2,006円を1,337円に減額）
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（規則）
	財源	介護保険特別会計

犬山市	根拠法規など	犬山市介護保険条例・犬山市介護保険条例施行規則・ 犬山市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（生活保護法第8条に規定する世帯に属する場合）（要綱）
	対象者の条件	住民税課税者と生計を共にしていないこと。（要綱） 住民税課税者の扶養を受けていないこと。（要綱） 医療保険各法の被扶養者になっていないこと。（要綱） 本人及び生計同一者が居住用以外の固定資産を有していないこと。（要綱） 本人及び生計同一者の預貯金合計額が100万円以下であること。（要綱）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） （月額保険料2,140円を1,427円に減額）
	減免期間	申請の当該年度末まで（要綱）
	申請の有無・内容	「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（条例・規則）
	財源	介護保険特別会計

江南市	根拠法規など	江南市介護保険条例・江南市介護保険条例施行規則・ 江南市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	本人の前年収入金額が42万円以下であること。（要綱） 全世帯員の前年収入合計額が120万円（世帯員が3人以上の場合は、120万円に2人から1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） 世帯全員が非課税であること。 住民税課税者から扶養もしくは援助を受けていないこと。 住民税課税者と生計を共にしていないこと。 全世帯員が居住用以外の土地や家屋を有していないこと。
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） （月額保険料2,192円を1,458円に減額）
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類（収入状況等申出書）を添付し市長に申請する。（条例・規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

小牧市	根拠法規など	小牧市介護保険条例・小牧市介護保険条例施行規則・ 小牧市介護保険保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	所得段階区分第1段階に準じる者（住民税課税者の被扶養者及び生計同一を除く） もしくは「小牧市外国人高齢者給付金支給要綱」に基づく給付金の支給を受けている者
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） （月額保険料2,167円を1,442円に減額）
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。（条例・規則・要綱）
	財源	介護保険特別会計

稲沢市 (祖父江町・平和町)	根拠法規など	稲沢市介護保険条例・稲沢市介護保険条例施行規則・ 稲沢市介護保険保険料の減免に関する要綱	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)(要綱)
		対象者の条件	全世帯員が固定資産を有しないこと
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額(月額保険料1,314円を657円に減額) (要綱)
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階(要綱)
		対象者の条件	全世帯の前年収入合計額が42万円(非課税収含む)以下であること。(要綱) 全世帯が固定資産を有しないこと(要綱) 社会保険の被扶養者になっていないこと(要綱) 継続的な仕送りを受けていない(要綱)
		減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額(月額保険料1,971円を1,314円に減額)(要綱)
	申請の有無・内容	「介護保険料減免・猶予申請書」「介護保険料開始通知書または納入通知書」「収入及び資産状況に関する調書及び調査同意書」「健康保険証の写し」を市長に提出する。(要綱)	
減免期間	申請の当該年度末まで(要綱)		
財源	介護保険特別会計		

新城市	根拠法規	新城市介護保険条例・新城市介護保険規則
	対象の所得段階区分	第2段階(規則)
	対象者の条件	前年の世帯収入金額が生活保護基準以下であること。(規則) 住民税課税者に扶養されていないこと。(規則) 社会保険の被扶養者でないこと。(規則) 全世帯員が居住用の土地及び家屋以外の固定資産を活用してもなお保険料納付が困難であること。(規則) 全世帯員の預貯金・手持ち合計額が生活保護基準(1カ月分)の12倍を超えないこと。(規則)
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額(規則) (月額保険料1,860円を1,240円に減額)
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類(収入状況等申出書)を添付し市長に申請する。(条例・規則)
	財源	介護保険特別会計

知立市	根拠法規	知立市介護保険条例
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)
	減免内容	全額免除
	申請の有無	不要
	財源	介護保険特別会計

尾張旭市	根拠法規	尾張旭市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	規定はないが、対象者の条件から第2段階。(第1段階は除く)
	対象者の条件	住民税非課税世帯で、収入が生活保護基準以下であること。 住民税課税者と生計を共にしていないこと。 自宅以外に不動産を有しないこと。 社会保険、税などの被扶養者でないこと。
	減免内容	第1段階の保険料に減額(規則)。減免の期間は申請のあった月から当該年度内分を減免する。特別徴収者は償還払い。
	申請の有無・内容	納付期限7日前までに「介護保険料減免申請書」に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し市長に申請する。
	財源	介護保険特別会計

知多北部広域連合	根拠法規	知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階(条例・規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が66万円(2人以上世帯の場合は66万円に1人につき66万円を加算した額)以下であること。 全世帯員の預貯金合計額が200万円以下であること。 住民税課税者に扶養されていないこと。 社会保険の被扶養者でないこと。
		減免内容	第1段階保険料を2分の1相当額に減額(月額保険料1,495円を748円に減額)(規則)
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階(条例・規則)
		対象者の条件	~(1)と同じ
		減免内容	第2段階保険料を第1段階保険料に減額(月額保険料2,242円を748円に減額)(規則)
	(3)	対象の所得段階区分	第2段階(条例・規則)
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が98万円(2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額)以下であること。 ~(1)と同じ
		減免内容	第2段階保険料を3分の1(月額保険料2,242円を1,495円に減額)(規則)
申請の有無・内容	当該年度分について7月15日から3月31日の間に「介護保険料減免申請書」にて市長に申請する。減免は減免決定日の最初の納期日から行うが、当該年度の納期終了後に減額の決定がされた場合は償還払いとなる。(規則)		
財源	介護保険特別会計		

岩倉市	根拠法規	岩倉市介護保険条例・岩倉市介護保険料の減免に関する規則 岩倉市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第1段階(老齢福祉年金受給者)(要綱)
	対象者の条件	前年収入が42万円(遺族年金、障害年金等住民税非課税収入を含む)以下であること。(要綱) 社会保険の被扶養者でないこと。(要綱) 継続的な仕送りを受けていないこと。(要綱) 全世帯員が居住用の土地建物以外に固定資産を有していないこと。(要綱)
	減免内容	第1段階保険料を2分の1に減免(月額保険料1,450円を725円に減額)(要綱)
	申請の有無・内容	「介護保険料減免申請書」に「収入及び資産状況に関する調書」と「健康保険証」の写しを添付し市長に申請する。
	財源	介護保険特別会計

日進市	根拠法規	日進市介護保険条例・日進市介護保険条例施行規則 日進市低所得者の介護保険料減免に関する要綱
	対象者	第1段階(生保除く)(要綱)
	減免内容	第1段階保険料を100分の80減免(月額保険料1,400円を280円に減額)(要綱)
	申請の有無・内容	「保険料減免・徴収猶予申告書」を市長に申請する。なお、既に保険料を支払っており、その支払がやむを得ないと認める場合、「保険料差額支給申請書」を市長に提出することにより、償還払いする。
	財源	介護保険特別会計

田原市	根拠法規	田原市介護保険条例・田原市介護保険条例施行規則 田原市介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	世帯の前年収入合計額（遺族年金等の住民税非課税収入含む）が100万円（世帯員が2人以上の場合は、100万円に1人につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） 住民税課税者と生計を一にしていないこと。（要綱） 住民税課税者の被扶養者でないこと。（要綱） 住民税課税者から生活援助を受けていないこと。（要綱） 全世帯員が居住用以外の土地または家屋を有していないこと。（要綱）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（要綱） （月額保険料1,980円を1,320円に減額）
	申請の有無・内容	「介護保険減免・徴収猶予申請書」に「年金証書その他収入及び資産状況に関する調書」「介護保険料本算定納入通知書」「健康保険証の写し」を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

師勝町	根拠法規	師勝町介護保険条例・師勝町介護保険条例施行規則 師勝町介護保険料の減免に関する要綱	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階（要綱）
		対象者の条件	住民税課税者と生計を一にしていない。（要綱） 住民税課税者の被扶養者ではない。（要綱） 医療保険各法の被扶養者ではない。（要綱） 全世帯員が居住及び生活に必要な範囲を超えた処分可能な土地、家屋等を所有していない。（要綱） 全世帯員の預貯金、有価証券及び手持金の合計額が100万円以下である。（要綱）
		減免内容	第1段階保険料の2分の1を減額（要綱）（月額保険料1,508円を754円に減額）
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
		対象者の条件	～（1）と同じ
		減免内容	第2段階保険料の3分の1を減額（要綱）（月額保険料2,267円を1,512円に減額）
	申請の有無・内容	普通徴収は納付期限の7日前、特別徴収は前々月の15日までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。（条例・規則）	
財源	介護保険特別会計		

春日町	根拠法規	春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険料の減免に関する要綱	
	(1)	対象の所得段階区分	第1段階（要綱）
		対象者の条件	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。（要綱）
		減免内容	第1段階保険料の2分の1を減免（月額保険料1,417円を709円に減額）（要綱）。 既に納付した保険料については減免の対象としない。
	(2)	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
		対象者の条件	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。
		減免内容	第2段階保険料を第1段階の保険料に減額（月額保険料2,125円を1,417円に減額）（要綱）。 既に納付した保険料については減免の対象としない。
申請の有無・内容	申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。（規則・要綱）		
財源	介護保険特別会計		

扶桑町	根拠法規	扶桑町介護保険条例・扶桑町介護保険条例施行規則 扶桑町介護保険料の減免に関する要綱
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く） 第2段階（要綱）
	対象者の条件	生活保護基準の相当する世帯に属していること。（要綱）
	減免内容	保険料の2分の1を減額（要綱） （月額保険料で第1段階は1,358円を679円、第2段階は2,042円を1,021円）
	申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

大口町	根拠法規	大口町介護保険条例・大口町介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
	対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が85万円（世帯員が2人以上の場合、85万円に1につき35万円を加算した額）以下であること。（規則） 全世帯員の現金、預貯金、有価証券の合計金額が300万円以下であること。 全世帯員が居住用以外の土地及び家屋がなく、かつ土地の総面積が500㎡以下であること。（規則）
	減免内容	第2段階保険料の4分の1を減額（規則）（月額保険料2,059円を1,545円に減額） 申請した年度の保険料を減免対象とする。
	申請の有無・内容	「介護保険減免・徴収猶予申請書」に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

蟹江町	根拠法規	蟹江町介護保険条例・規則
	対象の所得段階区分	第1段階（生保除く）
	対象者の条件	生活保護基準以下で、収入42万円以下でかつ固定資産や預金が基準以下のもの。
	減免内容	保険料の2分の1を減額（要綱）（月額保険料で1,350円を675円に減額）
	申請の有無・内容	申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請。
	財源	介護保険特別会計

武豊町	根拠法規	武豊町介護保険条例・武豊町介護保険条例施行規則	
	①	対象の所得段階区分	第1段階（規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が120万円以下であること。
		減免内容	第1段階保険料の3分の1相当額を減額（月額保険料1,500円を1,000円に減額）（規則）
	②	対象の所得段階区分	第1段階（規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が60万円以下であること。
		減免内容	第1段階保険料の2分の1相当額を減額（月額保険料1,500円を750円に減額）（規則）
	③	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が60万円以下であること。
		減免内容	第2段階保険料の3分の2相当額を減額（月額保険料2,250円を750円に減額）（規則）
申請の有無・内容	納付期限の7日前までに「介護保険料減免・徴収猶予申請書」にて町長に申請する。（規則）		
財源	介護保険特別会計		

幸田町	根拠法規	幸田町介護保険条例・幸田町介護保険規則	
	①	対象の所得段階区分	第1段階・第2段階（規則）
		対象者の条件	前年の世帯収入が42万円（複数世帯の場合は84万円）以下（規則）
		減免内容	第1段階の場合、2分の1を減額（月額保険料1,400円を700円に減額） 第2段階の場合、3分の2を減額（月額保険料2,100円を700円に減額） いずれも申請後に到来する納付期に係る納付額から減免（規則）
	②	対象の所得段階区分	第2段階（規則）
		対象者の条件	前年の世帯収入が94万円（複数世帯の場合は149万円）以下（規則）
		減免内容	第2段階保険料から3分の1を減額（月額保険料2,100円を1,400円に減額） 申請後に到来する納付期に係る納付額から減免（規則）
申請の有無・内容	「介護保険料減免・徴収猶予申請書」に「介護保険料軽減に係る収入等申告書」を添付し町長に申請。（条例・規則）		
財源	介護保険特別会計		

音羽町・一宮町・小坂井町・御津町	根拠法規	各町介護保険条例・各町介護保険条例施行規則・各町介護保険料の減免に関わる取扱要綱
	対象の所得段階区分	第2段階（要綱）
	対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が120万円（世帯員が2人以上の場合、120万円に1につき35万円を加算した額）以下であること。（要綱） 住民税課税者に扶養されておらず、また経済的支援を受けていないこと。（要綱） 健康保険等の被扶養者となっていないこと。（要綱） 全世帯員が居住用以外の土地及び家屋を有していないこと。（要綱）
	減免内容	第2段階保険料を第1段階保険料に減免（要綱）
	申請の有無・内容	8月中（保険料本算定）までに「介護保険減免申請書」を町長に申請。対象者の条件については聞き取りにて調査する。
	財源	介護保険特別会計

平和町・祖父江町の独自の減免制度は稲沢市と同内容である。2005年4月に稲沢市に編入合併する。

尾西市は、条例と施行規則により第1段階・第2段階で「前年収入が42万円以下、固定資産がない、被扶養者でない、仕送りがない」の条件で納付すべき保険料額の100分の20の額を減免しているが、2005年4月の一宮市との編入合併により現行制度は廃止され一宮市の条例・規則の適用となる。

額田町は、「額田町介護保険料の減免に関する実施要綱」にて所得段階区分第1段階・第2段階のものに対する独自の減免制度を実施している（2003年度実績 - 1件18,800円）が、2005年4月の岡崎市と編入合併により現行制度は廃止され岡崎市の条例・規則の適用となる。

下山村は、施行規則により「世帯に地方税法規定の障害者、寡婦または寡夫である被保険者を有するもので全世帯員の合計所得金額が500万円以下の者」を対象に5分の1を減免しているが、2005年4月に豊田市に編入合併するため、現行制度は廃止され豊田市の条例・規則の適用となる。

介護保険利用料の低所得者単独減免実施市町村一覧

(2005年1月)

減免実施市町村数		31	減免内容					給付方法	2003年度実績	
市町村名	対象者	預金や不動産の制限なし	訪問介護の負担軽減	3%負担	6%負担	居宅サービス利用料の助成割合	施設サービス利用料の助成割合		件数	金額
2	豊橋市	所得税額92,400円以下		-	-	-	-	現物	3,348	23,244,003
3	岡崎市	第1段階、 第2段階(収入による制限あり)	×	-	-	1/2	-	償還	8	305,710
6	半田市	住民税非課税世帯		-	-	1/2	1/2	償還	1,097	51,851,000
7	春日井市	国の特別対策対象者で 所得税額92,400円以下		-	-	-	-	現物		
10	碧南市	第1段階、 第2段階(収入による制限あり)	×	-	-	1/2	1/2	償還	15	1,385,904
11	刈谷市	第1段階、 第2段階(収入による制限あり)	×	-	-	1/2	-	償還	189	5,877,503
12	豊田市	国の特別対策対象者で 所得税額92,400円以下		-	-	-	-	現物		
13	安城市	第1段階、 第2段階(収入による制限あり)	×	-	-	1/2	-	償還	31	1,610,873
14	西尾市	第1段階 第2段階の要介護3~5		-	-	1/2 1/5	-	償還	434	1,751,352
18	江南市	所得税非課税世帯		-	-	-	-	現物	364	8,172,430
20	小牧市	所得税額92,400円以下		-	-	-	-	現物	362	6,335,303
-	知多北部 広域	第1・2段階(収入による制限あり) 第2段階(収入による制限あり)	×	-	-	3/4 1/2	3/4 1/2	償還 (特別 会計)	21	2,342,137
26	知立市	第1段階、 第2段階(収入による制限あり)		-	-	1/2	-	償還	15	281,174
27	尾張旭市	生活保護基準以下	×	-	-	-	-	償還	1	26,820
29	岩倉市	第1段階(老齢福祉年金受給者)		-	-	1/2	1/2	償還	0	0
31	日進市	国の訪問介護特別対策対象者		-	-	-	-	償還	7	43,260
36	豊山町	所得税非課税世帯・生活保護基準以下		-	-	-	-	現物	9	212,842
39	春日町	生活保護基準以下		-	-	1/2	1/2	現物		
43	扶桑町	所得税額92,400円以下		-	-	-	-	現物	52	748,868
59	阿久比町	住民税非課税世帯		-	-	-	-	現物	44	682,714
63	武豊町	住民税非課税世帯 介護老人福祉施設の入所者 (収入による制限あり)		-	-	1/2	-	償還 現物	183	7,793,160
64	一色町	第1段階 第2段階		-	-	1/2 1/4	1/2 -	償還	568	2,057,972
65	吉良町	第1段階 第2段階		-	-	1/2 1/4	-	償還	681	1,277,682
66	幡豆町	第1段階 第2段階		-	-	1/2 1/4	-	償還	37	646,813
67	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×	-	-	1/2	-	償還	4	179,747
68	額田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり) 国の訪問介護特別対策対象者	×	-	-	1/2	-	償還	51	226,773
83	音羽町	所得税非課税世帯		-	-	-	-	現物	10	51,458
86	御津町	住民税非課税世帯		-	-	-	-	現物	18	497,268

印:2004年4月以降に実施した市町村。なお、春日井市、豊田市は2003年7月から実施していたことが分かった。

- 印:該当の減免制度がないことを意味する。

豊橋市は上記の減免制度のほか、「高額介護サービス費」の限度額を介護保険料徴収区分によって引き下げる制度を実施している。

訪問介護の減免制度 - 豊山町は社協が実施する訪問介護のみ対象。高齢者の訪問介護特別対策について、豊橋市・豊田市・春日井市・音羽町は2005年度廃止の方向、小牧市・扶桑町は2005年度以降の実施は検討中。

額田町は2005年4月に岡崎市に編入合併するため現行制度は廃止され、減免内容は岡崎市の内容となる。

介護保険利用料低所得者減免単独実施市町村の実施内容

(2005年1月)

豊橋市	事業名・根拠法規等	豊橋市在宅サービス利用促進事業実施要綱		
	対象サービス	高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費		
	対象者及び軽減内容	介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス利用促進事業補助金」として交付する（世帯合算適用しない。） 高齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯 8,000円 住民税非課税世帯 8,000円 を除く住民税非課税者 12,000円 （解説）		
		保険料徴収所得区分	国基準	豊橋市基準
		本人課税（第4段階以上）	37,200	37,200
	本人非課税（第3段階）		12,000	
	世帯非課税（第2段階）	24,600		
	高齢福祉年金（第1段階）	15,000	8,000	
交付申請と支払い	高額介護サービス費等給付のお知らせの通知事務と併せ、上記の対象者に「在宅サービス利用促進事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス利用促進事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。（交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる）			
財源	一般会計			

訪問介護の利用者負担軽減（介護保険施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置、障害者ヘルプ除く）について、「豊橋市訪問介護利用者負担額減額事業実施要綱」で、「生計中心者の所得税額92,400円」を対象者の条件に単独の介護保険料の減免制度を実施しているが、国の特別対策の終了に伴い2005年3月にて制度を廃止する予定。

刈谷市	事業名・根拠法規等	刈谷市介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱		
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護		
	助成金の額	利用者負担額の2分の1		
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証 ・ 助成を受けようとする利用者負担額が分かる領収書 ・ 領収書の内訳が分かる書類 なお、訪問介護については、受給者証を事業者に提示し6%の利用者負担額を支払い、軽減額（5%）の残りの1%分を市長に申請し償還払いを受ける。（2005年3月で国の特別対策（高齢者の訪問介護特別対策部分）が廃止となるので、それに伴い、この取扱いもなくなる）		
	対象者	保険料徴収区分第1段階のもの（生保除く） 住民税非課税世帯に属するもので、前年収入額から所得税等・社会保険料・医療費等の経費を控除した額が42万円以下のもの。 住民税非課税世帯に属するもので、全世帯員の前年収入合計額が103万円（世帯員が2人以上の場合は164万円）以下のもの		
	資格の申請	「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証交付申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「刈谷市介護保険居宅サービス利用者負担額助成受給資格者証」を交付する。		
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで（4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで）。更新は6月中に上記方法にて行う。		
	財源	一般会計		

安城市	事業名・根拠法規等	安城市介護保険利用者負担軽減措置事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険利用者負担軽減交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額軽減受給者証 なお、訪問介護については、受給者証を事業者に提示し6%の利用者負担額を支払い、軽減額(5%)の残りの1%分を市長に申請し償還払いを受ける(2005年3月で国の特別対策(高齢者の訪問介護特別対策部分)が廃止となるので、それに伴い、この取扱いもなくなる)。
	対象者	住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯に属する者で、生計同一者全員の前年収入合計額が103万円(生計同一者が2人以上の場合は164万円)以下のもの 上記の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生保 ・ 生計同一者に住民税課税者がいる ・ 生計同一者に住民税等の滞納者がいる ・ 生計同一者に不動産収入・配当収入がある ・ 国の特別対策(法施行時ホームヘルプ・社会福祉法人による軽減措置の適用者)
	資格の申請	「介護保険利用者負担額軽減申請書」に対象者であることを証明できる書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する。
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日~6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)。
財源	一般会計	

知立市	事業名・根拠法規等	知立市介護保険利用者負担額軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1を減額
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知立市介護保険利用者負担額軽減助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	以下のいずれかに該当するもの対象とする。 第1段階の者 住民税非課税世帯に属する者で、対象収入(前年収入から必要経費を控除した額)が42万円以下のもの 住民税非課税世帯に属する者で、前年の全世帯員の収入合計額が164万円以下(1人世帯の場合103万円以下)のもの 上記の対象者のうち、以下に該当するものは対象から外す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生保 ・ 生計同一者が住民税課税者である ・ 世帯員に市町村住民税未申告者又は介護保険料の滞納者がいるとき
	資格の申請	「知立市介護保険利用者負担額軽減対象認定申請書」に受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「知立市介護保険利用者負担額軽減受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで(4月1日~6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで)。更新は毎年6月中に行う。
財源	一般会計	

西尾市	事業名・根拠法規等	西尾市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費含む）	
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類	
	(1)	対象者	第1段階（生保除く）
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成 （高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費の支給があった場合は、上限額の2分の1の負担となる。）
	(2)	対象者	第2段階のうち要介護度3、要介護度4、要介護度5のもの
		助成額	利用者負担額の5分の1を助成 （高額介護サービス費・高額居宅支援サービス費の支給があった場合は、上限額の5分の4の負担となる。）
財源	一般会計		

碧南市	事業名・根拠法規等	碧南市介護保険居宅介護サービス費等利用者負担額助成事業実施規程
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（特例サービス費も含む）
	助成金の額	利用者負担額の2分の1
	助成金の支払	以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 介護保険利用者負担助成金交付申請書 ・ 利用者が支払った費用に関する証拠書類 ・ 介護保険利用者負担額助成受給者証
	対象者	碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者
	資格の申請	「介護保険利用者負担額助成受給者証交付申請書」に碧南市介護保険条例・碧南市介護保険法施行細則に規定する保険料減免の受給者である証明書類を添付して市長に申請する。該当者には「介護保険利用者負担額助成受給者証」を交付する。
	資格有効期限と更新	年1回、保険料の本算定にあわせて更新を行う。
	財源	一般会計

尾張旭市	事業名・根拠法規等	尾張旭市介護保険利用者負担の減額措置に係る実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	軽減額	利用者負担分4%を減額（利用者負担6%）
	対象者	住民税非課税世帯で、収入が生活保護基準以下であること。 住民税課税者と生計を共にしていないこと。 自宅以外に不動産を有しないこと。 社会保険、税などの被扶養者でないこと。
	軽減額の支払	償還払い。国保連合会からの審査請求の提出によって軽減額を決定し、指定口座に振り込む。
	資格の申請	「介護保険利用者負担額減額申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担減額認定証」を交付する。
	資格有効期限と更新	有効期限は申請月から翌年度の6月末日まで（4月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで）。更新は毎年6月中に行う。
	財源	一般会計

日進市	事業名・根拠法規等	日進市訪問介護利用者負担減額措置実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成(現行は利用者負担率3%、2005年4月からは5%)
	対象者	訪問介護利用者負担減額認定証の交付を受けているもの(2005年4月以降も継続)
	減額申請・請求	「訪問介護利用者負担減額申請書」に領収書など証拠書類を添付し市長に申請し、償還払いを受ける。
財源	一般会計	

江南市	事業名・根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の70%(利用者負担3%)
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの
	助成額の支払	現物給付(指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による)
	資格の申請	「訪問介護利用者負担助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。
	財源	一般会計

半田市	事業名・根拠法規等	半田市介護福祉助成に関する条例 半田市介護福祉助成に関する条例施行規則										
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス(食事提供費は除く、特例サービス費は含む)(条例)										
	助成金の額	介護サービス費の一部負担金の一部を以下の限度額内で助成する(条例)。 「一部の助成額」は実際に支払った一部負担金額の2分の1とする。(内規) 利用者が負担した一部負担金の額は高額介護サービス費及び高額居宅介護サービス費の支給適用があったものとみなして算定する。(施行規則)										
		<table border="1"> <tr> <td>要介護状態区分</td> <td>介護福祉給付助成額(助成限度額)</td> </tr> <tr> <td>要支援</td> <td>3,075円以内(2分の1の額)</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>8,290円以内(2分の1の額)</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>9,740円以内(2分の1の額)</td> </tr> <tr> <td>要介護3・4・5</td> <td>12,300円以内</td> </tr> </table>	要介護状態区分	介護福祉給付助成額(助成限度額)	要支援	3,075円以内(2分の1の額)	要介護1	8,290円以内(2分の1の額)	要介護2	9,740円以内(2分の1の額)	要介護3・4・5	12,300円以内
	要介護状態区分	介護福祉給付助成額(助成限度額)										
	要支援	3,075円以内(2分の1の額)										
	要介護1	8,290円以内(2分の1の額)										
要介護2	9,740円以内(2分の1の額)											
要介護3・4・5	12,300円以内											
助成金の支払	受給者が「要支援」「要介護1」「要介護2」の場合(施行規則)は、「受給者証兼介護サービス費支払証明書」をサービス事業者に提示すれば、介護福祉給付助成額を差し引いた額をサービス事業者に支払うことで介護福祉給付助成を現物給付で受けることができる。(条例・施行細則) 受給者が「要介護3」「要介護4」「要介護5」の場合は、「介護サービス費支給申請書」に介護サービス費支払証明書または領収書を添付して市長に申請し、市長は申請月の翌月に助成額を支払う。(施行規則) 運用上実際は、の適用は困難でにより償還払いしている。											
対象者	住民税非課税世帯の者(条例) 半田市市税条例及び半田市市税の減免に関する規則に該当する世帯の者(条例) (いずれも旧処置入所者、生保は除く)											
資格の申請	「受給者証兼介護サービス費支払証明書交付申請書」を市長に提出。該当者には「受給者証兼介護サービス費支払証明書」を交付する。証の有効期限はなく、年に1度要件が該当しているかどうかは市で確認している。											
財源	一般会計											

岡崎市 (額田町)	事業名・根拠法規等	岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者対策事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額減免を受けている場合も含む）
	助成金の額	利用者負担額の合計額の2分の1
	助成金の支払	遅くとも翌々月の末日までに以下の書類を市長に提出し、償還払いを受ける。 ・ 岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給資格者証 ・ 利用者負担に係る領収書 ・ 介護サービス利用票の写しなど
	対象者	保険料徴収区分第1段階（生保除く） 住民税非課税世帯に属する者で（第2段階）あって、全世帯員の前年収入の合算額が、2人世帯で120万円（世帯員が2人以上の場合1人につき35万円を加算した額）以下のもののうち、本人の収入額が60万円以下であること。 上記の対象者のうち、以下に該当するものは除外する。 ・ 住居以外の不動産を有している者 ・ 一定基準額以上の預貯金がある者 預貯金額は1050万円以上（内規） ・ 健康保険法・地方税法上の扶養者が住民税課税者 ・ 世帯員に住民税未申告者がいるとき ・ 世帯員に介護保険料の滞納者がいるとき
	資格の申請	「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給者資格者証交付申請書」及び「収入状況等申出書」（世帯構成、世帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護サービス負担額及び領収書等の添付）を市長に提出。該当者には「岡崎市介護保険居宅介護サービス利用者負担額助成金受給者証」を交付。
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで。
財源	一般会計	

額田町は、「介護保険法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱」にて「訪問介護の利用者負担3%減免」と、「額田町介護保険居宅サービス利用者負担額助成事業実施要綱」にて「居宅サービス（痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護除く）の利用者負担2分の1助成」を実施している（2003年度実績 - 51件 226,773円）が、2005年4月の岡崎市と編入合併により現行制度は廃止となる。

小牧市	事業名・根拠法規等	小牧市介護保険訪問介護利用者負担額助成実施要綱（2005年度以降の継続は検討中）
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の40%（利用者負担6%）
	助成額の支払	現物給付
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税92,400円以下のもの
	資格の申請・請求	「訪問介護利用者負担額減額申請書」で市長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担額減額認定証」を交付。
	財源	一般会計

岩倉市	事業名・根拠法規等	岩倉市高齢福祉年金受給者福祉助成金の支給に関する要綱
	対象サービス	福祉サービス
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成
	対象者	高齢福祉年金受給者であって、住民税非課税世帯に属するもの
	助成金の申請・請求	「高齢福祉年金受給者福祉助成申請書」にて市長に申請。該当者には「岩倉市高齢福祉年金受給者福祉助成金決定通知書」により通知され、その後、申請者は「請求書」を市長に提出し、助成金の交付を受ける。
	財源	一般会計

扶桑町	事業名・根拠法規等	扶桑町訪問介護利用者負担減額事業実施要綱（2005年度以降の継続は検討中）
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の40%（利用者負担6%）
	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税92,400円以下の者
	助成額の支払	現物給付
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額減額申請書」に町長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担減額認定証」を交付する。
	財源	一般会計

知多北部広域連合	根拠法規	知多北部広域連合介護保険条例・知多北部広域連合介護保険条例施行規則	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）、住宅改修費、福祉用具購入費（規則）	
	(1)	対象の所得段階	第1段階・第2段階（条例・規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が66万円（2人以上世帯の場合は66万円に1人につき66万円を加算した額）以下であること。 全世帯員の預貯合計額が200万円以下であること。 住民税課税者に扶養されていないこと。 社会保険の被扶養者でないこと。
		減免内容	利用者負担額の4分の3を減額（規則）
	(2)	対象の所得段階	第2段階（条例・規則）
		対象者の条件	全世帯員の前年収入合計額が98万円（2人以上世帯の場合は98万円に1人につき32万円を加算した額）以下であること。 ～（1）と同じ
		減免内容	利用者負担額の2分の1を減額（規則）
	申請の有無・減免内容	保険料減免制度と対象者が同じなので、「介護保険料減免申請書」の提出にて対象者が審査され、対象者は国保連合会で審査された介護給付等について広域連合で減免額を月単位に決定し償還払いする。申請は当該の年度中に行う。（規則）	
	財源	介護保険特別会計	

春日町	事業名・根拠法規等	春日町介護保険条例・春日町介護保険施行規則 春日町介護保険利用者負担額の減額及び免除に関する要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（食事提供費は除く、特例サービス費は含む）、住宅改修費、福祉用具購入費（要綱）
	軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
	対象者	世帯の実収入見込み額が、生活保護基準以下であること。（要綱）
	申請の有無・内容	申請書に減免を必要とする書類を添付し町長に申請。該当者には認定証を発行。（規則・要綱）
	減免額の支払方法	現物給付
	減免期間	申請のあった月から当該年度内分を減免の対象とする。
	財源	一般会計

阿久比町	事業名・根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の70%（利用者負担3%）
	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし、事業所と町が受領委任払い契約を結んでおり、受給者と事業所が委任契約を結んだ場合は、現物給付とする。
	対象者	住民税非課税世帯のもの（生保除く）
	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する。
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで。
	財源	一般会計

武豊町	(1)	事業名・根拠法規等	武豊町在宅福祉サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（特例サービス費も含む）、住宅改修費、福祉用具購入費
		軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
		助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし住宅改修・福祉用具購入・特例居宅（支援）サービス費は、「居宅介護（支援）福祉用具購入費等利用者負担減額申請書」にて提出。
		対象者	住民税非課税世帯のもの（生保除く）
		申請の有無・内容	「受給者証兼介護サービス費等支払証明書交付申請書」にて町長に申請し、該当者には「受給者証兼介護サービス等交付申請書」を交付する。
		減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで。なお、新規交付申請の場合は要介護認定の有効期間開始日まで遡及する。
		財源	一般会計
	(2)	事業名・根拠法規等	武豊町指定介護福祉施設サービス利用者負担額助成事業要綱
		対象サービス	介護福祉施設サービス（特例サービス費も含む・食事提供費は除く）
		軽減額	利用者負担額の2分の1を軽減
		助成額の支払	「施設介護サービス費等支給申請書（指定介護福祉施設サービス償還払い用）」に領収書及びサービス提供書を添付して申請し償還払い。ただし施設と町が受領委任払い契約を結び、受給者と施設が委任契約を結んだ場合は現物給付。
		対象者	介護老人福祉施設に入所する収入が年額68万円以下であるもの。
		申請の有無・内容	「指定介護福祉施設利用者負担額減額申請書（指定介護老人福祉施設入所者）」にて町長に申請する。
		財源	一般会計

吉良町	事業名・根拠法規等	吉良町介護保険低所得利用者負担額助成事業実施要綱	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）	
	(1)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの（生保除く）
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成
	(2)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」のもの
		助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	助成の申請	「介護保険低所得利用者負担額助成金支給申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。	
財源	一般会計		

一色町	事業名・根拠法規等	一色町介護保険利用者負担額助成事業実施要綱	
	(1)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」のもの
		対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）
		助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	(2)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの（生保除く）
		対象サービス	(1)の対象サービスと、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養型施設サービス（特例サービス費含む）
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成
助成の申請	「介護保険利用者負担額助成事業申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。		
財源	一般会計		

幡豆町	事業名・根拠法規等	幡豆町介護保険介護サービス費等利用者負担額助成事業実施要綱	
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）	
	(1)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第1段階」のもの（生保除く）
		助成額	利用者負担額の2分の1を助成
	(2)	対象者	保険料徴収の所得段階区分が「第2段階」のもの
		助成額	利用者負担額の4分の1を助成
	助成の申請	「介護保険利用者負担額助成金支給申請書」に「利用者負担額を証明する書類」を添付して町長に申請し、償還払いとする。	
財源	一般会計		

幸田町	事業名・根拠法規等	幸田町介護保険利用者負担軽減事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護（特例サービス費も含む）
	軽減額	利用者負担額の2分の1を助成
	助成額の支払	「介護保険利用者負担軽減金支給申請書」に利用者負担額が分かる領収書など書類を添付して町長に申請し、償還払いを受ける。
	対象者	以下のすべての条件に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯 ・世帯の前年収入が149万円（一人世帯の場合は94万円）以下 ・前年度及び前々年度において全世帯員に町民税等の滞納がないこと（分納など担当部局との間で調整が取れている場合は滞納とみなさない） ・生活保護を受けていない ・全世帯員が居住用の土地、家屋以外の固定資産がないこと
	資格の申請	「介護保険利用者負担軽減措置対象者資格認定申請書」「介護保険利用者負担軽減に係る収入等申告書」「収入額等を証する証書、預金通帳等の書類」「納税及び非課税等の証明書」「介護保険被保険者証」を毎年5月末日までに町長に申請する。
	資格有効期間	申請のあった年の6月から翌年5月まで
財源	一般会計	

御津町	事業名・根拠法規等	御津町訪問介護利用者負担額減額事業実施要綱（2005年度以降の継続は検討中）
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の40%（利用者負担6%）
	対象者	住民税非課税世帯のもの
	助成額の支払	現物給付
	資格の申請	「訪問介護利用者負担額減額申請書」にて町長に申請。該当者には「訪問介護利用者負担減額認定証」を交付する。
	資格有効期限	有効期限は申請月の初日から翌年度の6月末日まで（1月1日～6月30日までに申請のあった者は、当該年度の6月30日まで）。
財源	一般会計	

豊山町では、社会福祉協議会で実施されている訪問介護の利用者のみに対して訪問介護の利用者負担を軽減（6%負担）する制度がある。

訪問介護の利用者負担軽減（介護保険施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置、障害者ヘルプ除く）について、音羽町（音羽町訪問介護利用者負担額減額事業実施要綱）では、「非課税世帯」を対象に実施しているが廃止の方向。豊田市（豊田市訪問介護利用者負担軽減実施要綱）、春日井市（春日井市訪問介護利用者負担軽減実施要綱）では、対象者の所得区分の「生計中心者が所得税非課税」を「生計中心者の所得税額92,400円」に緩和しているが、対象者の要件は法施行時の高齢者ホームヘルプサービス及び障害者ホームヘルプサービス利用者に限定されている。2005年度以降の継続について、豊田市は国の動向を見て決定、春日井市は廃止する。

特別養護老人ホームの待機者数の推移

2001年6月1日の数字は、愛知県健康福祉部高齢福祉課が、県内の特別養護老人ホームの申込者から重複者を除外して市町村別の実数を調べたものである。

2002年3月1日の合計数字は、愛知県健康福祉部高齢福祉課が、県内の特別養護老人ホームの申込者から重複者を除外した実数である。市町村別実数は公表しなくなった。

2003年10月1日と2004年10月1日の数字は、自治体キャラバンのアンケート・文書回答のデータから編集した。ただし、東海市・大府市・知多市・東浦町は4月1日現在の数字である。

田原市の2002年3月1日と2001年6月1日の数字は、旧田原町と旧赤羽根町の数字を足した数字。

市町村名	01年6月1日現在	02年3月1日現在	03年10月1日現在	04年10月1日現在	市町村名	01年6月1日現在	03年10月1日現在	04年10月1日現在
愛知県合計	10,138	16,648	14,163	17,495	45 祖父江町	26	103	128
1 名古屋市	4,818		4,874	5,827	46 平和町	14		不明
2 豊橋市	193		575	524	47 七宝町	12		不明
3 岡崎市	493		900	1,134	48 美和町	7		不明
4 一宮市	431		673	1,922	49 甚目寺町	11	不明	不明
5 瀬戸市	150		174	246	50 大治町	8	不明	不明
6 半田市	121		240	305	51 蟹江町	18		不明
7 春日井市	259		89	230	52 十四山村	2	4	0
8 豊川市	49		294	291	53 飛島村	2	0	0
9 津島市	47		449	648	54 弥富町	14	188	201
10 碧南市	73		100	150	55 佐屋町	24	39	39
11 刈谷市	85		24	47	56 立田村	13	23	20
12 豊田市	426		494	587	57 八開村	4	7	5
13 安城市	108		110	120	58 佐織町	22	不明	不明
14 西尾市	77		231	300	59 阿久比町	31	40	277
15 蒲都市	89		310	483	60 東浦町	80	89	81
16 犬山市	77		180	151	61 南知多町	43	51	66
17 常滑市	143		228	276	62 美浜町	33	71	80
18 江南市	173		272	290	63 武豊町	61	135	156
19 尾西市	73		61	61	64 一色町	18	64	76
20 小牧市	115		250	120	65 吉良町	21	61	64
21 稲沢市	72		292	265	66 幡豆町	27	57	74
22 新城市	20		62	68	67 幸田町	39	59	90
23 東海市	84		127	143	68 額田町	15	249	46
24 大府市	87		146	130	69 三好町	36	71	121
25 知多市	69		144	163	70 藤岡町	24	23	18
26 知立市	33		100	90	71 小原村	10	18	不明
27 尾張旭市	98		78	78	72 足助町	29	20	20
28 高浜市	29		92	115	73 下山村	5	7	7
29 岩倉市	79		82	116	74 旭町	7	6	20
30 豊明市	68		131	120	75 設楽町	8	24	28
31 日進市	80		96	122	76 東栄町	11	36	40
32 田原市	45		176	198	77 豊根村	3	2	0
33 東郷町	45		63	54	78 富山村	0	2	不明
34 長久手町	43		47	61	79 津具村	4	1	1
35 西枇杷島町	24		32	不明	80 稲武町	2	8	0
36 豊山町	10		10	不明	81 鳳来町	17	65	55
37 師勝町	71		80	80	82 作手村	4	3	1
38 西春町	60		18	不明	83 音羽町	5	8	68
39 春日町	10		0	24	84 一宮町	13		40
40 清洲町	10		20	21	85 小坂井町	9	40	40
41 新川町	22		18	37	86 御津町	2		不明
42 大口町	23		26	不明	87 渥美町	48	172	105
43 扶桑町	30		49	59	県外その他	212		
44 木曽川町	32			不明				

介護老人保健施設の待機者数の推移

自治体キャラバンでのアンケートの回答から編集。
東海市・大府市・知多市・東浦町は4月1日現在の数字である。

市町村名		2003年10月1日	2004年10月1日	市町村名		2003年10月1日	2004年10月1日
愛知県合計		3,567	3,408	44	木曾川町		
1	名古屋市	2,100	1,514	45	祖父江町	3	8
2	豊橋市	54	61	46	平和町		不明
3	岡崎市	不明	不明	47	七宝町		
4	一宮市	309	396	48	美和町		不明
5	瀬戸市	125	133	49	甚目寺町	不明	不明
6	半田市	164	87	50	大治町	不明	不明
7	春日井市	不明	不明	51	蟹江町		
8	豊川市	160	138	52	十四山村	0	0
9	津島市	63	128	53	飛島村	0	0
10	碧南市	不明	80	54	弥富町		
11	刈谷市			55	佐屋町		
12	豊田市	不明		56	立田村	2	2
13	安城市	40	40	57	八開村	1	1
14	西尾市	20	0	58	佐織町	不明	不明
15	蒲郡市	76	137	59	阿久比町	0	3
16	犬山市	0	15	60	東浦町	4	8
17	常滑市	30	23	61	南知多町	該当施設なし	
18	江南市	50	48	62	美浜町	6	
19	尾西市	不明	80	63	武豊町	不明	14
20	小牧市	15	17	64	一色町		21
21	稲沢市		12	65	吉良町		14
22	新城市	29	31	66	幡豆町		9
23	東海市	25	28	67	幸田町	不明	
24	大府市	19	15	68	額田町		46
25	知多市	24	11	69	三好町	10	10
26	知立市	0	5	70	藤岡町		
27	尾張旭市	不明		71	小原村	6	
28	高浜市	45	不明	72	足助町	0	0
29	岩倉市	9	27	73	下山村		
30	豊明市		80	74	旭町	0	0
31	日進市	不明	68	75	設楽町		0
32	田原市	75	7	76	東栄町	0	
33	東郷町	6	12	77	豊根村	0	0
34	長久手町	24	17	78	富山村	1	0
35	西枇杷島町			79	津具村	0	0
36	豊山町	2		80	稲武町	0	0
37	師勝町	25	25	81	鳳来町	12	20
38	西春町	15	不明	82	作手村	3	1
39	春日町	不明	不明	83	音羽町	0	0
40	清洲町			84	一宮町		
41	新川町			85	小坂井町	10	10
42	大口町			86	御津町		
43	扶桑町	5	5	87	渥美町		1

介護保険の認定調査の方法

自治体キャラバンでのアンケート・文書回答のデータから編集。
(2004年10月1日現在)

市町村名		認定調査方法			
合計		全て職員が実施	11(印)	全て民間委託	1(印)
1	名古屋市	新規申請にかかる調査は自治体職員で実施			
2	豊橋市	社協に委託			
3	岡崎市	遠隔地や施設入所者など一部外部委託			
4	一宮市	社協に委託			
5	瀬戸市	ほとんど自治体職員が行い、一部民間に委託			
6	半田市	9割を自治体職員が実施し、1割(遠方施設)は外部委託			
7	春日井市	市内の在宅者以外は社協、民間事業者に委託			
8	豊川市	社協、民間事業者が実施、数回に1回は自治体職員が実施			
9	津島市	民間業者に委託、新規申請者は職員が実施			
10	碧南市	すべて自治体職員が実施			
11	刈谷市	遠隔地を除いて自治体職員が実施			
12	豊田市	遠隔地・市内特養の一部は委託、全体の3%程度が委託			
13	安城市	遠隔地の施設入所者など一部当該施設に委託以外は自治体職員が実施			
14	西尾市	市直営で実施、臨時職員対応(遠方については委託)			
15	蒲郡市	社協に委託			
16	犬山市	すべて自治体職員が実施			
17	常滑市	居宅介護支援事業所・施設に委託し、できない分は保険者で実施			
18	江南市	自治体職員、委託の併用で実施			
19	尾西市	数回に1回は自治体職員が実施			
20	小牧市	民間事業者に委託			
21	稲沢市	原則として市職員が実施し、市街で遠方は委託している			
22	新城市	社協に委託、市外は民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施			
23	東海市	民間や社協などに委託、及び自治体職員が実施			
24	大府市	民間や社協などに委託、及び自治体職員が実施			
25	知多市	社協・民間業者に委託。知多北部広域連合職員が実施			
26	知立市	すべて自治体職員が実施			
27	尾張旭市	すべて自治体職員が実施、遠隔地などは委託			
28	高浜市	自治体職員及び社協、支援センターに委託			
29	岩倉市	すべて自治体職員が実施			
30	豊明市	すべて自治体職員が実施			
31	日進市	自治体職員及び居宅介護支援事業所(在宅介護支援センター)に委託して実施			
32	田原市	社協に委託			
33	東郷町	ほとんど職員が実施、県外などは委託			
34	長久手町	その他			
35	西枇杷島町	数回に1回は自治体職員が実施			
36	豊山町	在宅は自治体職員が実施、施設は委託			
37	師勝町	自治体職員が実施、遠方は委託			
38	西春町	在宅新規は自治体職員が実施、更新は町職員または施設及び支援センターに委託			
39	春日町	社協、民間事業に委託			
40	清洲町	原則として町職員で実施、施設については、2回に1回は保険者にて実施するよう努めている。平成15年度保険者調査割合			
41	新川町	数回に1回は自治体職員が実施			
42	大口町	すべて自治体職員が実施			

43	扶桑町	基本的に自治体職員が実施、遠方、他県の施設入所者は調査委託
44	木曾川町	すべて自治体職員が行っている
45	祖父江町	社協、民間事業者に委託
46	平和町	ほとんど自治体職員が実施、一部社協に委託
47	七宝町	海部東部消防組合に委託
48	美和町	一部事務組合に委託
49	甚目寺町	介護保険認定調査事務局に委託
50	大治町	一部海部東部消防組合に委託
51	蟹江町	海部南部広域事務組合に委託
52	十四山村	大半を居宅介護支援事業所(直営)に委託、民間事業者に委託
53	飛島村	すべて自治体職員が実施
54	弥富町	社協、社会福祉法人(社協以外)、公的病院に委託
55	佐屋町	社協、民間事業者に委託
56	立田村	社協に委託
57	八開村	社協に委託
58	佐織町	海部西部広域事務組合が社協
59	阿久比町	数回に1回は自治体職員が実施
60	東浦町	民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
61	南知多町	町職員が実施、社協及び特養の調査員に委託
62	美浜町	社協、民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
63	武豊町	県外については一部委託、その他はすべて自治体職員が実施
64	一色町	自治体職員7割、民間2割、社協1割の委託で実施
65	吉良町	自治体職員半数と社協、社会福祉法人の委託で実施
66	幡豆町	施設及び病院は自治体職員で実施、在宅は50%程度民間委託
67	幸田町	県外以外はすべて自治体職員が実施
68	額田町	主として自治体職員が実施、一部社協等に委託
69	三好町	施設入所者は民間委託、数回に1回は自治体職員が実施、
70	藤岡町	すべて自治体職員が実施、一部民間業者に委託
71	小原村	すべて自治体職員が実施
72	足助町	数回に1回は自治体職員が実施
73	下山村	社協に委託、数回に1回は自治体職員が実施
74	旭町	社協、民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
75	設楽町	社協、民間事業者に委託
76	東栄町	居宅介護支援、介護保険施設に委託。新規・一部継続申請は自治体職員が実施
77	豊根村	社協に委託
78	富山村	すべて自治体職員が実施
79	津具村	社協に委託
80	稲武町	社協、民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
81	鳳来町	社協、民間委託。新規申請の全件、在宅者について入院中の場合、更新の申請の内年齢80歳未満であり、要介護度2以下の軽度の者で、かつ町で直接調査実施のない者、困難事例は町職員調査。
82	作手村	社協、民間事業者に委託
83	音羽町	社協、民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
84	一宮町	社協、民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
85	小坂井町	数回に1回は自治体職員が実施
86	御津町	社協、民間事業者に委託、数回に1回は自治体職員が実施
87	渥美町	すべて自治体職員が実施

困難事例への対応と措置対応件数

自治体キャラバンでのアンケート・文書回答のデータから編集。

(2004年10月1日現在)

市町村名	困難事例への対応				措置件数 (03年度)
	相談	認定 調査	サービス 提供	その他	
合計	71	40	22		13
1 名古屋市					
2 豊橋市					0
3 岡崎市					0
4 一宮市					0
5 瀬戸市				行政、介護センター、介護専門員、訪問看護ステーション等を加えた地域ケア会議で対応	0
6 半田市					0
7 春日井市				必要な時は後見人制度につなげている	3
8 豊川市				地域ケア会議等で具体的な検討を行い、処置方策の策定や関係機関との調整をはかっている	0
9 津島市					
10 碧南市				ケースにより担当者による会議を開いている	0
11 刈谷市				ケースに応じて対応	0
12 豊田市					0
13 安城市					0
14 西尾市				相談に応じるようにしたいが、実績なし	0
15 蒲郡市					1
16 犬山市					0
17 常滑市				介護支援センターを中心に関係する機関に連携して対処している	0
18 江南市					0
19 尾西市					0
20 小牧市					0
21 稲沢市					0
22 新城市					0
23 東海市				ケアプラン事例検討会の開催及び研修会の参考事例として取り上げ、対応している	未集計
24 大府市				ケアプラン事例検討会の開催及び研修会の参考事例として取り上げ、対応していく	未集計
25 知多市				ケアプラン事例検討会の開催及び研修会の参考事例として対応している	未集計
26 知立市					0
27 尾張旭市					0
28 高浜市					1
29 岩倉市					0
30 豊明市					0
31 日進市					0
32 田原市					
33 東郷町					なし
34 長久手町				町、社協、民間事業者で対応	0
35 西枇杷島町					0
36 豊山町					1
37 師勝町					0
38 西春町					4
39 春日町					

市町村名		困難事例への対応				措置件数 (03年度)
		相談	認定 調査	サービス 提供	その他	
40	清洲町				平成15年は困難事例はなかったが、ケースごとに対応する	0
41	新川町					0
42	大口町					
43	扶桑町					0
44	木曾川町					
45	祖父江町				相談受付し、必要に応じ在宅介護支援センターに引き継いでいる	0
46	平和町					0
47	七宝町					
48	美和町					
49	甚目寺町				関係機関と調整協力	0
50	大治町				基幹型在宅介護支援センターを中心にして対応	0
51	蟹江町				相談・サービス提供は対応している	2
52	十四山村					0
53	飛島村					0
54	弥富町					0
55	佐屋町					0
56	立田村					0
57	八開村				社協と協力し、サービス提供まで対応	0
58	佐織町					0
59	阿久比町					0
60	東浦町					0
61	南知多町					0
62	美浜町					
63	武豊町					
64	一色町					0
65	吉良町					0
66	幡豆町					0
67	幸田町					
68	額田町					0
69	三好町					0
70	藤岡町					0
71	小原村					0
72	足助町					0
73	下山村				事例なし	0
74	旭町					0
75	設楽町					0
76	東栄町					0
77	豊根村					0
78	富山村				事例なし	0
79	津具村					0
80	稲武町					0
81	鳳来町					0
82	作手村				小規模自治体のため、住民の状況把握は可能	0
83	音羽町					0
84	一宮町					0
85	小坂井町					0
86	御津町					1
87	渥美町					0

住宅改修と福祉用具購入の受領委任払い制度の実施

(2004年10月1日現在)

市町村名	住宅改修		福祉用具		市町村名	住宅改修		福祉用具	
	実施状況	備考	実施状況	備考		実施状況	備考	実施状況	備考
合計	5市町村	243件	4市町村	297件	44	木曾川町	予定なし		予定なし
1	名古屋市	検討中			45	祖父江町	予定なし		予定なし
2	豊橋市	予定なし			46	平和町	予定なし		予定なし
3	岡崎市	予定なし			47	七宝町	予定なし		予定なし
4	一宮市	予定なし			48	美和町	予定なし		予定なし
5	瀬戸市	予定なし			49	甚目寺町	予定なし		予定なし
6	半田市	検討中			50	大治町	予定なし		予定なし
7	春日井市	予定なし			51	蟹江町	予定なし		予定なし
8	豊川市	予定なし			52	十四山村	予定なし		予定なし
9	津島市	実施	143件	実施	155件	53	飛島村	予定なし	予定なし
10	碧南市	予定なし			54	弥富町	予定なし		予定なし
11	刈谷市	予定なし			55	佐屋町	予定なし		予定なし
12	豊田市	予定なし			56	立田村	予定なし		予定なし
13	安城市	予定なし			57	八開村	予定なし		予定なし
14	西尾市	実施予定	17年度より	実施予定		58	佐織町	検討中	検討中
15	蒲郡市	検討中			59	阿久比町	予定なし		予定なし
16	犬山市	検討中			60	東浦町	検討中		検討中
17	常滑市	予定なし			61	南知多町	予定なし		予定なし
18	江南市	検討中			62	美浜町	予定なし		予定なし
19	尾西市	予定なし			63	武豊町	予定なし		予定なし
20	小牧市	予定なし			64	一色町	予定なし		予定なし
21	稲沢市	予定なし			65	吉良町	予定なし		予定なし
22	新城市	予定なし			66	幡豆町	検討中		検討中
23	東海市	検討中			67	幸田町	検討中		検討中
24	大府市	検討中			68	額田町	予定なし		予定なし
25	知多市	検討中			69	三好町	予定なし		予定なし
26	知立市	実施	7件	実施	9件	70	藤岡町	予定なし	予定なし
27	尾張旭市	実施	0件	実施		71	小原村	予定なし	予定なし
28	高浜市	実施	59件	実施	133件	72	足助町	検討中	検討中
29	岩倉市	予定なし			73	下山村	予定なし		予定なし
30	豊明市	予定なし			74	旭町	予定なし		予定なし
31	日進市	検討中			75	設楽町	予定なし		予定なし
32	田原市	予定なし			76	東栄町	予定なし		予定なし
33	東郷町	予定なし			77	豊根村	予定なし		予定なし
34	長久手町	予定なし			78	富山村	予定なし		予定なし
35	西枇杷島町	予定なし			79	津具村	検討中		検討中
36	豊山町	予定なし			80	稲武町	予定なし		予定なし
37	師勝町	予定なし			81	鳳来町	予定なし		予定なし
38	西春町	予定なし			82	作手村	予定なし		予定なし
39	春日町	予定なし			83	音羽町	予定なし		予定なし
40	清洲町	予定なし			84	一宮町	検討中		検討中
41	新川町	予定なし			85	小坂井町	予定なし		予定なし
42	大口町	実施	34件	予定なし		86	御津町	予定なし	予定なし
43	扶桑町	検討中			87	渥美町	予定なし		予定なし

食事（配食・会食）サービスの実施状況

自治体キャラバンでのアンケート・文書回答のデータから編集。
印：配食方式・実施欄の 印は、週7回実施している市町村

(2004年10月1日現在)

市町村名	配食方式				会食方式			
	実施	実施回数	利用者数 (03年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (03年度)	利用者負担
合計	81	(毎日実施:15)	12,035		33		2,603	
1 名古屋市		週7回 (昼食か夕食)	3,075	生活援助型 配食=食事代+200円 自立支援配食=食事代+110円	×			
2 豊橋市		市町村特別給付 週5回昼 福祉サービス週 2回昼		市民税非課 税世帯150 円 上記以外35 0円	×			
3 岡崎市		毎日1食、昼、夕 のいずれか	494	300円	×			
4 一宮市		週6回昼	762	200円	×			
5 瀬戸市		昼食・夕食を含 めて週最大6回 まで	120	500円		週1回		300円
6 半田市		週5日(火曜～土 曜)昼食のみ	237	300円	×			
7 春日井市		週3回昼(火・木・ 金)	622	300円		随時(04年度より)		300円
8 豊川市		月～金の希望す る日の昼食	274	300円	×	(社協で実施)		
9 津島市		週5回昼	155		×			
10 碧南市		毎日夕方	200	300円	×			
11 刈谷市		週3回、昼1回夕 2回	270	一般300円 療養食350 円(16年7月 ～)	×			
12 豊田市		週7回昼又は夕 (本人の選択)	873	300円		市内20地区のう ち11地区で月1 回	263	無料
13 安城市		週3回昼	320	一般食 300円 特別食 450円		町内福祉委員会 によるふれあい 昼食会	高齢者同 士または 三世交代 流 平均 40～50人 /回	無料、半数 優良の場合 は300円が多 い
14 西尾市		週5回(月～金) 昼のみ	243	300円	×			
15 蒲郡市		週3回昼	136	300円	×			
16 犬山市		希望により週1回 から週5回昼食	週1回14 週3回16 週5回30	400円		7回	42	なし
17 常滑市		週5回夕	49	150円	×			
18 江南市		週5回以内、昼・ 夕食の選択あり	128	300円	×			
19 尾西市		週5回昼	38	250円	×			
20 小牧市		週3回	178	300円	×			
21 稲沢市		週5回昼	157	150円				
22 新城市		週3回昼又は夕 を選択(火・木・ 金)	132	200円	×			
23 東海市		毎日昼	79	300円		年6回	211	100円
24 大府市		週7回昼又は夜	45	150円(所得 税非課税世 帯)～300円 (同課税世 帯)	×			

市町村名	配食方式				会食方式			
	実施	実施回数	利用者数 (03年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (03年度)	利用者負担
25	知多市	毎日夕	140	300円	×			
26	知立市	週7回夕	109	330円	×			
27	尾張旭市	週3回昼	97	300円	×			
28	高浜市	週7回夕	98	300円		宅老所運営の中、施設5ヵ所で週2回-3回	73	150円-300円
29	岩倉市	週2回昼食(月・水) 週5回夕食(月・金)	125 88	無料 170円 350円		昼の配食サービスに希望者のみ老人憩いの家・児童館などで実施		
30	豊明市	週3回昼・夕	49	300円				
31	日進市	毎日(365日)夕	210	250円		227回(週1回、月4回、6ヵ所)	427	600円
32	田原市	週3回昼	137	150円	×	各地区総代・民生委員の主催で実施するものはある		
33	東郷町	週3回(火・木・土)夕	36	300円	×			
34	長久手町	週5日昼	56	200円	×			
35	西枇杷島町	週5回昼・夕	21	440円	×	民生員中心に月一回地区ごとに3ヵ所実施している	10	
36	豊山町	週6日昼・夕	172	500円		年4回(社協)	50	なし
37	師勝町	アセス結果必要な場合(昼食・夕食 月・日)	56	400円		月2回昼(年20回)	80	300円
38	西春町	週5回昼・夕	95	400円	×	6回	30	なし
39	春日町	週5回(平日)夕	64	400円	×	月2回(社協)	3	本人の気持ち次第
40	清洲町	週3回夕	37	400円		年4回 町社協(ほのぼの昼食会)		
41	新川町	週2日(火・金、社協)				月1回(第1土曜、社協)		
42	大口町	週7回昼	12	400円	×			
43	扶桑町	週6回(月・土)	37	400円	×	(ただし社会福祉協議会で年1回、閉じこもり防止として宅老の場を利用。昼食をとるなどにより対応)		
44	木曾川町	週7回昼	96	200円				
45	祖父江町	週2回(昼)	163	300円		月1回	80	無料
46	平和町	×			×			
47	七宝町	×				月2回	32	200円
48	美和町	週1回 土曜日	38	300円		年1回 昼	15	無料
49	甚目寺町	週1回(土)昼	160	無料		年3回 昼	95	200円
50	大治町	毎週土曜日 昼	9	300円		月1回	25	300円
51	蟹江町	週1回昼	60	200円		月1回	40	200円
52	十四山村	週1回昼	9	300円	×			
53	飛島村	週2回昼	9	300円		年3回	19	なし
54	弥富町	毎週土曜日 昼	120	300円		総合福祉センター 喫茶室の利用権を交付(1000円/月)	387	なし
55	佐屋町	週5回昼	22	450円	×			
56	立田村	週5回(月・金) 昼	16	400円	×			
57	八開村	週5回(月・金) 昼	3	450円	×			

市町村名		配食方式			会食方式				
		実施	実施回数	利用者数 (03年度)	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (03年度)	利用者負担
58	佐織町		週5回(月・金)昼	80	400円	×			
59	阿久比町		平日夕	91	300円	×			
60	東浦町		週7回夕(365日可能)	53	300円		年4回(社協)		
61	南知多町	×					年6回(社協)	112	100円
62	美浜町		週5回昼	61	300円		年10回(5カ所で年2回)	79	500円
63	武豊町		週5回昼	29	300円(おかずのみ)又は500円	×			
64	一色町		週2回夕						
65	吉良町		週2回昼	52	200円		月1回	12	無料
66	幡豆町		週3回(月・水・金)昼	16	330円	×			
67	幸田町		週2回(火・金)夕	86	250円		年2回	1回目42 2回目30	無料
68	額田町		第2・第4木曜日の昼	25	300円		年数回		300円
69	三好町		週2回昼・夕どちらか	26	300円	×			
70	藤岡町		週1回昼		500円	×			
71	小原村	×				×			
72	足助町		週1回昼	52	400円	×			
73	下山村		週1回昼	20	210円		週2回	88	250円
74	旭町		週2回昼	35	300円	×	年2-3回		
75	設楽町		3週間のうち2回	40	200円		年3回	30	無料
76	東栄町		週1回昼	133	200円	×	6回	10	無料
77	豊根村		年4回(5・9・11・1月)昼	26	300円		年2回(4地区で)ボランティアが実施	60	300円
78	富山村		週2回昼(火・木)	13	300円				
79	津具村		月1回昼	30-40	300円		独居対象 年2回昼	15	400円
80	稲武町		週3回昼	46	350円	×			
81	鳳来町	×				×			
82	作手村	×					月1回 昼食	209	300円
83	音羽町		週4回(月・火・木・金)昼	23	200円	×			
84	一宮町		週3回昼	61	200円	×			
85	小坂井町		週2回昼	90	200円	×			
86	御津町		週2回昼	27	200円		週2回昼	24	200円
87	渥美町		週3回昼	55	200円	×			

ゴミ出し援助の実施状況

自治体キャラバンでのアンケート・文書回答のデータから編集。

(2004年10月1日現在)

市町村名	実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者 実数 (03年度)
合計	24			434
1 名古屋市		なごやか収集	1人でごみや資源の排出が困難な65歳以上で要介護認定を受けている1人暮らし世帯の方、障害者の方で1人暮らし世帯の方	
2 豊橋市		ふれあい収集	65歳以上でひとり暮らしの世帯、体が不自由な方でひとり暮らしの世帯	12
3 岡崎市		さわやか収集	高齢者・身体障害者・精神障害者・知的障害者の方で一人暮らしで、独自でゴミを出すのが困難な方	217
4 一宮市		ふれあい収集	要介護認定を受けている65歳以上の高齢者 身体障害者手帳等の交付を受けている方だけの世帯	66
5 瀬戸市		ふれあい収集	65歳以上で寝たきりや痴呆症などにより介護を必要とする要介護者や、自由な行動が困難な世帯	13
6 半田市	×			
7 春日井市		さわやか収集	65歳以上で要支援又は要介護認定を受けている人及び、各種障害者手帳を交付を受けている人のうち、ひとり世帯	6
8 豊川市	×			
9 津島市		ふれあい収集	ひとり暮らし高齢者で要介護認定を受けている方	
10 碧南市	×			
11 刈谷市	×			
12 豊田市	×			
13 安城市		高齢者軽度生活援助事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の人で、前年所得が200万円以下の人	40
14 西尾市	×			
15 蒲郡市	×			
16 犬山市	×			
17 常滑市	×			
18 江南市	×			
19 尾西市	×			
20 小牧市	×			
21 稲沢市	×			
22 新城市		粗大ゴミ個別収集事業	市内在住の運搬手段を持っていない65歳以上の無職の高齢者世帯で、かつ市内に家族等身内のいない世帯	13
23 東海市		1人暮らし高齢者等訪問援助事業	介護保険の対象とならない程度で生活に支障のある方、住民税非課税世帯の方	5
24 大府市	×			
25 知多市	×			
26 知立市	×			
27 尾張旭市	×			
28 高浜市		ふれあいサービス 軽度生活援助 ホームヘルパー 家事援助	福祉的支援を要する人 独居・高齢者のみの世帯 要支援以上の人	0
29 岩倉市			相談があった場合、環境保全課と協議して対応している事例あり	1
30 豊明市	×			
31 日進市		エコサポート事業 (環境課)	65歳以上で要介護認定を受けているひとり暮らしの世帯	17
32 田原市	×			
33 東郷町	×			
34 長久手町	×			
35 西枇杷島町	×		ボランティアで実施	
36 豊山町	×			
37 師勝町	×			
38 西春町		軽度生活支援事業	おおむね65歳以上で、日常生活を営む高齢者に家事援助員を派遣する	5

市町村名		実施	事業の名称	ゴミ出し援助	利用者 実数 (03年度)
39	春日町		老人家庭等の粗大 ごみ収集処理事業	70歳以上の老人世帯又はひとり暮らし老人	1
40	清洲町	×		必要に応じてヘルパー が対応している	
41	新川町	×			
42	大口町	×			
43	扶桑町	×		ただし、組織的・定例的ではないが、必要に応じ在宅介護支援セン ター を介しボランティアによる援助は実施	
44	木曾川町	×			
45	祖父江町	×			
46	平和町	×			
47	七宝町	×			
48	美和町	×			
49	甚目寺町	×	支え合いネットワ ーク事業	ひとり暮らし高齢者・身体障害者・高齢者世帯またはそれに準ずる世 帯	
50	大治町	×			
51	蟹江町	×			
52	十四山村	×			
53	飛島村	×			
54	弥富町	×			
55	佐屋町		軽度生活援助事 業、訪問介護	介護認定で「非該当」とされた要援護高齢者	
56	立田村	×			
57	八開村	×			
58	佐織町	×			
59	阿久比町		軽度生活援助事業	独居・高齢夫婦世帯	
60	東浦町	×			0
61	南知多町	×			
62	美浜町	×			
63	武豊町		訪問介護事業にて 実施	訪問介護事業利用者	15
64	一色町	×			
65	吉良町	×			
66	幡豆町		軽度生活援助事業	65歳以上のひとり暮らしの老人で、自ら処理することが困難な人	1
67	幸田町		幸田町軽度生活 支援事業	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯。心身 障害の独居世帯	1
68	額田町	×			
69	三好町		なかよしヘルパー 派遣事業	65歳以上のひとり暮らしの者、65歳以上のみの世帯に属する者	11
70	藤岡町	×			
71	小原村	×			
72	足助町	×			
73	下山村		下山村生活管理 指導派遣事業	要介護認定の自立に相当するひとり暮らし又は高齢者世帯	7
74	旭町	×			
75	設楽町	×			
76	東栄町	×			
77	豊根村	×			
78	富山村	×			
79	津具村	×			
80	稲武町	×			
81	鳳来町	×			
82	作手村		軽度生活支援 サービス	独居・老人世帯	3
83	音羽町	×			
84	一宮町	×			
85	小坂井町	×			
86	御津町	×			
87	渥美町			ヘルパー 派遣世帯等の高齢者独居世帯に対してヘルパー が手助け している	

介護手当の支給状況

自治体キャラバンでのアンケート・文書回答のデータから編集。支給人数は2003年度実績。

(2004年10月1日現在)

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
合計	41					12,961
1 名古屋市	×					
2 豊橋市		家族介護慰労金	過去一年間介護保険サービスを利用していない要介護者	介護度 要介護3 市民税非課税世帯	100,000円	8
3 岡崎市		在宅ねたきり老人見舞金	65歳以上で常時ねたきり又は痴呆による問題行動があり、在宅で介護を受けている人		60,000円	
4 一宮市		寝たきり老人等見舞金	要介護認定で要介護4・5の認定者	介護度4・5	60,000円	2,021
5 瀬戸市		介護福祉手当	40歳以上	介護保険の要介護認定で要支援または要介護の認定を受けた方の内、世帯全員が市民非課税の方	通年支給の場合1人 30,000円	799
6 半田市	×					
7 春日井市		リフレッシュ手当	要介護高齢者を在宅で介護している家族介護者	要支援または要介護の認定を受けている者を在宅で介護していること	18,000円	3,539
8 豊川市	×					
9 津島市	×					
10 碧南市	×					
11 刈谷市	×					
12 豊田市	×					
13 安城市		在宅寝たきり高齢者等介護人手当	65歳以上で3ヶ月寝たきりまたは痴呆状態の人を介護している人	寝たきり高齢者等の本人所得200万以下	60,000円	339
14 西尾市	×					
15 蒲郡市	×					
16 犬山市		犬山市在宅要介護者介護手当	65歳以上で3ヶ月寝たきりまたは痴呆状態の人を介護している者	要介護者を3ヶ月以上在宅で介護し、かつその要介護者と生計をともにしている者に支給する。所得制限なし	60,000円	115
17 常滑市	×					
18 江南市		在宅寝たきり老人介護慰労金	要介護3・4・5と判定された高齢者を在宅で介護している家族の方	要介護3・4・5と判定された高齢者を在宅で介護している家族の方	48,000円	445
19 尾西市	×					
20 小牧市						
21 稲沢市	×					
22 新城市		在宅寝たきり老人等介護人手当	65歳以上の高齢者	3ヶ月以上継続して常時臨床もしくは、これに準ずる状態であって生活介護を受けていること	60,000円	109
23 東海市		要介護高齢者支援扶助費	65歳以上の高齢者	介護保険で要介護3・4・5に認定された方。所得が200万円以下の方	所得税課税者 37,200円 所得税非課税者 87,000円	2,215
24 大府市		大府市心身障害者扶助料	要介護認定で要介護4・5の認定者	・介護認定期間内であること ・在宅であること(特別養護老人ホーム入所者は除く)	78,000円	179
25 知多市		寝たきり老人等福祉手当	要介護3以上に認定された65歳以上の方	申請日から喪失月まで支給。本人に住民税が課せられていないこと	48,000円	292
26 知立市	×					
27 尾張旭市	×					
28 高浜市	×					

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
29 岩倉市		在宅寝たきり老等介護者手当	在宅の常時寝たきり老人、及び痴呆状態が3ヶ月以上継続している者	65歳以上の常時寝たきり状態または痴呆状態が3ヶ月以上続いているものを、在宅で生活介護していること。制限なし	60,000円	82
30 豊明市		在宅寝たきり老人介護手当	寝たきり老人と同一世帯の介護者	65歳以上の在宅で寝たきり状態及び重度痴呆の者	60,000円	69
31 日進市	×					
32 田原市	×					
33 東郷町		東郷町家族介護慰労金	被保険者の介護を家族介護者が同居する居宅	要介護度3・4・5の認定を受けた被保険者。介護給付を1年間受給していないこと。生計中心者が新生児において所得税非課税。	120,000円	1
34 長久手町	×					
35 西枇杷島町		家族介護支援事業	在宅高齢者介護者	要介護4・5の非課税所得で過去一年間介護保険制度未利用者	100,000円	0
36 豊山町		介護用品等の支給	失禁を伴う、要介護者・要支援者を居宅で会議している者	特になし	75,000円	67
37 師勝町	×	師勝町在宅寝たきり老人等介護者支援金	要介護認定者4・5(又は相当の人)の人在宅で常時介護されている方	在宅で常時介護されている主たる家族介護者の方。1ヶ月以上、入院・入所をされている場合は資格喪失	96,000円	101
38 西春町	×	(西春社会福祉協議会実施)在宅寝たきり老人介護者手当支給事業	要介護度4・5の認定者の介護をしている者	所得制限なし	60,000円	65
39 春日町		春日町寝たきり老人等介護者手当	在宅で高齢者を介護してみえる方	要介護4・5	180,000円	22
40 清洲町	×		介護者の経済的負担を緩和するための介護用品(紙おむつ月額7,000円を)支給している	寝たきり老人・痴呆老人		
41 新川町	×					
42 大口町	×					
43 扶桑町		在宅寝たきり老人等介護者手当	要介護2以上を対象に支給	要介護認定期間中、所得制限なし。在宅での介護に限る	60,000円	212
44 木曾川町		在宅要介護者見舞金	要介護度4・5の方(介護保険施設入所者は除く)	要介護度4・5の方(介護保険施設入所者は除く)	60,000円	130
45 祖父江町	×					
46 平和町		平和町家族介護慰労事業	要介護4・5と判定された方を在宅で介護している家族など	過去1年間に3ヶ月以上入院がなく、介護サービス(1週間程度の短期入所サービスを除く)を受けなかった者を介護している市町村民非課税世帯	100,000円	0
47 七宝町	×					
48 美和町	×					
49 甚目寺町		在宅介護用品援助事業	要支援・要介護認定	なし	月額 2,500円 3,000円	999
50 大治町		在宅寝たきり老人介護者手当・家族介護慰労手当	65歳以上で在宅で常時介護している者(同一世帯であること)	・3ヶ月以上寝たきり又は痴呆の状態(本人所得が200万円以下) ・要介護4・5で非課税世帯で過去1年間サービスを利用していない	36,000円 100,000円	11

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数	
51	蟹江町	家族介護者支援手当	要介護3以上の人を在宅で介護している親族	要介護3以上で1年間在宅・施設サービスを利用しなかった者を在宅で介護している三親等内(所得制限なし)	(要介護3) 50,000円 (要介護4・5) 100,000円	3	
52	十四山村						
53	飛島村	在宅寝たきり老人見舞金	65歳以上で介護保険、要介護4・5に該当する者	所得制限なし	50,000円	20	
54	弥富町	×					
55	佐屋町	家族介護慰労事業	高齢者の家族	要介護4・5の住民非課税世帯で1年間以上サービスを受けていない	96,000円	0	
56	立田村	寝たきり老人手当	65歳以上で在宅で3ヶ月以上寝たきりの者	村内に住所を有する者、本人所得が200万円を超えない者、施設入所でない者	36,000円	15	
57	八開村	×					
58	佐織町	佐織町高齢者家族介護慰労金	町内に住所を有する者で要件に該当する者を現に介護している同居の家族	要介護4・5に該当し、町民非課税世帯に属する者、過去一年間介護保険のサービス(年間あたり7日間までのショートステイの利用を除く)	96,000円	1	
59	阿久比町	×					
60	東浦町	要介護老人等介護手当	要介護4・5の要介護者の親族およびその配偶者で当該要介護者を介護している者	要介護4・5、所得制限なし	60,000円	625	
61	南知多町	×					
62	美浜町	×	家族介護慰労事業	国の制度に同じ	100,000円	0	
63	武豊町	×					
64	一色町	×	家族介護慰労金	低所得者世帯に属する在宅重度寝たきり高齢者を介護サービスを受けずに介護している家族	要介護4又は5で1年間サービスを受けていないこと。町民非課税世帯に属する者で介護保険料に滞納がないこと	100,000円	0
65	吉良町	吉良町寝たきり老人等福祉手当	吉良町に住所を有する者 65歳以上の者 生活保護を受けている者 右記の状態が3ヶ月以上継続していること	前年の本人所得が200万円以下	60,000円	74	
66	幡豆町	×					
67	幸田町	幸田町家族・在宅介護手当	要介護者と同一世帯にある要介護者本人以外の親族	・町内在住65歳以上で要介護認定3以上。施設入所していない(在宅介護) ・要介護度4以上で町民非課税、及び12ヶ月間介護サービスを利用していない(家族介護)	(在宅介護) 60,000円 (家族介護) 100,000円		
68	額田町	額田町在宅寝たきり老人介護等扶助金	町内に住所を有する寝たきり老人又(65歳以上)又は介護者	寝たきり・痴呆性の期間6ヶ月以上	60,000円	42	
69	三好町	×	三好町家族介護慰労金	要介護4・5に該当する市町村民税非課税世帯の在宅高齢者	左記の者が1年間の間に介護保険サービスを利用しなかった場合、その家族に対して慰労金を支給する	100,000円	0
70	藤岡町	藤岡町在宅寝たきり老人等手当	65歳以上で寝たきり又は痴呆の状態が3ヶ月以上継続している人	本人所得が200万円以下	72,000円	7	

市町村名	実施	手当の名称	支給対象者	支給要件	支給年額	支給人数
71	小原村	×				
72	足助町	×				
73	下山村		下山村寝たきり老人等介護助成事業	寝たきり老人等の重度介護高齢者を常時介護している	要介護3以上の被保険者を常時介護している	10,000円 45
74	旭町	×				
75	設楽町	×				
76	東栄町	×				
77	豊根村	×				
78	富山村	×				
79	津具村		在宅寝たきり老人介護手当	65歳以上	4・5重度者	60,000円 3
80	稲武町	×				
81	鳳来町		在宅寝たきり老人等介護手当	65歳以上と寝たきり老人・痴呆性老人を介護している者	寝たきりの状態が3ヶ月以上継続していること。支給金額は一人につき、月額5,000円。支給時期については9・3月の年二回	60,000円 71
82	作手村		寝たきり老人介護手当	寝たきり老人等を介護する者	寝たきり老人等を介護する者	60,000円 16
83	音羽町		音羽町在宅老人介護手当	要介護3以上	要介護3以上の方を在宅で介護している方に支給する。	(要介護3) 90,000円 (要介護4) 120,000円 (要介護5) 150,000円 65
84	一宮町		在宅寝たきり老人等介護者手当給付金	要介護4・5認定以上の介護者	在宅介護者	120,000円 52
85	小坂井町		小坂井町在宅寝たきりの方などを在宅で介護している方	おおむね65歳以上で、寝たきりの方などを在宅で介護されている方	寝たきりや痴呆の状態が3ヶ月以上継続していること。在宅(介護保険施設に入院・入所以外)で介護していること	120,000円 61
86	御津町		御津町在宅寝たきり老人等介護者手当	寝たきり老人等を在宅で介護している者	65歳以上で3ヶ月以上に渡り常時臨床若しくはこれに準ずる状態、又は痴呆により常に介護を必要としている者を在宅で介護している家族	120,000円 41
87	渥美町	×				

住宅改修の独自助成制度

自治体キャラバンでのアンケート・文書回答のデータから編集。利用者数は2003年度実績。

(2004年10月1日現在)

市町村名	実施	介護保険に上乗せ	助成額	利用者数	介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者数
合計	40	24		1,345	27			580
1 名古屋市	×							
2 豊橋市			10万円	232	×			
3 岡崎市			一世帯に対し、上限30万円	255		下肢・体幹・視覚障害の手帳(1~3級)を持っている方	一世帯30万円	6
4 一宮市	×							
5 瀬戸市	×							
6 半田市		×				75歳以上で介護認定を受けていない方で、住民非課税世帯に属し、かつ住民課税者に扶養されていない方、また、介護認定を受けた方が同居していない方	施工費用の9割(上限30万円)	5
7 春日井市		×				住宅改修の必要があると認められた高齢者	20万円	415
8 豊川市								
9 津島市								
10 碧南市			10万円もしくは30万円を上限(所得税の課税状況による)	57	×			
11 刈谷市			12万円	259	×			
12 豊田市			40万円		×			
13 安城市			10万円限度	68	×			
14 西尾市	×							
15 蒲郡市		×				65歳以上の一人暮らしが居住する自宅で保険対象外の修理工場費の一部	30万円	0
16 犬山市						市内に住宅を有し、日常生活に支障がある65歳以上の者	対象者額の戸割担当で15万円以内	11
17 常滑市	×							
18 江南市			12万円	34		65歳以上の方で、生計中心者の前年所得額が14万円以下の世帯の方	30万円	0
19 尾西市	×							
20 小牧市			10万円を限度として9割	7		65歳以上の市民税非課税世帯に属する高齢者で工事未着工の人	20万円を限度として9割	7
21 稲沢市	×							
22 新城市	×							
23 東海市			10万円以内(住民非課税40万円以内)	45	×			
24 大府市			20万円を限度(市民税課税世帯)、40万円を限度(同非課税世帯)	32		身体障害者手帳に1・2・3級で下肢・体幹・視覚障害のある方	40万円を限度(市民税課税世帯) 60万円を限度(市民税非課税世帯)	2
25 知多市			40万円以内	29	×			
26 知立市			10万円以内	44	×			

市町村名	実施	介護保険に上乗せ	助成額	利用者数	介護保険利用者以外の助成制度	対象者と要件	助成額	利用者数
27	尾張旭市	×						
28	高浜市		10万円(要支援・要介護1~3) 30万円(要介護4・5)	70		市内65歳以上の高齢者	10万円	47
29	岩倉市	×				65歳以上で要介護・要支援者	最高100万円	1
30	豊明市		10万円	61	×			
31	日進市		20万円の9割	31	×			
32	田原市		30万円	35	×			
33	東郷町	×						
34	長久手町		上限30万円	H16から実施		65歳以上。前年住民税非課税で対象の建物に居住していること	上限30万円	H16から実施
35	西枇杷島町	×				身体障害者手帳1・2級	30万円(限度額)	3
36	豊山町		30万円	1		介護保険の適用を受ける者及び介護保険適用以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者	50万円	3
37	師勝町		限度額70万円(ただし対象者の全世帯の町民税所得割が10万円以上の場合は2分の1)	2		身体障害者手帳1・3級の下肢障害、体幹障害及び視聴覚障害の方	限度額70万円(ただし対象者の全世帯の町民税所得割が10万円以上の場合は2分の1)	3
38	西春町	×				身体障害者手帳1・3級の下肢障害、体幹障害及び視聴覚障害の方	50万円	1
39	春日町	×				65歳以上の低所得者で寝たきりの方、身障1・2級に該当する下肢障害、体幹障害及び視聴覚障害の方	30万円(上限)	2
40	清洲町	×				65歳以上の寝たきり老人	3分の1(最高30万円)	1
41	新川町		対象経費の2分の1(最高30万円)	3		身体障害者手帳1・3級の下肢障害、体幹障害及び視聴覚障害。65歳以上の者で所得税非課税世帯	対象経費の2分の1(30万円限度)	3
42	大口町	×				介護保険法の要支援・要介護1・5、身体障害1・2級で下肢・体幹・視覚・特定疾患	2分の1補助(100万円まで)	17
43	扶桑町	×				日常生活に使用のある65歳以上の高齢者	40万円以内	0
44	木曾川町	×				65歳以上75歳未満の一人暮らし又は高齢者のみ/75歳以上の高齢者がいる世帯	1世帯あたり5万4千円	11
45	祖父江町		30万円	1		身障1・2級に該当する下肢障害、体幹障害または視聴覚障害の方	30万円	1
46	平和町	×						
47	七宝町	×						
48	美和町							

市町村名		実施	介護保 険に上 乗せ	助成額	利用者数	介護保険 利用者以 外の助成 制度	対象者と要件	助成額	利用者数
49	甚目寺町			12万円	11		身体障害者手帳1-3級の 下肢障害、体幹障害及び視 聴覚障害を有する65歳未満 の者	30万円	3
50	大治町	×							
51	蟹江町	×							
52	十四山村	×							
53	飛鳥村	×							
54	弥富町	×							
55	佐屋町	×							
56	立田村	×							
57	八開村	×							
58	佐織町	×							
59	阿久比町	×							
60	東浦町			住民非課税世 帯40万円 住民税課税世 帯20万円	56	×			
61	南知多町	×							
62	美浜町	×							
63	武豊町		×				別添 パンフレットの通り	30万円以内	35
64	一色町	×							
65	吉良町	×							
66	幡豆町	×							
67	幸田町		×				下肢・体幹障害の学齢児以 上の児者で3級以上、視覚 は2級以上	20万円限度	3
68	額田町			事業費の2分 の1以内(上 限30万円)	12	×			
69	三好町								
70	藤岡町	×							
71	小原村	×							
72	足助町	×							
73	下山村	×							
74	旭町	×							
75	設楽町	×							
76	東栄町	×							
77	豊根村	×							
78	富山村	×							
79	津具村	×							
80	稲武町	×							
81	鳳来町	×							
82	作手村	×							
83	音羽町	×							
84	一宮町	×							
85	小坂井町	×							
86	御津町	×							
87	渥美町	×							

福祉用具の実施状況

(2004年10月1日現在)

市町村名	実施内容
1 名古屋市	福祉用具貸与に係る介護報酬について、「一定の基準を定める等、介護報酬のあり方について検討を行うこと」を国に対して要望している。
2 豊橋市	
3 岡崎市	対象種類の拡大の予定は無い。
4 一宮市	一人暮らし「緊急連絡通報システム」「緊急ベル」「愛の杖」「自動火災警報機」を無料で、「電磁調理器」「自動消火器」を非課税世帯に無料で、課税世帯は一部負担金ありで給付している。
5 瀬戸市	入浴用リフト、段差解消機、立ち上がり用いす、スライディングボード、六輪歩行器の5つを対象に加えた。
6 半田市	日常生活用具(電磁調理器・自動消火器・火災警報機)を所得に応じた利用者負担ありで給付。申請により居宅を訪問し、確認後、業者に発注。設置時に立ち会いをする。
7 春日井市	拡大は県を通し、国に要望する。廉価で質の高い用具の提供については、機会あるごとに事業者呼びかけていく。
8 豊川市	制度に沿って実施。
9 津島市	独自の拡大は考えていない。
10 碧南市	対象となる品目が決められている。
11 刈谷市	
12 豊田市	
13 安城市	
14 西尾市	市民税が非課税の一人暮らし高齢者に、電磁調理器または電子レンジの購入費の20,000円を限度として市が負担。
15 蒲郡市	国において、非該当の人にも必要な予防サービスを提供する事業、軽度者まで一貫した予防システムの確立が必要と検討されている。
16 犬山市	ひとり暮らし低所得高齢者に対し、国の日常生活用具給付事業補助金の対象となる電磁調理器・火災警報機・自動消火器の購入に関する助成をしており、同制度を継続する。
17 常滑市	介護保険制度の中で実施している。
18 江南市	
19 尾西市	国の示したもので、老人日常生活給付事業を実施。
20 小牧市	今後の検討課題。
21 稲沢市	電磁調理器などを対象に給付している。
22 新城市	電磁調理器・火災報知器・自動消火器等を給付している。
23 東海市	介護保険制度以外の福祉用具貸与は考えていない。
24 大府市	現在の種類で適当と考えている。
25 知多市	現在の種類で適当と考えているが、業者任せでなく、住宅改修の事前審査等を実施し、ケアマネジャーの研修を通じ、機能を後退させないサービス提供に努める。
26 知立市	介護保険法に定められた福祉用具の品目以外のものを対象とする考えは無い。
27 尾張旭市	介護保険対象となる電磁調理器の給付を行っている。
28 高浜市	拡大は考えていない。
29 岩倉市	介護保険の福祉用具貸与とは別に、高齢者福祉サービスとして「老人日常生活用具給付事業」を行っているが、この事業においての用具の拡大は考えていない。
30 豊明市	今後検討していく。
31 日進市	
32 田原市	

市町村名	実施内容
33 東郷町	必要に応じて、国に要望する。
34 長久手町	介護保険法に定める用具にて行う。
35 西枇杷島町	手押し車購入費の補助を介護保険とは別に補助を行っている。
36 豊山町	介護保険対象の福祉用具以外の物品を、老人日常生活用具給付事業として実施している。対象品の中に電磁調理器もあり、支給実績もある。カタログから選択してもらっている。
37 師勝町	
38 西春町	現行制度の枠の中で行う。
39 春日町	介護保険の他に老人を対象とした日常生活用具給付事業を行っている。対象品目は、電磁調理器・火災報知器・自動消火器、一部負担有り。
40 清洲町	
41 新川町	
42 大口町	
43 扶桑町	日常生活用具給付事業を実施。在宅介護支援センターでの展示・紹介・必要に応じて貸し出しも行っている。
44 木曾川町	実施する予定はない。
45 祖父江町	電磁調理器以外の調理器具で福祉用具として捉えられる品目は思いつかない。
46 平和町	関係機関に要望したい。
47 七宝町	介護保険法により実施しており、それ以上は考えていない。
48 美和町	県制度により実施しており、町単独では拡大は考えていない。
49 甚目寺町	要援護老人およびひとり暮らし老人に、介護保険の適用にならない日常生活用具の中で給付または貸与しているので、現時点で拡大は考えていない。
50 大治町	
51 蟹江町	現行どおり行います。
52 十四山村	介護保険の範囲で実施したいと考える。
53 飛島村	対象種類等の拡大を県に相談しながら検討していく。
54 弥富町	老人日常生活用具の給付又は貸与の制度があり、電磁調理器がある。
55 佐屋町	対象品目を拡大する予定はない。
56 立田村	
57 八開村	介護保険のサービス 外の福祉用具(火災報知器・自動消火器・老人用電話・電磁調理器)については、安価で質の良い製品を選択し、購入すれば、その購入額に応じた単独事業を実施対応をしている。
58 佐織町	介護保険のサービス 外の福祉用具(火災報知器・自動消火器・老人用電話・電磁調理器)については、安価で質の良い製品を選択し、購入すれば、その購入額に応じた単独事業を実施対応をしている。
59 阿久比町	国の制度に準じたもの以外考えていない。
60 東浦町	現在の種類で適当と考えているが、業者任せでなく、住宅改修の事前審査等を実施し、ケアマネジャーの研修を通じ、機能を後退させないサービス提供に努める。
61 南知多町	実施する考えはない。
62 美浜町	実施する考えはない。
63 武豊町	介護保険制度の範囲内で行っていく。
64 一色町	実施予定無し。
65 吉良町	本人の希望に合うことを第一に現行どおり実施する
66 幡豆町	現行法内で対処。
67 幸田町	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法の規定に基づき、41種目を対象に日常生活用具交付事業を実施している。種目は拡大されてきているが、引き続き利用者のニーズに合ったものを検討する。

市町村名	実施内容
68 額田町	国の要項どおり実施。
69 三好町	
70 藤岡町	介護保険における福祉用具の貸与、購入以外は行っていない。
71 小原村	生活機能の維持については、暗に福祉用具に頼るのではなく、ケアマネや保健師がその者の状況を常に把握し予防等の福祉施策に最大限努力している。
72 足助町	
73 下山村	
74 旭町	
75 設楽町	機会ある毎に制度改正を要望していくよう指示している。
76 東栄町	
77 豊根町	
78 富山村	
79 津具村	検討してみます。
80 稲武町	
81 鳳来町	
82 作手村	厚生労働省の示す対象用具などを中心に、高齢者の現状にあった器具の選定に対して支援する。
83 音羽町	現在、日常生活用具支給事業として自動消火器等の支給を行っているが、支給にあたっては、町が業者と相談しながら対象者に対して低価で高品質の最適なものを提供している。
84 一宮町	今のところ法律の範囲内での運用を考えている。
85 小坂井町	現在、福祉用具の項目には、火災報知器・自動消火器と電磁調理器がある。対象種類の拡大については、今後検討していく。利用希望があった場合は、業者任せでなく、このニーズに見合ったものが選択できるよう、相談を受けるよう努める。
86 御津町	介護保険法等に基づき給付を行っている。
87 渥美町	要援護老人およびひとり暮らし老人に対して、電磁調理器等の日常生活用具を給付している。

介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数

市町村名		2001年度	2002年度	2003年度	市町村名		2001年度	2002年度	2003年度
1	名古屋市		207	201	51	蟹江町	0	4	3
2	豊橋市	0	1	16	52	十四山村	0	1	0
3	岡崎市	5	16	32	53	飛鳥村			
4	一宮市	189	218	213	54	弥富町	1	58	41
5	瀬戸市	4	53	37	55	佐屋町	0	4	3
6	半田市	15	15	12	56	立田村		1	17
7	春日井市	3	130	152	57	八開村	0	1	1
8	豊川市		4	20	58	佐織町	2	1	2
9	津島市	100	146	792	59	阿久比町	0	11	
10	碧南市	9	15	27	60	東浦町	0	9	7
11	刈谷市			133	61	南知多町	0	3	8
12	豊田市	9	18	27	62	美浜町	0	26	
13	安城市	5	19	26	63	武豊町	0	88	106
14	西尾市	8	20	48	64	一色町	0	12	6
15	蒲郡市	3	61	88	65	吉良町	1	3	5
16	犬山市	693	180	199	66	幡豆町	0	2	5
17	常滑市	2	12	17	67	幸田町	2	14	155
18	江南市	715	351	116	68	額田町	0		10
19	尾西市	0	159	365	69	三好町	0	36	25
20	小牧市	8	163	291	70	藤岡町	0	1	
21	稲沢市	617	80	402	71	小原村	0	0	0
22	新城市	0	1	0	72	足助町	9	27	
23	東海市	0	13	16	73	下山村	11	8	32
24	大府市	1	5	8	74	旭町	0	29	128
25	知多市	6	3	7	75	設楽町	0	0	0
26	知立市	667		65	76	東栄町	0	0	0
27	尾張旭市	2	18	27	77	豊根村	0	0	0
28	高浜市	19	29	47	78	富山村		0	0
29	岩倉市	470	215	301	79	津具村	0	3	0
30	豊明市	6	20	35	80	稲武町	0		42
31	日進市	200	69	73	81	鳳来町		0	0
32	田原市	1	11	20	82	作手村	0	0	0
33	東郷町	0	13		83	音羽町	0	20	3
34	長久手町	1	47	58	84	一宮町		1	
35	西枇杷島町	155	8	10	85	小坂井町	0	20	31
36	豊山町	1	12	6	86	御津町	0	3	4
37	師勝町	535	37	35	87	渥美町	0	7	
38	西春町	249	26	68					
39	春日町	75	2	2					
40	清洲町	180	14	24					
41	新川町	244	31	32					
42	大口町	302	110	27					
43	扶桑町	443		302					
44	木曾川町	16	78	86					
45	祖父江町	346	381	444					
46	平和町	292	363	306					
47	七宝町	0	0	0					
48	美和町	0		0					
49	甚目寺町	0	2	1					
50	大治町	0	0	0					
					合計	6,622	3,769	5,848	

福祉給付金の拡大状況と自動払いの実施状況

【対象者の拡大】 : 年齢を拡大(ただし、豊山・師勝・西春の三町は、四年後には県基準通りの年齢になることが決められている)、 : 年齢は県基準だがその他の要件を拡大、空欄: 県基準通り

【自動払い】 : 2003年11月以降の実施、 : 2003年10月までに実施済み、 : 検討中・今後検討、空欄: 未実施
(2004年10月現在)

市町村名	対象者の拡大	自動払い	
		実施状況	実施年月 (診療月)
1 名古屋市	70歳	現物給付	
2 豊橋市			2004/1
3 岡崎市			2003/1
4 一宮市			2003/8
5 瀬戸市	65歳(3カ月以上寝たきり)		2004/9
6 半田市			2005/2
7 春日井市			2003/8
8 豊川市			2003/8
9 津島市	67歳(福祉医療拡大分)		2004/7
10 碧南市	65歳(3カ月以上寝たきり)		2003/8
11 刈谷市			2003/12
12 豊田市			2004/3
13 安城市			2003/8
14 西尾市	65歳(6カ月以上寝たきり)		
15 蒲郡市			
16 犬山市			
17 常滑市			
18 江南市			
19 尾西市			2004/2
20 小牧市			
21 稲沢市			2004/2
22 新城市			
23 東海市			2005/2
24 大府市			2002/10
25 知多市			2002/10
26 知立市			2004/3
27 尾張旭市			2004/9
28 高浜市			
29 岩倉市			2004/3
30 豊明市			2004/8
31 日進市			2004/4
32 田原市			2002/10
33 東郷町			
34 長久手町			
35 西枇杷島町			
36 豊山町	69歳		
37 師勝町	69歳		
38 西春町	69歳		2004/4
39 春日町	65歳(非課税世帯)		
40 清洲町			
41 新川町			
42 大口町			
43 扶桑町			
44 木曽川町			2004/2

市町村名	対象者の拡大	自動払い	
		実施状況	実施年月 (診療月)
45 祖父江町			
46 平和町			
47 七宝町			
48 美和町			
49 甚目寺町			
50 大治町			
51 蟹江町			
52 十四山村			
53 飛島村			
54 弥富町			
55 佐屋町			
56 立田村			
57 八開村			
58 佐織町			
59 阿久比町			今後
60 東浦町			今後
61 南知多町			今後
62 美浜町			
63 武豊町			2004/4
64 一色町			2004/10
65 吉良町			
66 幡豆町	65歳(精神障害1,2級)		
67 幸田町			
68 額田町			
69 三好町			
70 藤岡町			
71 小原村			
72 足助町			
73 下山村			
74 旭町			
75 設楽町			
76 東栄町			
77 豊根村			
78 富山村			
79 津具村			
80 稲武町			
81 鳳来町			
82 作手村			
83 音羽町			
84 一宮町			今後
85 小坂井町			今後
86 御津町			今後
87 渥美町			
合計	:10、 :21	18、 :9、 :21	

高額医療費の未払いを減らすための対応

2004年愛知自治体キャラバンでのアンケートより

(2004年10月1日現在)

市町村名	対応
1 名古屋市	再通知を実施
2 豊橋市	再通知を実施
3 岡崎市	2004年10月に再通知を実施予定
4 一宮市	再通知を実施
5 瀬戸市	未申請者に4-6カ月ごとに再通知
6 半田市	申請されるまで郵送でお知らせ
7 春日井市	3カ月ごとに再通知
8 豊川市	随時再通知、死亡者は相続人に通知
9 津島市	再通知のほか、電話、個別訪問
10 碧南市	検討中
11 刈谷市	半年に一度申請書を郵送
12 豊田市	再通知を実施
13 安城市	10月下旬に再通知を実施予定
14 西尾市	再通知を実施
15 蒲郡市	再通知、電話連絡、現地調査
16 犬山市	申請案内送付、電話連絡
17 常滑市	半年に一度再通知
18 江南市	ハガキ・封書による再通知、電話連絡
19 尾西市	申請書を送付
20 小牧市	毎月再通知を実施
21 稲沢市	
22 新城市	再通知を実施
23 東海市	
24 大府市	
25 知多市	包括申請のため未払い無し
26 知立市	年2回程度再通知の予定
27 尾張旭市	再通知、電話連絡を実施
28 高浜市	3カ月後再通知、6カ月後再々通知
29 岩倉市	随時再通知を実施
30 豊明市	毎回通知をしている
31 日進市	再通知および現地確認
32 田原市	毎月申請書を送付
33 東郷町	電話連絡を実施
34 長久手町	文書による通知や電話連絡
35 西枇杷島町	再通知を実施
36 豊山町	県制度より1年延長実施のため未払い無し
37 師勝町	再通知、電話連絡を実施
38 西春町	再通知を実施
39 春日町	再通知を実施
40 清洲町	
41 新川町	
42 大口町	なし
43 扶桑町	
44 木曾川町	特になし

市町村名	対応
45 祖父江町	再通知を実施
46 平和町	ヘルパーに依頼している
47 七宝町	3カ月を目途に再通知、その後電話連絡
48 美和町	定期的に再通知を実施
49 甚目寺町	再通知を実施
50 大治町	再通知を実施
51 蟹江町	3カ月ごとに再通知を実施
52 十四山村	随時再通知を実施
53 飛島村	再通知や電話(FAX)で連絡
54 弥富町	再通知および電話連絡を実施
55 佐屋町	
56 立田村	保険証更新時に説明を実施
57 八開村	再通知・再々通知を実施
58 佐織町	
59 阿久比町	申請案内を実施
60 東浦町	再通知を実施
61 南知多町	再通知を実施
62 美浜町	申請書を送付し再通知
63 武豊町	再通知などはしていない
64 一色町	再通知や電話連絡等を実施
65 吉良町	特になし
66 幡豆町	ハガキ・電話連絡を実施
67 幸田町	電話・ハガキにて再通知を実施
68 額田町	
69 三好町	考えていない
70 藤岡町	
71 小原村	再通知および電話連絡を実施
72 足助町	特になし
73 下山村	再通知・電話連絡等実施
74 旭町	
75 設楽町	
76 東栄町	該当者は担当で把握しているので未支給無し
77 豊根村	
78 富山村	未払い無し
79 津具村	
80 稲武町	
81 鳳来町	翌月再通知を実施
82 作手村	電話等で連絡を実施予定
83 音羽町	未支給者無し
84 一宮町	未支給者は今のところ無し
85 小坂井町	電話連絡を実施
86 御津町	再通知を実施予定
87 渥美町	未支給無し

基本健診実施状況

(2004年11月1日現在)

市町村名	個別医療機関			集団			備考
	実施	自己負担額	実施期間・回数	実施	自己負担額	実施期間・回数	
実施自治体数	63			69			
無料自治体数	42			40			
通年自治体数	3			2			
1 名古屋市		1000円	通年		1000円	通年	
2 豊橋市		1000円	5月-1月 31日		1000円	52回	
3 岡崎市		無料	7月-9月		無料	8月-10月	
4 一宮市		無料	5月1日- 10月31日	×			
5 瀬戸市		2000円	6月1日-7月 31日、9月1日- 10月31日	×			
6 半田市		無料	6月1日-7月 31日	×			
7 春日井市		無料	通年		1030円	8回	
8 豊川市		3000円	4月-2月		無料	7月、10月に合計23日	
9 津島市		1200円	8月2日- 11月30日	×			
10 碧南市		1000円	8月- 11月		無料	第2・4の火曜日	
11 刈谷市		無料	7月-10月	×			
12 豊田市		無料	6月-12月	×			
13 安城市		1000円	6月-3月		6000円	通年	集団・個別とも人間ドックとして実施
14 西尾市	×				無料	7月20日-8月31日 29回	
15 蒲都市		2700円	通年	×			
16 犬山市		無料	6月1日- 10月31日		無料	10回	
17 常滑市	×				1000円	9月1日- 10月17日、10月1日- 13日 17回	
18 江南市		無料	9月1日- 11月30日	×			
19 尾西市		無料	6月1日-9月 30日		5670円	5月22日-6月2日、10月30日-11月8日	集団は人間ドックとして実施
20 小牧市		無料	6月-2月	×			
21 稲沢市		無料	5月-7月		無料	8回	
22 新城市		1000円	6月- 10月		1500円	11月に2回	集団は人間ドックとして実施
23 東海市		無料	7月-11月	×			
24 大府市	×				無料	5月- 10月 48回	
25 知多市	×				無料	9月- 10月 19回	
26 知立市		1800円	7月- 10月		500円	7月- 10月 19回	
27 尾張旭市		2000円	6月-7月、9月-10月	×			
28 高浜市		1000円	7月-9月		800円	5月-6月、9月- 11月、1月-2月 7回	

市町村名		個別医療機関			集団			備考
		実施	自己負担額	実施期間・回数	実施	自己負担額	実施期間・回数	
29	岩倉市	×				無料	8月～10月 27回	
30	豊明市		2600円	9月～11月		無料	6月 13回	
31	日進市		無料	9月～11月		無料	4月～10月	
32	田原市		無料	6月～11月		無料	7月17日～19日	
33	東郷町		無料	8月～12月		無料	12回	
34	長久手町		未回答	6月～10月		700円	7月～9月 4回	
35	西枇杷島町	×				1300円	10回	集団は人間ドックとして実施
36	豊山町		無料	9月中		1300円	未回答	
37	師勝町	×				2400円	19回	
38	西春町	×				無料	17回	
39	春日町	×				1300円	未回答	
40	清洲町	×				800円	10回	
41	新川町	×				1300円	5月15日～5月30日	
42	大口町		無料	8月1日～10月30日	×			
43	扶桑町		無料	8月～10月	×			
44	木曾川町		無料	6月～10月	×			
45	祖父江町		無料	5月～8月		無料	4回	
46	平和町		無料	5月～7月		無料	4回	
47	七宝町		無料	6月～9月		無料	4回	
48	美和町		無料	6月～9月		無料	5月 6回	集団は人間ドックとして実施
49	甚目寺町		無料	6月～9月		無料	18回	
50	大治町		無料	6月1日～9月30日		無料	15回	
51	蟹江町		無料	6月1日～9月30日		1300円	7回	
52	十四山村		無料	6月～9月	×			
53	飛島村		無料	6月～9月		2500円	5月21日～6月1日 8回	集団は人間ドックとして実施
54	弥富町		無料	6月～9月		3000円	8月～9月 4回	集団は人間ドックとして実施
55	佐屋町		無料	6月～9月		6000円	5月30日、6月3日 2回	集団は人間ドックとして実施
56	立田村		無料	6月～9月		無料	6月、10月	
57	八開村		無料	6月～9月		3700円	4月、10月 5回	集団は人間ドックとして実施
58	佐織町		無料	6月～9月	×			
59	阿久比町	×				無料	4月21日～9月6日 17回	
60	東浦町		無料	5月27日～7月10日、9月21日～10月5日	×			
61	南知多町	×				無料	5月10日～10月1日 20回	
62	美浜町	×				無料	5月20日～10月5日 26回	
63	武豊町	×				無料	5月～7月 23回	
64	一色町	×				無料	5月～6月 25回	
65	吉良町	×				無料	6月17日～7月5日 13回	
66	幡豆町	×				無料	6月 18回	
67	幸田町	×				無料	22回	

市町村名		個別医療機関			集団			備考
		実施	自己負担額	実施期間・回数	実施	自己負担額	実施期間・回数	
68	額田町		12000円	6月-9月		無料	6月-7月 11回	個別は人間ドックとして実施
69	三好町		無料	6月-12月		無料	2回	
70	藤岡町		男性5000円、女性6600円	4月-12月		無料	20回	個別は人間ドックとして実施
71	小原村	×				無料	17回	
72	足助町		1250円	9月-1月		500円	5月-8月 15回	
73	下山村		無料	3回		無料	9回	集団・個別とも人間ドックとして実施
74	旭町		医療機関により異なる	~3月		1000円	10回	個別は人間ドックとして実施
75	設楽町		15000円町補助	9月-12月		1500円	9回	個別は人間ドックとして実施
76	東栄町		8000円	6月-11月		2000円	5月-9月 22回	個別は人間ドックとして実施
77	豊根村	×				無料	6月28日-7月1日	
78	富山村	×				無料	7月2日	
79	津具村	×				無料	6月 5回、10月 1回	
80	稲武町		10000円	4月-12月		600円	8回	個別は人間ドックとして実施
81	鳳来町		無料	6月-9月		未記入	9月 11回	集団は人間ドックとして実施
82	作手村	×				2300円	16回	集団は人間ドックとして実施
83	音羽町		無料	11月1日-12月17日		無料	9月28日-11月13日 9回	
84	一宮町		無料	6月1日-10月31日		男性6500円、女性8000円	4月8日-9日、11月18日-19日	集団は人間ドックとして実施
85	小坂井町		無料	6月-7月、10月		無料	6月18日-28日、11月10日-11日	
86	御津町		無料	5月-10月		無料	7回	
87	渥美町		無料	7月-10月	×			

各種がん検診実施状況

(2004年11月1日現在)

市町村名	個別医療機関委託									集団検診									備考		
	自己負担無料				実施通年					自己負担無料				実施通年							
	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮がん	乳がん	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮がん	乳がん	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮がん	乳がん	胃がん	大腸がん	肺がん		子宮がん	乳がん
実施自治体合計	2	6	9	4	4	22	21	17	25	15	4	6	68	4	5	6	9	4	3	3	
空欄は未実施、「未」は未回答 自己負担無料は、ドックに含まれる場合は有料扱いとした 実施通年は、年間を通して6カ月以上連続で受けられるものを通年扱いとした																					
1 名古屋市	×	×	×	×	×						×	×									
2 豊橋市	×	×		×	×						×	×		×	×	×	×	×	×	×	
3 岡崎市	×	×	×	×							×			×	×	×	×	×	×	×	【個別】胃・肺は人間ドックでのみ実施
4 一宮市	×			×																×	
5 瀬戸市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×							×			
6 半田市											×	×		×	×		×	×			
7 春日井市	×	×	×	×	×									×				×	×		
8 豊川市	×	×	×	×	×						×	×			×	×	×	×		×	【個別】胃・大腸セット検診
9 津島市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				×	×	×			
10 碧南市	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	【集団】胃・大腸・肺は人間ドックとして実施	
11 刈谷市	×	×		×		×	×		×		×	×		×	×	×	×	×	×	【集団】胃・大腸は人間ドックとして実施	
12 豊田市	×	×	×	×	×						×	×		×	×	×	×		×	×	
13 安城市	×	×	×	×	×						×	×	×	×	×						【集団】がん検診を人間ドックとして実施
14 西尾市											×	×		×	×	×	×	×	×	【集団】夜間検診を実施	
15 蒲郡市	×	×	×	×	×						×		×	×	×	×		×	×	×	
16 犬山市	×	×	×	×		×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
17 常滑市		×		×			×				×			×	×	×		×	×	×	
18 江南市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×	×	×		×	×	×	
19 尾西市				×					×		×	×			×			×	×	×	
20 小牧市	×	×	×	×							×	×		×	×			×		×	【個別】胃・大腸・肺はドックで実施
21 稲沢市	×	×	×			×	×	×	×		×	×		×	×	×	×		×	【集団】大腸がん検診は人間ドックで実施	
22 新城市	×			×							×	×		×	×	×		×	×	×	
23 東海市	×	×		×	×	×	×		×	×	×			×		×		×	×		
24 大府市											×	×		×	×	×			×	×	
25 知多市											×	×		×	×	×	×	×	×	×	
26 知立市	×	×		×		×	×				×	×			×	×	×	×		×	
27 尾張旭市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×						×	×			【個別】胃・大腸はセット検診のみ
28 高浜市	×	×		×	×			×										×			
29 岩倉市				×					×		×	×			×	×	×	×		×	
30 豊明市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	
31 日進市	×	×		×	×	×	×		×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	
32 田原市																×	×	×	×	×	
33 東郷町	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	
34 長久手町	×	×		×		×	×		×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	【集団】がん検診を人間ドックとして実施
35 西枇杷島町				×					×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
36 豊山町				×					×		×	×			×	×	×	×		×	
37 師勝町				×					×		×	×		×	×	×	×	×	×	×	
38 西春町											×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
39 春日町				×					×		×	×		×	×	×	×	×	×	×	
40 清洲町											×	×		×	×	×	×	×	×	×	
41 新川町											×	×		×	×	×	×	×	×	×	
42 大口町															×	×	×	×	×	×	

市町村名	個別医療機関委託									集団検診									備考	
	自己負担無料					実施通年				自己負担無料					実施通年					
	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮がん	乳がん	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮がん	乳がん	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮がん	乳がん	胃がん	大腸がん	肺がん		子宮がん
43 扶桑町	×	×	×							×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
44 木曾川町	×			×	未	×	×	×	×	×			×		×		×	×	×	×
45 祖父江町	×			×		×		×	×	×			×	×	×	×	×	×	×	×
46 平和町	×	×		×		×	×		×	×			×	×	×	×	×		×	×
47 七宝町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
48 美和町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
49 甚目寺町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
50 大治町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
51 蟹江町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
52 十四山村	×	×	×	×	×	×	×	×	×				×	×					×	×
53 飛島村	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		×	×		×			×	×
54 弥富町	×	×	×	×	×	×	×	×	×											
55 佐屋町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
56 立田村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
57 八開村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
58 佐織町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
59 阿久比町										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
60 東浦町	×			×						×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
61 南知多町										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
62 美浜町										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
63 武豊町										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
64 一色町										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
65 吉良町										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
66 幡豆町										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
67 幸田町				×						×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
68 額田町				×					×	×			×	×	×	×	×	×	×	×
69 三好町	×	×		×									×	×			×	×	×	×
70 藤岡町				×						×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
71 小原村										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
72 足助町	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
73 下山村	×	×	×	×	×					×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
74 旭町	×	×	×	×	×					×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
75 設楽町	×	×	×	×	×					×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
76 東栄町	×	×	×	×	×					×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
77 豊根村										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
78 富山村														×	×	×	×	×	×	×
79 津具村										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
80 稲武町	×	×	×							×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
81 鳳来町				×					×	×		×	×	×		×	×	×	×	×
82 作手村										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
83 音羽町										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
84 一宮町	×	×		×		×	×			×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
85 小坂井町	×	×		×	×	×	×		×	×			×	×	×	×	×	×	×	×
86 御津町										×	×		×	×	×	×	×	×	×	×
87 渥美町	×		×			×	×	×	×						×	×	×	×	×	×

各種がん検診のうち個別医療機関委託を1つも実施していない自治体は、21市町村

歯周疾患検診 実施状況

実施 - 個別医療機関で方式で実施している市町村は (33自治体)、集団のみの市町村は (43自治体)、実施していない市町村は×(8自治体)。母子保健法に基づく妊産婦歯科健診は除外している。

対象年齢 - 老健法では40、50、60、70歳が対象

市町村名	実施	個別医療機関委託			集団検診		
		対象年齢	自己負担	期間・回数	対象年齢	自己負担	期間・回数
1	名古屋市	40、50歳	0円	通年	40歳、50歳 40歳以上	0円 0円	通年 歯周病予防教室
2	豊橋市	40-70 歳まで5歳刻み	0円	5月-3月			
3	岡崎市	人間ドック検診受診者で希望者	1050円	4月-2月			
		30、40、50、60、70歳の国保加入者	0円	6月-8月			
4	一宮市	×					
5	瀬戸市	40、50歳	500円	6、7、9、10月	20歳以上の市民	500円	月2回
6	半田市				人間ドック受診者で希望者	0円	健康フェア、人間ドック結果説明時
					成人	0円	歯と歯ぐきの健康相談
7	春日井市	40、50歳	0円	通年	60、70歳。18歳以上	0円	2月
8	豊川市	40、50歳	50歳の み600円	4月-2月	30歳以上	0円	11月に6回
9	津島市	40歳-70 歳未満	800円	8月-9月			
10	碧南市	40、50歳	0円	誕生日月より3ヶ月間	一般成人	0円	毎月第2木曜日
11	刈谷市	40-75 歳まで5歳刻み	0円	7月- 10月			
12	豊田市	40、50、60歳	0円	4/1-3/ 18			
		35、38、45、48、55、58、65、68歳の国保加入者で保険税の未納がないもの	0円	8月-2月			
13	安城市	40、50、60、70歳	500円	7月-1月			
14	西尾市				40歳以上人間ドック受診者	0円	人間ドック受診日
					35、45、50、55、60歳の資格証該当者を除く国保被保険者	人間ドック7000円に含まれる	10/26-11 /12の間の15日間
15	蒲郡市	40、45、50、55、60歳	0円	6月-3月			
16	犬山市	40、45、50、60、70歳	0円		40、45、50、60、70歳、全住民	0円	
17	常滑市				30、35、40、45、50、60歳	0円	9/1- 10に17回、10/1- 13に17回。60歳は6/27の1日のみ
					35-39 歳の国保加入者	1000円	10/17、10/24
18	江南市				40、50、60、70歳	0円	年4回
					20歳以上の市民	0円	
19	尾西市	40、45、50、55歳	400円	7月-9月			
20	小牧市				基本検診と同じ	0円	年7回
21	稲沢市				40歳	0円	6回
22	新城市				40、50歳	1500円	11月の2回
					市内在住の希望者	0円	7、11、3月
23	東海市	40、50、60、70歳(職域等で受診機会がない)	700円	7月- 11月			

市町村名	実施	個別医療機関委託			集団検診		
		対象年齢	自己負担	期間・回数	対象年齢	自己負担	期間・回数
24	大府市				事業所で検診を受ける機会のない方	0円	
25	知多市				40、50、60、70歳	0円	5月-9月
					40歳以上	0円	5月-9月
26	知立市	40、50、60、70、75、80歳	0円	6/1~ 12/25	40歳以上	0円	7~ 10月計6回
27	尾張旭市	40、45、50、55、60、65歳	560円	6-7月、9- 10月			
28	高浜市	40、45、50、55、60、65、70歳	0円	7月-9月			
29	岩倉市				40、50、60、70歳の国保加入者	0円	8~ 10月計27回
30	豊明市	30、40、50、60歳	0円	9月~ 11月	16歳以上の市民	0円	6月6回、8月5回
31	日進市				40歳以上(一部30歳以上)	0円	4、6、8、10月
32	田原市	35-60 歳まで5歳刻み	0円	6月~ 12月	36-41 歳および46、51、56、61、66、71歳	0円	7/17、18、19
33	東郷町				30、40、50、60歳	0円	5-6月の4 日間
34	長久手町	×					
35	西枇杷島町				40、50、60、70歳	0円	5月4回、11月4回
36	豊山町				40歳以上	0円	基本健診開催日
37	師勝町				基本健診を受ける30歳以上の希望者	0円	春秋に行う健診の日程
38	西春町				基本健診の中の間ドックと同じ	1000円	ドックと同時開催12日
39	春日町				一般住民	0円	11月の4日間
40	清洲町				40歳、50歳	0円	基本健診と同時期計10回
41	新川町	40-55 歳まで5歳刻み	0円	9月~ 11月	40歳以上	0円	基本健診と同じ
42	大口町				40、50、60、70歳	0円	年2回
43	扶桑町	2005年1月より40、50、60、70歳	0円	誕生月から1年間			
		2004年12月まで40、45、50歳	0円	今年度その年齢に達する住民			
44	木曾川町	×					
45	祖父江町	35歳以上	0円	5月-8月			
46	平和町				40、50、60、70歳	0円	年3回
					40歳以上	0円	年3回
47	七宝町				40歳以上	0円	6月の4日間(基本健診と同時)
48	美和町				40歳以上	0円	5月(基本健診と同時)
49	甚目寺町				基本健診受診者(40歳以上)	0円	6-8 月計18回
50	大治町				15歳以上	0円	4/19-8/4の指定日計15回
51	蟹江町				40、50歳	0円	偶数月第3金曜日
52	十四山村	70、80歳	0円	6月~ 10月	40、50、60歳	0円	40、50歳は6月、60歳は11月
53	飛島村	基本健診対象者	0円	6月-9月	人間ドックと同時実施	0円	5-6月の 人間ドック8日間
54	弥富町				30歳以上	0円	7-9月
55	佐屋町				40、50歳	0円	年3回
					40歳以上人間ドック受診者、18-39 歳女性	0円	ドック:年2回 女性健診:年1回

市町村名	実施	個別医療機関委託			集団検診		
		対象年齢	自己負担	期間・回数	対象年齢	自己負担	期間・回数
56	立田村				18歳以上	0円	6、10月
57	八開村				40歳以上	0円	
58	佐織町				20歳以上	0円	年10回
59	阿久比町	×					
60	東浦町	40-70 歳まで5歳刻み	0円	8月・10月			
61	南知多町				40、50、60歳	0円	12月1回
62	美浜町	×					
63	武豊町	×					
64	一色町				40、50、60、70歳	0円	7月の4日間
					16歳以上	0円	7月の4日間
65	吉良町				16歳以上	0円	胃ガン検診と併設9日間、妊産婦歯科健診月1回
66	幡豆町				40歳以上町民	0円	6月の3日間
					16歳以上	0円	6月の3日間
67	幸田町	40、50、60、70歳	0円	6月・11月	19歳以上	0円	住民健診歯科検診日
68	額田町	40、50、60、70歳	100円	6月-8月			
69	三好町	40、45、50、55、60歳	1000円 (X線撮影を含む)	6月・12月			
		70歳	0円	6月-7月			
70	藤岡町	×					
71	小原村	35-60 歳まで5歳刻み	850円	6月・11月			
72	足助町				40、50歳、住民	0円	年間12回
73	下山村	×					
74	旭町				住民	0円	通年
75	設楽町				節目人間ドック(40、50歳)受診者	0円	
76	東栄町	40、50、60歳	人間ドック8000円に含まれる				
77	豊根村				18歳以上の基本健診受診者	0円	6/28-7/1の午前
78	富山村				20歳以上	0円	7/1-2、11/18-19
79	津具村				住民	0円	6月に1回
80	稲武町				19歳以上	0円	5月、10月の計2回
81	鳳来町				住民	200円	9/14-22
82	作手村				20歳以上	500円	2回
83	音羽町	40、50歳	0円	5月・12月			
84	一宮町				40歳以上	0円	5/29
85	小坂井町	40、50歳	0円	6月・12月			
86	御津町	40歳	0円	6月・10月			
87	渥美町	40、50、60、70歳	0円	7月・10月			

乳幼児医療費助成制度の拡大状況

(2004年10月1日現在)

印は愛知県制度と同じ内容。県制度は、4歳未満児(4歳になる月の月末)まで無料。

印:名古屋市の所得制限は、0歳児以外の全対象者に適用されるため県が無料としている対象者でも無料の対象から除かれる場合がある。

高浜市は拡大分について、県内で唯一1割の自己負担を導入。

県基準に留まっている市町村は南知多町・美浜町・下山村のみ。

2004年4月以降拡大した市町村(予定含む・「合併後」は除く)は豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、新城市、知立市、木曽川町、弥富町、阿久比町、東浦町、幸田町、音羽町の16市町村。

市町村名		通院	入院
県基準拡大自治体数		71(82%)	85(98%)
「6歳未満」以上の自治体数		65(75%)	82(94%)
1	名古屋市	義務教育就学前(0歳を除き、所得制限あり)	義務教育就学前(0歳を除き、所得制限あり)
2	豊橋市	義務教育就学前(2004年4月実施)	義務教育就学前(2004年4月実施)
3	岡崎市	義務教育就学前(2004年7月実施)	義務教育就学前(2004年7月実施)
4	一宮市	義務教育就学前(2004年4月実施)	義務教育就学前(2004年4月実施)
5	瀬戸市		義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
6	半田市	5歳未満(2004年10月実施)	5歳未満(2004年10月実施)
7	春日井市		義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
8	豊川市	義務教育就学前(2004年4月実施)	義務教育就学前
9	津島市	5歳未満	義務教育就学前(5歳以上は償還払い)
10	碧南市	義務教育就学前(2004年4月実施)	義務教育就学前(2004年4月実施)
11	刈谷市	義務教育就学前(2004年4月実施)	義務教育就学前(2004年4月実施)
12	豊田市	義務教育就学前	義務教育就学前
13	安城市	義務教育就学前	義務教育就学前
14	西尾市	義務教育就学前(2004年7月実施)	義務教育就学前(2004年7月実施)
15	蒲郡市	6歳未満	6歳未満
16	犬山市		義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
17	常滑市		義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
18	江南市		6歳未満(4歳以上は償還払い)
19	尾西市	6歳未満 [義務教育就学前(2005年4月合併後実施)]	6歳未満 [義務教育就学前(2005年4月合併後実施)]
20	小牧市		6歳未満(4歳以上は償還払い)
21	稲沢市	[5歳年度末まで(2005年4月合併後実施予定)]	6歳未満(4歳以上は償還払い) [義務教育就学前(2005年4月合併後実施予定)]
22	新城市	義務教育就学前(2004年7月実施)	義務教育就学前(2004年7月実施)
23	東海市		義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
24	大府市	[義務教育就学前(2005年4月実施予定)]	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
25	知多市		6歳未満(4歳以上は償還払い)
26	知立市	義務教育就学前(2004年4月実施)	義務教育就学前(2004年4月実施)
27	尾張旭市		義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
28	高浜市	義務教育就学前(4歳以上は1割負担・2割を償還払い)	義務教育就学前(4歳以上は1割負担・2割を償還払い)
29	岩倉市		義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
30	豊明市	6歳未満	6歳未満
31	日進市	義務教育就学前	義務教育就学前
32	田原市	義務教育就学前	義務教育就学前
33	愛知 東郷町	義務教育就学前	義務教育就学前
34	長久手町	義務教育就学前	義務教育就学前
35	西枇杷島町	義務教育就学前	義務教育就学前
36	西春日井 豊山町	義務教育就学前	義務教育就学前
37	師勝町	義務教育就学前	義務教育就学前
38	西春日井 西春日町	義務教育就学前	義務教育就学前
39	春日井 春日町	義務教育就学前	義務教育就学前

市町村名		通院	入院	
40	西春日井	清洲町	義務教育就学前	
41	新川町	義務教育就学前	義務教育就学前	
42	丹羽	大口町	7歳未満(4歳以上は償還払い)	
43	扶桑町		7歳未満(4歳以上は償還払い)	
44	葉栗郡木曾川町	義務教育就学前(2004年4月実施)	義務教育就学前(2004年4月実施)	
45	中島	祖父江町	義務教育就学前 [5歳年度末まで(2005年4月合併後実施予定)]	
46	平和町		6歳未満(4歳以上は償還払い) [義務教育就学前(2005年4月合併後実施予定)]	
47	海部郡	七宝町	義務教育就学前	
48		美和町	義務教育就学前	
49		甚目寺町	小学校卒業まで	
50		大治町	義務教育就学前	
51		蟹江町	義務教育就学前	
52		十四山村	義務教育就学前	
53		飛島村	中学校卒業まで	
54		弥富町	小学校卒業まで(2004年10月実施)	小学校卒業まで(2004年10月実施)
55		佐屋町	義務教育就学前	義務教育就学前
56		立田村	義務教育就学前	義務教育就学前
57	八開村	義務教育就学前	義務教育就学前	
58	佐織町	義務教育就学前	義務教育就学前	
59	知多郡	阿久比町	5歳未満(2004年7月実施)	6歳未満・5歳児は償還払い(2004年7月実施)
60		東浦町	[義務教育就学前(2005年4月実施)]	義務教育就学前
61		南知多町		
62		美浜町		
63	武豊町		6歳未満(4歳以上は償還払い)	
64	幡豆郡	一色町	義務教育就学前	義務教育就学前
65		吉良町	義務教育就学前	義務教育就学前
66		幡豆町	義務教育就学前	義務教育就学前
67	額田郡	幸田町	義務教育就学前(2004年10月実施)	義務教育就学前(2004年10月実施)
68		額田町		義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
69	西加茂	三好町	義務教育就学前	義務教育就学前
70		藤岡町	義務教育就学前	義務教育就学前
71		小原村	義務教育就学前	義務教育就学前
72	東加茂郡	足助町	5歳未満(第1・2子)・義務教育就学前(第3子以降) [義務教育就学前(2005年4月合併後実施)]	5歳未満(第1・2子)・義務教育就学前(第3子以降) [義務教育就学前(2005年4月合併後実施)]
73		下山村	[義務教育就学前(2005年4月合併後実施予定)]	[義務教育就学前(2005年4月合併後実施予定)]
74		旭町	5歳未満 [義務教育就学前(2005年4月合併後実施予定)]	5歳未満 [義務教育就学前(2005年4月合併後実施予定)]
75		稻武町	6歳未満(4歳以上は償還払い) [義務教育就学前(2005年4月合併後実施予定)]	6歳未満(4歳以上は償還払い) [義務教育就学前(2005年4月合併後実施予定)]
76	北設楽郡	設楽町	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)
77		東栄町	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)
78		豊根村	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)
79		富山村	6歳未満(4歳以上は償還払い)	6歳未満(4歳以上は償還払い)
80		津具村	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
81	南設楽	鳳来町	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)	義務教育就学前(4歳以上は償還払い)
82		作手村	義務教育就学前	義務教育就学前
83	宝飯郡	音羽町	小学校1年生まで(2004年8月実施)	小学校1年生まで(2004年8月実施)
84		一宮町	義務教育就学前	義務教育就学前
85		小坂井町	5歳未満	5歳未満
86		御津町	義務教育就学前	義務教育就学前
87	渥美郡渥美町	5歳未満	義務教育就学前(5歳以上は償還払い)	

妊婦健診の拡大状況

(2004年10月1日現在)

自治体キャラバンでのアンケート・文書回答のデータにより編集した(2004年10月1日現在)。

：母子保健法に基づく妊産婦健診として前半期と後半期の計2回が無料となる。ただし、98年に一般財源化されその後は市町村事業として継続されている。

「その他・文書回答」欄は、文書回答に記述のあったもののみ掲載した。

市町村名	実施回数	その他・文書回答	市町村名	実施回数	その他・文書回答
拡大自治体数	12		44 葉栗郡木曾川町		次年度歯科健診1回を追加予定
1 名古屋市			45 中島郡祖父江町		
2 豊橋市			46 平和町		現行制度継続
3 岡崎市		35歳以上は超音波健診も実施	47 七宝町		現行制度継続
4 一宮市		現行制度継続、生保世帯の妊産婦は11回追加	48 美和町		現行制度継続、母親教室を年20回(1コース 5回)実施
5 瀬戸市		ハイリスク妊婦の保健指導実施	49 甚目寺町		歯科検診(1回)追加、現行制度継続
6 半田市		35歳以上は超音波健診も実施、梅毒血清反応検査を追加	50 大治町		
7 春日井市		県外受診者も助成、歯科検診実施	51 海部郡蟹江町		財政状況を見ながら検討
8 豊川市		現行制度継続	52 十四山村		現行制度継続
9 津島市		県外受診者も助成対象、歯科検診の実施	53 飛島村		回数を増やすことは今後の検討課題
10 碧南市		現行制度継続	54 弥富町		県外受診は償還払い
11 刈谷市			55 佐屋町		マタニティ教室や歯科検診を実施
12 豊田市			56 立田村		
13 安城市			57 八開村		妊婦歯科検診実施
14 西尾市		現行制度継続	58 佐織町		妊婦歯科検診実施
15 蒲都市		現行制度継続	59 阿久比町		現行制度継続
16 犬山市		現行制度継続	60 東浦町		現行制度継続
17 常滑市		現行制度継続	61 知多郡南知多町		現行制度継続
18 江南市		歯科検診月1回・県外受診者も助成対象	62 美浜町		現行制度継続
19 尾西市		現行制度継続、合併協議会で県外受診も含め検討中	63 武豊町		現行制度継続
20 小牧市			64 幡豆郡一色町		
21 稲沢市		現行制度継続、他市の状況を見ながら対応	65 吉良町		現行制度継続
22 新城市	3回	2004年度より	66 幡豆町		現行制度継続
23 東海市	7回	5回の追加及び、医療費無料化を市単独事業として実施	67 額田郡幸田町		妊娠中、産後1年以内の各1回歯科検診を実施
24 大府市		今後の検討課題とする	68 額田町		現行制度継続
25 知多市		現行制度継続	69 西加茂郡三好町		
26 知立市		現行制度継続	70 藤岡町		
27 尾張旭市	3回		71 小原村		
28 高浜市			72 足助町		
29 岩倉市		現行制度継続	73 東加茂郡下山村		
30 豊明市		妊産婦歯科検診(年1回)を実施	74 旭町		
31 日進市			75 稲武町	5回	
32 田原市			76 設楽町	5回	
33 愛知郡東郷町		現行制度継続	77 北設楽郡東栄町	5回	
34 長久手町		現行制度継続	78 豊根村	5回	
35 西春日井郡西枇杷島町		フッ素塗布や母親教室で妊婦の歯科検診	79 富山村	5回	
36 豊山町			80 津具村	5回	
37 師勝町	3回		81 南設楽郡鳳来町		
38 西春町		現行制度継続	82 作手村		今後検討する
39 春日町		現行制度継続	83 音羽町	4回	2004年度4回に拡大
40 清洲町			84 宝飯郡一宮町	3回	2003年7月に拡大
41 新川町		歯科検診を妊娠中1回、産後1回実施	85 小坂井町		現行制度継続
42 大口町			86 御津町		
43 扶桑町		現行制度継続	87 渥美郡渥美町		現行制度継続

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」策定について

市町村名	「市町村行動計画」策定状況
1 名古屋市	「次世代育成懇談会を設置し、幅広く意見交換をおこなっている。また、「市政出前トーク」の活用やホームページにご意見箱するなど地域住民の生の声を聞くように努めている。これらの意見や平成 16 年 2 月・3 月 にかけて実施した「子育てに関する意識・ニーズ 調査の結果もふまえ今年度中に「行動計画」を策定する予定。計画案を策定した段階で、市民パブリックコメントを実施するなど地域住民の意見も十分反映した行動計画を策定したい。
2 豊橋市	
3 岡崎市	児童育成計画策定委員会(定員 10 人)において市民公募 2 名と保育園の父母の会、幼稚園の PTA 役員の経験者各 1 名、児童委員代表 1 名の計 5 名を地域住民代表として選定し委員会を行ってきた。策定にあたり平成 14 年度 7,500 人に「子育てに関する意識調査」、平成 15 年 6,820 人を対象に「ニーズ 量調査」を実施。来年 1 月にパブリックコメントを実施。
4 一宮市	平成 14 年に一宮市子育て支援計画を策定。その中でアンケート による乳幼児から中高生、保護者及び未婚者の意識調査を実施。また、PTA・母親クラブ等のグループインタビュー を行い、この延長として行動計画を策定中。
5 瀬戸市	市民アンケート に加え、中高生、母親、経営者などへのグループインタビュー を実施。行政と公募市民 14 名で構成の「せとっ子未来会議」の協働で、パブリックコメントを求め支援策を具体化。
6 半田市	就学前・小中学生の保護者を対象に実施したニーズ 調査、10 代後半から 30 代男女の方を対象とした意識調査を実施。今後、計画へのパブリックコメントで意見を反映していく。
7 春日井市	公募による市民や関係団体の代表などで策定委員会を設置し検討している。策定にあたって 1 万人アンケート や関係団体ヒアリングを実施し、市民の意見を聞いている。さらに、パブリックコメントで意見を募集。
8 豊川市	市民の子育ての実態や要望、意見を把握するために 4613 人を対象に市民アンケート 実施。この分析と関係団体へのアンケート、保健センター など子育て支援関係事業の実施状況などを調査し「豊川市次世代支援地域行動計画策定委員会」の意見も聞き、子育て支援対策の充実や保育サービスの拡充を考えている。
9 津島市	策定委員会には市民代表を多数含んだ組織で構成し意見交換を行い、パブリックコメントで広く地域住民の意見を取り入れ策定を進めている。
10 碧南市	次世代育成支援対策地域協議会」を 18 名で構成。平成 16 年 2 月・3 月 につけて「市民意識調査の結果の概要」をホームページ に掲載し、市民の意見を反映させる。
11 刈谷市	
12 豊田市	
13 安城市	
14 西尾市	平成 16 年実施の子育て支援のニーズ 調査結果を踏まえ、広く市民の意見を反映させるため、5 月に関係団体と公募市民 28 人で「次世代育成支援行動計画策定協議会」を設置。また、全庁的な体制で「西尾市次世代育成支援行動計画策定作業委員会」を設置し策定作業を進めている。今年 12 月に「素案」をまとめ市広報やインターネット で市民意見を計画に反映
15 蒲郡市	市民 3,000 人にアンケート 実施。現在、それを基に市民中心の策定委員会で素案を策定中。今後、素案を市広報やホームページ で公表し、市民の意見を得て最終計画にしていく予定

市町村名	「市町村行動計画」策定状況
16 犬山市	各種団体等代表 23 名で構成の協議会で協議中。昨年度現状や希望を把握するため 2,865 人を対象にアンケート 実施。また、各種社会教育団体指導者、障害児を持つ母親、子育て中の母親などのグループ の方々 から座談会形式によるヒアリングを実施。これらの意見を反映した支援対策やサービスの充実に努める。
17 常滑市	昨年度、市民アンケート 実施。市民公募含む 10 人の委員で調査・対策委員会を設置。子育て支援対策の充実や保育サービスの拡充についてはこの計画策定の中で検討。
18 江南市	
19 尾西市	平成 16 年 3 月、0 歳から 11 歳の保護者 2,000 人対象にニーズ 調査実施。7 月に市民公募含めた次世代育成支援行動計画策定委員 14 人でニーズ 調査に基づき協議し、計画策定にむけ取組中。
20 小牧市	策定委員の公募制、アンケート 調査からニーズ の把握。子育て中の保護者や中学生などの聞き取り調査などを行い市民ニーズ に基づく計画策定作業を行っている。
21 稲沢市	ニーズ 調査を行い、庁内の関係課で組織するプロジェクトチーム で検討し、素案を市民等で組織する策定委員会に意見・提言をいただき、子育て支援策の充実や保育サービスの充実つなげる計画にしていきたい。
22 新城市	市内各層の市民代表の方が策定委員に加わり、実効性のある行動計画を策定する考え。
23 東海市	平成 15 年度、就学前と小学生の児童の家庭各 1,000 世帯を対象に「次世代育成支援に関する意向調査」実施。本年度関係団体代表と公募による市民で「地域協議会」設置。7 月に市民説明会等を実施し市民から意見を聞く。広報やホームページ での市民の意見を聞き子育て支援の充実に努める。
24 大府市	地域住民及び子育て支援団体等の意見を参考に計画策定に努める。
25 知多市	昨年度、2,000 人を対象にアンケート 実施。子供会や子育てサークル など関係団体の役員にヒアリング実施。これらの結果をもとに素案作成中。10 月までに素案策定 11 月に広報やホームページ に公表し、パブリックコメントで意見を聞く予定。来年 2 月に保健福祉審議会に諮問し計画を固める。
26 知立市	知立市次世代支援対策推進協議会で十分協議していく
27 尾張旭市	子育てに関する意向調査を実施し広く市民の声を聞き計画づくりをすすめるよう努力。
28 高浜市	未回答
29 岩倉市	平成 15 年度就学前と小学生の児童の家庭各 2,200 人を対象にアンケート 調査実施。平成 16 年度は 20 名の策定委員会でアンケート 結果や策定委員の意見、子育て支援にかかわる事業等を精査し慎重に協議を進める。
30 豊明市	市民公募 2 名子育てサークル などから選出の策定委員会を組織し、「市民の声」を計画にも取り入れ策定する。
31 日進市	
32 田原市	
33 東郷町	平成 16 年 2 月就学前・就学児童の保護者、中高生、18 歳・30 歳、50 歳・60 歳、事業所のアンケート 調査を実施。行動計画策定協議会に学識経験者や団体・住民代表などに委員をお願いし計画の骨子を策定。今後、既存の事業との調整や新規事業について作業部会や策定協議会で討議し、検討。
34 長久手町	町民アンケート や各種グループ へのヒアリングを実施。策定委員会には公募による委員や各種団体の代表が参加し進行。子育て支援、保育サービスの充実に努める。
35 西枇杷島町	住民アンケート、策定委員に住民を選出など、地域住民の声を取り入れられるよう配慮しており、今後、それらの意見が生かされるよう検討します。
36 豊山町	アンケート 調査・児童ワークショップ ・子育てシンポ・子育て団体インタビュー など実施し、平成 15 年度に他の市町村に先駆けて策定。今後は、行動計画に基づき子育て支援や保育サービス 事業目標に向け、取り組む。

市町村名	「市町村行動計画」策定状況
37 師勝町	
38 西春町	地域住民の声をよく聞き、地域における子育て支援対策の充実や保育サービスの充実に努める。
39 春日町	未回答
40 清洲町	
41 新川町	現在、子育て中の住民(0歳から小学校3年生の保護者)、小学校高学年、中高生へのアンケートを実施し、策定委員会で検討中。市町村合併も踏まえ、サービスの拡充に努める。
42 大口町	大口町次世代育成支援行動計画策定委員会」に地域住民の声を反映するため、小学校PTA保育園の父母の会・子育て支援団体等の代表に委員をお願いし、子育てや保育サービスに対する様々な意見や要望について委員会で検討している。
43 扶桑町	地域の子育てサークルや虐待防止ネットなど地域で活動する団体などの参加を得て策定中。新年度から一時保育を実施するなど検討をすすめている。
44 木曽川町	平成16年2月に未婚者まで対象を拡大してアンケート調査を実施、ニーズ調査は終了している。
45 祖父江町	ニーズ調査の結果を踏まえ、保育を始めとする子育て支援について、みんなで支えるシステムづくりめざし、子育て支援サービスの充実に努めていきたい。
46 平和町	現在「市町村行動計画」の素案を策定中。すでに小学6年生までの子供を持つ保護者の方全員に対しニーズ調査を実施。その結果を踏まえた計画、また、広報を活用し住民に周知をはかり、住民の声を聞く機会を設けるなど住民の声が反映する計画策定めざします。
47 七宝町	昨年度のアンケート結果を踏まえて、計画を策定している。
48 美和町	昨年度、次世代育成支援に関するニーズ調査を実施。この結果を踏まえ、事業の内容を検討し次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備をはかり、子育てに伴う喜びや幸福を実感できる社会の実現に奇与することを基本理念に、より良い計画策定に取り組中
49 甚目寺町	現在、次世代育成対策委員及び地域住民の意見をよくお聞きし、行動計画に反映するよう努めている。
50 大治町	
51 蟹江町	地域住民の声をよく聞き、財政状況を勘案して充実に努力します。
52 十四山村	地域住民の声を良く聞き、地域における子育て支援対策の充実や保育サービスの拡充に努めている。
53 飛鳥村	次世代育成支援行動計画策定委員会を組織し、そのメンバーに次世代関係者を含んでいる。
54 弥富町	次世代育成計画策定委員会を設置し、策定委員会においてアンケート結果を重要視し、策定に努めている。なお、策定委員には各種団体のかたを委嘱をしている。
55 佐屋町	アンケートの実施や策定委員会に親の代表にはいっていただくなど住民の声を聞き、子育てニーズの把握をしっかりとした上で、計画の策定を進めていきたい。
56 立田村	
57 八開村	保護者に子育ての様子、保育に関してアンケートを実施。ニーズ量の多かった放課後児童クラブ(現在無実施)について実施を検討。
58 佐織町	児童館を平成12年度と16年度に2館建設し、子育ての中でのふれあいの場の提供、学童保育の充実をはかっている。
59 阿久比町	園児及び児童の保護者を対象とし、ニーズ調査を実施。これに基づき現在、「行動計画」を策定中。
60 東浦町	すでに実施した住民アンケート調査や子育てグループとのヒアリング等の結果を尊重しつつ地域における子育て支援対策の充実や保育サービスの拡充に努めます。

市町村名	「市町村行動計画」策定状況
61 南知多町	「南知多町行動計画」策定にあたっては、住民アンケートの実施など、住民の意見を取り入れ子育て支援対策の充実がはかれるよう現在すすめている。
62 美浜町	住民の意見を聞き子育て支援対策の充実に努めていきます。
63 武豊町	協議会のメンバー 16 人で、計画に盛り込む 7 つの柱を主に保護者の要望を積極的に取り入れ子育てがしやすい環境を作りあげていきたい。
64 一色町	行動計画策定部会の中に、子育てサークルの代表者にすべて入ってもらうなど、住民の声を聞く機会を設けている。
65 吉良町	住民参加の協議会を立ち上げ、現在検討している。
66 幡豆町	小学生と就学前児童の保護者全員を対象に「子育てアンケート」実施。このアンケート結果を踏まえ、各種子育てに関する団体の代表者などによる「幡豆町次世代育成支援対策協議会」を設置し、内容等の精査・検討をおこない 16 年度中に行動計画を策定し子育て支援施策の実施、推進に努める。
67 幸田町	住民アンケートの実施、策定委員は子育てサークルの方を選出するなど広く意見を頂いている。今後は、施設のみならず、地域での子育てをサポートするようなサービスを目指し策定
68 額田町	昨年度のアンケート結果を基に、子育て支援対策や保育サービスの拡充を組み込んだ行動計画を策定。
69 三好町	
70 藤岡町	豊田市の計画に一本化するための調整作業中。
71 小原村	努めている(新市で計画)
72 足助町	
73 下山村	
74 旭町	
75 設楽町	努力する
76 東栄町	
77 豊根町	
78 富山村	
79 津具村	次世代計画策定に向け、アンケート調査の実施検討している。
80 稲武町	
81 鳳来町	
82 作手村	15 年度の住民ニーズ調査を元に、本年度策定の行動計画策定委員として村内 4 箇所の保育所母の会代表、子育てグループ代表などの意見を聞くこととしている。
83 音羽町	行動計画策定委員会での協議や住民インタビューを実施し、住民のニーズに応えられるよう努めたい。
84 一宮町	住民アンケートを実施し、意見・要望や子育ての実態について調査をしたのでこれらをもとに行動計を策定し、子育て支援の充実を努める。
85 小坂井町	町民の子育ての実態や要望・意見などをはあくするためのアンケート調査と子育て支援などについて、代表者によるインタビューを実施し、地域行動計画策定委員会で協議し、各種サービスの充実を努めるよう地域行動計画を策定する作業をすすめています。
86 御津町	
87 渥美町	地域住民 2,000 人の調査を実施し、住民代表による検討委員会を設置、検討を重ねている。

国保資格証明書・短期保険証交付状況一覽

(空欄は、実績なし)

	滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
	2002/6/1	2003/6/1	2004/6/1	2002/6/1	2003/6/1	2004/6/1	2002/6/1	2003/6/1	2004/6/1
	現在								
全体	189,362	210,143	221,865	31,237	43,637	40,512	2,522	2,474	2,579
市	165,911	184,135	193,417	27,827	39,127	35,978	2,452	2,351	2,406
町村	23,036	25,478	27,933	3,410	4,510	4,534	70	123	173
発行市町村数				73	78	79	25	29	34
1 名古屋市	64,916	70,437	75,816	13,699	18,255	16,577	4	8	9
2 豊橋市	10,439	10,634	11,056	3,208	3,393	2,917	473	323	329
3 岡崎市	8,547	8,937	9,905	703	1,478	1,234	577	852	708
4 一宮市	10,401	11,009	13,250	334	568	1,028	37	29	72
5 瀬戸市	3,515	3,536	3,608	454	899	867			
6 半田市	2,340	5,304	6,067	254	214	146	144	84	92
7 春日井市	7,764	8,589	9,588	34	391	637	79	53	40
8 豊川市	2,620	2,839	3,198	144	635	760	93	235	182
9 津島市	1,712	2,358	1,893	86	178	158		4	3
10 碧南市	1,823	1,790	2,069	328	277	292	40	87	62
11 刈谷市	4,291	4,529	5,039	596	1,252	502			
12 豊田市	10,858	10,046	6,904	3,174	2,032	2,073	641	347	276
13 安城市	4,950	5,482	3,099	1,413	2,193	2,092	67	20	57
14 西尾市	2,584	1,688	2,060	555	664	752	116	254	300
15 蒲郡市	2,429	2,928	3,060	20	267	366	27	4	27
16 犬山市	1,868	2,023	2,301	97	126	149			
17 常滑市	1,225	1,226	1,339	45	62	51			
18 江南市	2,290	2,488	2,475		266	133	56		17
19 尾西市	1,695	1,873	1,916	377	596	459	29	1	1
20 小牧市	不明	不明	不明	352	747	351	21		
21 稲沢市	2,956	3,166	3,369	173	446	430			
22 新城市	505	564	611	25	32	32			
23 東海市	5,018	4,775	4,916	335	1,012	689			198
24 大府市	682	5,276	5,224	405	1,182	1,490			
25 知多市	1,668	2,573	2,698	207	234	379			
26 知立市	1,331	1,460	2,573	114	364	292	35	37	25
27 尾張旭市	1,966	2,144	1,566	164	265	216			
28 高浜市	899	1,216	1,110	171	561	454	13	13	8
29 岩倉市	2,030	2,096	2,294	155	142	167			
30 豊明市	1,344	1,736	2,442	205	164	76			
31 日進市	1,245	1,413	1,971		232	193			
32 田原市	415	530	515	20	30	16			
33 東郷町	811	1,342	748	35	35	110			
34 長久手町	1,458	1,279	1,287	121	221	228			
35 西枇杷島町	390	492	716	105	103	72			
36 豊山町	544	662	462	131	124	124			
37 師勝町	1,368	1,510	1,594	172	274	255			
38 西春町	954	1,185	1,184	138	390	376	11	9	23
39 春日町	270	285	305	47	50	98			
40 清洲町	707	764	808			9			
41 新川町	416	572	691	34	72	111			

		滞納世帯数			短期保険証			資格証明書		
		2002/6/1	2003/6/1	2004/6/1	2002/6/1	2003/6/1	2004/6/1	2002/6/1	2003/6/1	2004/6/1
		現在								
42	大口町	458	484	539	30	54	50	4	14	8
43	扶桑町	653	707	528	23	66	116			
44	木曾川町	679	431	346	157	187	232			
45	祖父江町	346		291	6		31			
46	平和町	132	210	176	30	57	46			
47	七宝町	897	725	786		88	74			
48	美和町	624	498	504	116	78	28			
49	甚目寺町	924	1,326	2,275	551	588	489			
50	大治町	840	1,554	956	617	362	386			
51	蟹江町	806	939	909	136	159	343			
52	十四山村	54	70	48	3	8	9			
53	飛鳥村	19	48	62	9	6	7			
54	弥富町	755	992	1,065	152	132	117			
55	佐屋町	536	785	1,587	20	40	38			
56	立田村	89	102	119	1	1	1			
57	八開村	31	22	43						
58	佐織町	463	540	581	6	50	54			
59	阿久比町	419	470	484	69	93	110	3	6	16
60	東浦町	1,293	1,412	1,497	25	43	54			
61	南知多町	499	494	538	70	72	60	26	24	51
62	美浜町	484	534	563	53	70	48	16	13	10
63	武豊町	950	1,357	1,381		386	301		6	5
64	一色町	288	320	350	66	69	46			19
65	吉良町	193	206	289	31	33	41		31	17
66	幡豆町	133	144	157	29		28	2		2
67	幸田町	750	725	543	24	61	107		2	1
68	額田町	95	162	170						
69	三好町	818		1,058	166	145				
70	藤岡町	230	286	251	30	74	68			
71	小原村	29	40	86	8	6	7			
72	足助町	69	213	118		24				
73	下山村	272	94	80	6	7	7			
74	旭町	13	15	22	4	3	4	2	2	1
75	設楽町	36	53	36	13	18	9			
76	東栄町	31	30	47	7	6	10			4
77	豊根村	52		63						
78	富山村									
79	津具村	1	18	3						
80	稲武町	20	22	19						
81	鳳来町	122	147	137	27	32	45		4	4
82	作手村			26		2	2			
83	音羽町	48	56	77		2	4		4	5
84	一宮町	202	217	247	8	8	14		7	6
85	小坂井町	343	483	516	47	113	102			
86	御津町	140	144	153	11	18	19	2	1	1
87	渥美町	282	312	412	56	50	44			

32.田原市の2003年以前は「田原町と赤羽根町の合計」の数による

資格証明書の交付にあたって

市町村名	面接の実施の有無			交付除外で配慮している点			
	必ず面談	面談なしでも	その他	国の基準	独自	福祉医療除外	その他除外
愛知県合計	14	12		11	15	9	
1 名古屋市							
2 豊橋市							
3 岡崎市							
4 一宮市			訪問、面接				低所得者等
5 瀬戸市							
6 半田市			文書通知後				
7 春日井市							
8 豊川市							
9 津島市							
10 碧南市							
11 刈谷市							
12 豊田市							
13 安城市			誠意のない人				
14 西尾市							乳幼児医療
15 蒲郡市							
16 犬山市							
17 常滑市							
18 江南市							
19 尾西市							
20 小牧市							
21 稲沢市							
22 新城市							
23 東海市							
24 大府市							
25 知多市							
26 知立市							
27 尾張旭市							
28 高浜市							
29 岩倉市							
30 豊明市							
31 日進市							
32 東郷町							
33 長久手町							
34 西枇杷島町							
35 豊山町							
36 師勝町							
37 西春町							個々の事情
38 春日町							
39 清洲町							
40 新川町							
41 大口町			所在不明の時				
42 扶桑町							
43 木曽川町							

市町村名	面接の実施の有無			交付除外で配慮している点			
	必ず面談	面談なしでも	その他	国の基準	独自	福祉医療 除外	その他 除外
44	祖父江町						
45	平和町						
46	七宝町						
47	美和町						
48	甚目寺町						
49	大治町						
50	蟹江町						
51	十四山村						
52	飛島村						
53	弥富町						
54	佐屋町						
55	立田村						
56	八開村						
57	佐織町						
58	阿久比町						
59	東浦町						
60	南知多町						
61	美浜町						分割納付
62	武豊町			交付基準			
63	一色町						
64	吉良町						
65	幡豆町						
66	幸田町						老人、子供
67	額田町						
68	三好町						
69	藤岡町						
70	小原村						
71	足助町						
72	下山村						
73	旭町						
74	設楽町						
75	東栄町						
76	豊根村						
77	富山村						
78	津具村						
79	稲武町						
80	鳳来町						
81	作手村						
82	音羽町						
83	一宮町						
84	小坂井町						
85	御津町						定期的納付
86	田原町						
87	赤羽根町						
88	渥美町						

国保の保険料(税)減免実施状況(2003年度)

(愛知県医務国保課資料より)

市町村名	減免事由							免除規定有無	減免基準	失業者の減免	2003年度実績		
	条例有無	災害	病氣	収入減	低所得	生保	特別事情				その他	減免	減免総額
												世帯数	(千円)
1 名古屋市									低所得(市県民税額の所得割が課せられないとき、世帯の均等割の100分の20減免)その他(世帯の市県民税の合計が5,000円以下の時、被保険者につき2,000円減免、事業の休廃止、老齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)		145,126	3,401,160	
2 豊橋市									低所得(均等割・平等割のみ課1割、2割、4割)、生保(当該保護を受けている機関に到来した納期限に係る納付額)、その他(事業の休廃止等、給付制限、市民税所得割額又は固定資産税額の減免に該当)		14,159	169,443	
3 岡崎市									低所得(均等割又は所得割のない者:5割)、その他(生保、老齢者、障害者、母子寡婦)		2,889	60,195	
4 一宮市									低所得(軽減該当世帯:2割、固定資産税4万円以下の世帯で所得金額が200万円以下:3割)、生保(全額)、その他(老齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)		31,540	471,476	
5 瀬戸市									その他(事業の休廃止等、給付制限)		57	1,787	
6 半田市									生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦、給付制限)		85	2,439	
7 春日井市									その他(事業の休廃止、老齢者、障害者、母子寡婦)		60	2,928	
8 豊川市									低所得(固定資産税額25万円以下:7%~26%)、その他(障害者、母子寡婦)		6,074	51,273	
9 津島市									低所得(総所得金額33万円以下:3割)、その他(同和地区)		2,595	28,362	
10 碧南市									収入減(前年中の所得が300万以下で当該年に総所得金額の見込額が前年中の10分の5以下に減少すると認められる場合:所得割額の5割)、その他(事業の休廃止等、老齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)		962	396	
11 刈谷市									その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦)		95	1,784	
12 豊田市									生保(全額)、その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦、給付制限)		226	5,295	
13 安城市									その他(事業の休廃止等、固定資産減免に伴う減免)		86	824	
14 西尾市									低所得、生保(前年中の所得が300万以下で当該年に総所得金額の見込額が前年中の10分の5以下に減少すると認められる場合:低所得、所得割額の5割、生保、生保該当期間に到来した納期限に係る納付額)、その他(所得割又は固定資産の減免を受けた場合)		968	5,874	
15 蒲郡市									住民税非課税かつ固定資産税額が10万円未満で次ぎに該当する世帯1.6割または4割軽減世帯2.所得割が課税されない世帯3.1人35万円以下の給与所得者で20歳未満のものを有する世帯)、その他(事業の休廃止等、給付制限)		1,785	5,442	
16 犬山市									その他(雇用保険の受給者)		50	1,443	

市町村名	減免事由							免除規定有無	減免基準	失業者の減免	2003年度実績		
	条例有無	災害	病氣	収入減	低所得	生保	特別事情				その他	減免	減免総額
												世帯数	(千円)
17 常滑市									低所得(民市民税非課税世帯2割)、生保(当該保護を受けることとなった月以降に到来する納期に係る納付額)、その他(勤労学生)		885	10,783	
18 江南市									低所得(総所得金額0円の者:1割)、生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦)		2,882	18,900	
19 尾西市									低所得(総所得金額200万円以下の障害者又は18歳未満の扶養親族を有する寡婦若しくは寡夫:所得割額の5割)、その他(障害者、母子寡婦)		862	10,921	
20 小牧市									生保(全額)、その他(事業の休廃止等、高齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)		72	1,499	
21 稲沢市									その他(事業の休廃止等、高齢者、障害者、母子寡婦、給付制限)		1,644	21,704	
22 新城市									低所得(所得税軽減世帯:1割)、生保(当該保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額)、その他(事業の休廃止等、障害者、給付制限)		916	2,462	
23 東海市											8	194	
24 大府市									部落所有資産(不動産)に係る地域代表名義登録者の資産割課税の減免		5	764	
25 知多市									生保(当該保護を受けている期間に到来する納期に係る納付額的全額)、その他(給付制限、固定資産税減免)		11	289	
26 知立市									収入減(前年所得が300万以下で当該年所得が前年所得の半額以下に見込まれる時)、その他(事業の休廃止等、給付制限)		98	2,091	
27 尾張旭市									その他(事業の休廃止等、給付制限)		12	536	
28 高浜市									生保(全額)、その他(給付制限、固定資産税減免等)		25	499	
29 岩倉市									その他(固定資産税減免)		2	233	
30 豊明市									その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦)		1	403	

市町村名	条 例 有 無	減 免 事 由						免 除 規 定 有 無	減 免 基 準	失 業 者 の 減 免	2003年度実績		
		災 害	病 気	収 入 減	低 所 得	生 保	特 別 事 情				そ の 他	世 帯 数	減 免 総 額 (千円)
31 東郷町										1	68		
32 日進市								その他(事業の休廃止等)		0	0		
33 長久手町								その他(事業の休廃止等)		7	157		
34 西枇杷島町										0	0		
35 豊山町										7	426		
36 師勝町								6割または4割軽減世帯、その他(事業の休廃止等)		1,534	7,910		
37 西春町								低所得(所得金額が0円の者:2割)生保(扶助を受けている間に到来する納期限に係る税額の全額)		976	3,467		
38 春日町										0	0		
39 清洲町										0	0		
40 新川町										0	0		
41 大口町								生保(当該保護を受けている期間に到来する納期に係る納付額の全額)		10	254		
42 扶桑町								生保(当該保護を受けている期間に到来する納期に係る納付額の全額)、その他(障害者、母子寡婦)		14	573		
43 木曾川町								生保(全額)、その他(障害者、母子寡婦)		365	2,705		
44 祖父江町								収入減(当該年度の所得が前年度より半減:所得割全部)、低所得(長期療養を要する世帯で前年所得が350万以下:当該療養期間に到来する納期に係る税額の全部)生保(全額)、その他(事業の休廃止等)		4	481		
45 平和町								生保(全額)、その他(事業の休廃止等、高齢者、障害者、母子寡婦)		0	0		
46 七宝町										0	0		
47 美和町										0	0		
48 碓目寺町										0	0		
49 大治町										0	0		
50 蟹江町								その他(高齢者、障害者、母子寡婦)		586	8		
51 十四山村								その他(事業の休廃止等)		0	0		
52 飛島村								収入減(前年中の所得が350万以下で当該年に総所得金額の見込額が前年中の2分の1以下に減少すると認められる場合:所得割額の2分の1)、その他(事業の休廃止等)		0	0		
53 弥富町								その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦)		760	6,105		
54 佐屋町								その他(事業の休廃止等、高齢者)		408	2,423		
55 立田村										0	0		
56 八開村										0	0		
57 佐織町										0	0		
58 阿久比町										0	0		
59 東浦町								生保(全額)		15	116		
60 南知多町								生保(全額)、その他(給付制限、固定資産税減免)		8	275		
61 美浜町										0	0		
62 武豊町								その他(給付制限、勤労学生を有する世帯)		18	774		
63 一色町								生保(全額)、失業・事業廃止・傷病(当該理由の発生した日以後に到来する納期限に係る納付額の5割)、その(固定資産税減免)		0	0		
64 吉良町										99,000	0		
65 幡豆町								その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦、給付制限)		0	0		

市町村名	条例有無	減免事由						免除規定有無	減免基準	失業者の減免	2003年度実績		
		災害	病氣	収入減	低所得	生保	特別事情				その他	世帯数	減免総額 (千円)
66 幸田町								その他(事業の休廃止等、障害者、母子寡婦、給付制限、固定資産税減免)		7	53		
67 額田町								その他(障害者、母子寡婦)		0	0		
68 三好町										3	137		
69 藤岡町										0	0		
70 小原村								その他(財産の盗難、長期療養、国外在住、収監等)		0	0		
71 足助町										0	0		
72 下山村										0	0		
73 旭町										0	0		
74 設楽町										0	0		
75 東栄町										0	0		
76 豊根村										0	0		
77 富山村										0	0		
78 津具村										0	0		
79 稲武町										0	0		
80 鳳来町										0	0		
81 作手村										0	0		
82 音羽町								その他(総所得が125万円以下で軽減がからない世帯:均等割・平等割を1割減免)		56	328		
83 一宮町										0	0		
84 小坂井町										3	118		
85 御津町										1	117		
86 田原市								均等割、平等割のみを課税される者(1割、2割減免)		634	3,709		
88 渥美町								生保(全額)		2	181		

愛知県合計	87	87	36	52	17	35	45	56	29		25	318,599	4,311,784
												16.91%	2.09%

(記入上の注意)

- 「条例有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に を記入すること。
- 1で を記入した保険者については、「減免事由」の中で該当するものに を記入すること。(複数回答可)
 - 「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被った場合に減免するもの。
 - 「病氣」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が病氣、負傷又は盗難にあって著しく負担能力が無くなった場合に減免するもの。
 - 「収入減」とは、例えば失業等により前年に比べ、著しく負担能力がなくなった場合に減免するもの。
 - 「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合に減免するもの。
 - 「生保」とは、生活保護基準該当世帯について減免するもの。
 - 「特別事情」とは、例えば「その他特別の事情により」というように、具体的な項目ではなく、市町村長の判断により減免できる規定。
 - 「その他」とは、上記(1)～(6)以外の事由により減免するもの。
- 「免除規定有無」には、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に を記入すること。
- 「減免基準」には、2(4)に該当する場合にその基準を記入するとともに、2(4)(5)に該当する場合にその減免割合を記入すること。また、2(7)に該当する場合には、その減免事由を記入すること。
- 「失業者に対する減免」には、2(3)、(6)又は(7)に該当する規定に基づき、失業者に対する減免を行うことができる場合に を記入すること。
- 「減免総額」については、平成14年度国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(2)(様式14-2)の「災害等による減免額」と「その他の減免額」との合計額と一致することを必ず確認すること。
- 「都道府県合計」の上段には、それぞれ を記入した市町村数を記入し、下段には、それぞれの下に記入してあるものに対する割合を記入すること。

国保の医療費一部負担減免制度の実施状況

(2004年10月1日現在)

市町村名	実施	独自規定あり	減免対象者	2003年度減免実績		実施予定や実施できない理由など その他コメント
				件数	金額	
愛知県合計	21	13		8	1,582,159	未実施 66
1 名古屋市			災害による死亡・障害者、災害等による損害	5	1,445,259	
2 豊橋市						
3 岡崎市			生活のための扶助受給者	0	0	
4 一宮市				0	0	
5 瀬戸市			災害、干ばつ、失業などの収入減	0	0	
6 半田市			災害など、前年所得10分の5以下減	0	0	
7 春日井市						
8 豊川市				0	0	
9 津島市						
10 碧南市						
11 刈谷市			災害、事業の廃止・休止	0	0	
12 豊田市						
13 安城市						
14 西尾市			規定はないが国保法にもとづき実施	0	0	
15 蒲郡市						
16 犬山市			現行通りとし規定の設置は考えていない			
17 常滑市						
18 江南市			災害による死亡・障害者、事業の休廃止	0	0	
19 尾西市						
20 小牧市						
21 稲沢市			災害による死亡・障害者、事業の休廃止	0	0	
22 新城市			規定はないが国保法にもとづき実施			
23 東海市						
24 大府市						
25 知多市						
26 知立市		予定				2005年4月実施に向けて 要項作成中
27 尾張旭市						
28 高浜市						
29 岩倉市						
30 豊明市						
31 日進市						
32 田原市						
33 東郷町						
34 長久手町						
35 西枇杷島町						
36 豊山町						
37 師勝町						
38 西春町						
39 春日町						
40 清洲町						
41 新川町						
42 大口町						
43 扶桑町						

市町村名	実施	独自 規定 あり	減免対象者	2003年度 減免実績		実施予定や実施できない 理由など その他コメント
				件数	金額	
44	木曾川町					
45	祖父江町					
46	平和町					
47	七宝町					
48	美和町		災害による死亡・障害、事業の休廃止	0	0	
49	甚目寺町					
50	大治町		災害による死亡・障害、事業の休廃止	0	0	
51	蟹江町					
52	十四山村					
53	飛鳥村					
54	弥富町			0	0	
55	佐屋町					
56	立田村					
57	八開村					
58	佐織町					
59	阿久比町					
60	東浦町					
61	南知多町					
62	美浜町					
63	武豊町					
64	一色町					
65	吉良町					
66	幡豆町			0	0	
67	幸田町					
68	額田町					
69	三好町			3	136,900	
70	藤岡町					
71	小原村					
72	足助町					
73	下山村					
74	旭町					
75	設楽町					
76	東栄町		無	0	0	
77	豊根村					
78	富山村					
79	津具村		特別の理由があり支払いが困難であるもの	0	0	
80	稲武町					
81	鳳来町					
82	作手村			0	0	
83	音羽町					
84	一宮町					
85	小坂井町					
86	御津町					
87	渥美町					

国保の高額療養費・出産育児一時金受領委任払い制度実施状況

自治体キャラバンでのアンケート・文書回答のデータにより編集した。

・実施は2004年10月1日現在、実績は2003年度実績による。

印の自治体は2004年度新たに制度を実施した市町村。

：津島市は受領委任払い制度ではないが、申請により現金を直接支払って実施している。

：大府市は要綱で制度を規定していないが、運用の中で受領委任払い制度を実施している。

参考・群馬・新潟・静岡・和歌山各県は、高額療養費受領委任払い制度を県単位で実施している。

市町村名	高額療養費		出産育児一時金	
	実施	実績(件)	実施	実績(件)
愛知県合計	16	21,537	58	1,953
1 名古屋市		19,067		664
2 豊橋市				660
3 岡崎市				49
4 一宮市		85		
5 瀬戸市		661		30
6 半田市				
7 春日井市				38
8 豊川市				27
9 津島市				1
10 碧南市		72		7
11 刈谷市				33
12 豊田市				73
13 安城市				62
14 西尾市				18
15 蒲郡市				49
16 犬山市				8
17 常滑市				8
18 江南市				15
19 尾西市				8
20 小牧市				
21 稲沢市		812		19
22 新城市				1
23 東海市		163		11
24 大府市				6
25 知多市		90		30
26 知立市		53		25
27 尾張旭市		151		6
28 高浜市				
29 岩倉市				
30 豊明市		206		7
31 日進市				4
32 田原市				1
33 東郷町				7
34 長久手町				5
35 西枇杷島町				
36 豊山町				
37 師勝町				
38 西春町				
39 春日町				
40 清洲町				
41 新川町				
42 大口町				5
43 扶桑町				

市町村名	高額療養費		出産育児一時金	
	実施	実績(件)	実施	実績(件)
44 木曽川町				8
45 祖父江町		38		2
46 平和町		139		0
47 七宝町				3
48 美和町				3
49 甚目寺町				11
50 大治町				3
51 蟹江町				3
52 十四山村				0
53 飛島村				0
54 弥富町				3
55 佐屋町				3
56 立田村				1
57 八開村				0
58 佐織町				4
59 阿久比町				0
60 東浦町				9
61 南知多町				0
62 美浜町				
63 武豊町				5
64 一色町				0
65 吉良町				0
66 幡豆町				1
67 幸田町				3
68 額田町				2
69 三好町				10
70 藤岡町				
71 小原村				
72 足助町				
73 下山村				
74 旭町				
75 設楽町				0
76 東栄町				
77 豊根村				
78 富山村				
79 津具村				
80 稲武町				
81 鳳来町				1
82 作手村				1
83 音羽町				
84 一宮町				
85 小坂井町				
86 御津町				
87 渥美町				

障害者施策について

自治体キャラバンでのアンケート・文書回答のデータから編集(2004年10月1日現在)。

市町村名	相談窓口の設置	専門相談員の配置	在宅の支給時間の上限	中高生への児童デイサービスの実施	移動介護の通所・通園・通学利用
1 名古屋市			設けていない	×	
2 豊橋市			設けていない	×	×
3 岡崎市	×	×	設けていない	×	×
4 一宮市			設けていない	×	×
5 瀬戸市	×	×	設けていない	×	×
6 半田市		×	設けていない	×	×
7 春日井市		無記入	設けていない	×	×
8 豊川市			設けていない	×	×
9 津島市			設けていない	×	×
10 碧南市		×	設けていない		×生活支援など一時的なものは対応
11 刈谷市		×	設けていない	×	×
12 豊田市			設けていない	×	×
13 安城市			設けていない	×	×
14 西尾市		×	設けている	×	×
15 蒲郡市		×	設けていない	×	×
16 犬山市			設けていない	×	×
17 常滑市		×	設けていない	×	×
18 江南市		無記入	設けていない	×	×
19 尾西市		×	設けていない	×	×
20 小牧市		支援費専門	設けている	×	×一部可
21 稲沢市		×	設けていない	×	×
22 新城市		×	設けていない	×	
23 東海市		×	設けていない	×	×
24 大府市			設けていない	×	×
25 知多市			設けていない	不明	×
26 知立市		×	設けていない	×	×
27 尾張旭市	×	×	設けていない	×	×
28 高浜市		×	設けていない		柔軟に対応している
29 岩倉市	×	×	設けていない	×	×
30 豊明市		×	設けていない	×	×
31 日進市			設けていない		×
32 田原市		×	設けていない	×	×
33 東郷町			設けていない	×	×
34 長久手町		×	設けていない		×
35 西枇杷島町		×研修を受けている	設けていない	×	×
36 豊山町	無記入	無記入	無記入	無記入	無記入
37 師勝町			設けていない		
38 西春町			設けていない		×
39 春日町		×	設けていない	×	×
40 清洲町		×	設けていない	×	×
41 新川町		×	設けていない	×	×
42 大口町		×	設けていない	×	×

市町村名		相談窓口の設置	専門相談員の配置	在宅の支給時間の上限	中高生への児童デイサービスの実施	移動介護の通所・通園・通学利用
43	扶桑町		無記入	設けていない	×	×
44	木曾川町		×	設けていない	×	×
45	祖父江町	×	×	設けていない	×	
46	平和町	×	×	設けていない	×	
47	七宝町		×	設けていない	×	×
48	美和町	×	×	設けていない	×	×
49	甚目寺町		×	設けていない	×	×
50	大治町	×	×	設けていない	×	×
51	蟹江町	×	×	設けていない		×
52	十四山町		×	設けていない	×	×
53	飛島町		×	設けていない	×	
54	弥富町	無記入	無記入	設けていない	×	×
55	佐屋町			設けていない	×	×
56	立田町		×	設けていない	×	×
57	八開村		×	設けていない	×	×
58	佐織町		×	設けていない	×	×
59	阿久比町		×	設けていない		×
60	東浦町		×	設けていない	×	×
61	南知多町	×	×	設けていない	×	×
62	美浜町		×	設けていない		×
63	武豊町		×	設けていない	×	×
64	一色町		×	設けていない	×	×
65	吉良町		×	設けていない	×	×
66	幡豆町		×	設けていない		×
67	幸田町		×	設けていない	×	×
68	額田町		×	設けていない	×	×
69	三好町		×	設けていない	×	×
70	藤岡町		×	設けていない	×	×
71	小原町	×	×	設けていない	×	×
72	足助町		×	設けていない	×	×
73	下山町	×	×	設けていない	×	×
74	旭町			設けている	×	×
75	設楽町		×	設けていない	×	×
76	東栄町		×	設けている	×	×
77	豊根町		無記入	設けていない	×	×
78	富山町	×	×	設けていない	×	×
79	津具村			設けていない		×
80	稲武町		無記入	設けていない	×	×
81	鳳来町	×	×	設けていない		×
82	作手村		×	設けていない	×	×
83	音羽町	×	×	設けていない	×	×
84	一宮町		×	設けていない	×	×
85	小坂井町		×	設けていない	×	×
86	御津町		×	設けていない	実績無し	×
87	渥美町		×	設けていない	×	×

精神障害者医療費助成制度一覧

(精神科以外の一般診療科の医療費を助成している市町村)

精神障害者の医療費は、精神保健福祉法32条により、精神疾患にかかわる通院医療費の負担が5%に軽減されているが、その負担や入院医療費を無料または2分の1に軽減している市町村が83市町村ある。

このうち、精神障害者を障害者医療費助成制度の対象に加えるなどして、精神疾患に限らず、すべての疾患を助成の対象としている市町村は以下の25市町村である。

(2004年8月1日現在・県資料より抜粋)

市町村名	助成対象区分		受給資格			
	通院	入院	精神障害者保健福祉手帳所持者	精神保健福祉法32条対象者	1年以上居住者	医師の診断書等で証明された者
1 名古屋市	全額	全額	1級			
3 岡崎市	全額	2分の1	1~3級			
4 一宮市	×	2分の1	1~2級		(6か月以上)	
8 豊川市	2分の1	2分の1	1~2級			
10 碧南市	全額	2分の1	1~2級			
11 刈谷市	全額	2分の1	1~2級			
12 豊田市	全額	×	1~2級			
13 安城市	全額	2分の1	1~2級			
14 西尾市	全額	2分の1	1~2級			
15 蒲都市	2分の1	2分の1	1~2級			
20 小牧市	×	全額	1~2級			
26 知立市	全額	2分の1	1~2級			
31 日進市	全額	×	1~2級			
35 西枇杷島町	全額	全額	1~3級			
36 豊山町	全額	全額	1~3級			
37 師勝町	全額	全額	1~3級			
38 西春町	全額	全額	1~3級			
39 春日町	全額	全額	1~3級			
40 清洲町	全額	全額	1~3級			
41 新川町	全額	全額	1~3級			
53 飛島村	全額	全額	1~3級			
56 立田村	全額	全額	1~3級			
57 八開村	全額	全額	1~3級			
64 一色町	全額	2分の1	1~2級			
67 幸田町	×	2分の1	1~2級			

豊山町、春日町、新川町では入院時食事療養費(食事代の自己負担)も同じ助成割合で適用されている。

豊川市は「アルコール依存症及び非精神病性の者」を除く。

名古屋市は、受給資格を国保加入者に限定し、所得制限などの条件がある。

岡崎市、幸田町は、受給資格を「医療費受給証の交付を受けている者」に限定している。

意見書提出状況

各市町村に求めたアンケート結果及びそれ以降採択されたものを集計した(2002年以降分)。

市町村名	国に向けた意見書												県への意見書					
	年金		介護保険		障害者支援費		消費税		医療		乳幼児医療		地方交付税国庫負担金		乳幼児医療		精神障害	
	採択	年月日	採択	年月日	採択	年月日	採択	年月日	採択	年月日	採択	年月日	採択	年月日	採択	年月日	採択	年月日
合計	8		14		8		4		10		7		22		5		1	
1 名古屋市		03/9		04/7		04/7												
2 豊橋市				04/6		03/12							04/6					
3 岡崎市																		
4 一宮市				04/7									04/7					
5 瀬戸市															03/10			
6 半田市				04/8														
7 春日井市						03/10							03/9					
8 豊川市																		
9 津島市																		
10 碧南市																		
11 刈谷市																		
12 豊田市																		
13 安城市																		
14 西尾市																		
15 蒲郡市																		
16 犬山市													04/6		03/10			
17 常滑市																		
18 江南市				04/6		04/6					04/6		04/6		03/10			
19 尾西市																		
20 小牧市																		
21 稲沢市																		
22 新城市																		
23 東海市																		
24 大府市																		
25 知多市													03/7					
26 知立市																		
27 尾張旭市																		
28 高浜市																		
29 岩倉市																		
30 豊明市				04/6		04/6					04/6		04/6		03/10			
31 日進市																		
32 田原市																		
33 東郷町									04/6				04/6					
34 長久手町													03/6					
35 西枇杷島町																		
36 豊山町																		
37 師勝町													04/12					
38 西春町																		
39 春日町																		
40 清洲町																		
41 新川町																		

市町村名	国に向けた意見書												県への意見書					
	年金		介護保険		障害者 支援費		消費税		医療		乳幼児 医療		地方交付税 国庫負担金		乳幼児 医療		精神障害	
	採 択	年月日	採 択	年月日	採 択	年月日	採 択	年月日	採 択	年月日	採 択	年月日	採 択	年月日	採 択	年月日	採 択	年月日
42	大口町																	
43	扶桑町		05/1		05/1		05/1		05/1		05/1		05/1					04/9
44	木曾川町																	
45	祖父江町		04/12		04/12				04/12		04/12		04/12				02/6	
46	平和町																	
47	七宝町													04/3				
48	美和町		02/12		02/12				02/12									
49	甚目寺町																	
50	大治町																	
51	蟹江町																	
52	十四山村		03/12									03/12		04/6				
53	飛鳥村		03/12		02/12				02/12		02/12			04/6				
54	弥富町		03/12		04/12						04/12		04/12	04/12				
55	佐屋町																	
56	立田村																	
57	八開村		02/12		02/12				02/12					02/12				
58	佐織町																	
59	阿久比町										03/5							
60	東浦町										02/3			04/9				
61	南知多町																	
62	美浜町																	
63	武豊町						03/12							04/6				
64	一色町																	
65	吉良町																	
66	幡豆町																	
67	幸田町																	
68	額田町																	
69	三好町																	
70	藤岡町																	
71	小原村																	
72	足助町																	
73	下山村				03/12		03/12							03/12				
74	旭町																	
75	設楽町																	
76	東栄町																	
77	豊根村													03/6				
78	富山村																	
79	津具村																	
80	稲武町																	
81	鳳来町																	
82	作手村																	
83	音羽町				02/12						03/3		03/12					
84	一宮町										03/3			04/6				
85	小坂井町													04/12				
86	御津町																	
87	渥美町																	

2004年度キャラバン陳情書・請願書の採択結果

(2005年2月1日現在)

市町村名		要望項目に対する陳情・請願結果	意見書提出に関する陳情・請願結果
1	名古屋		
2	豊橋市		
3	岡崎市	意見書の提出は認められない(陳情内容に実施済みのものも多い。本市の状況を良く知っていただき、「これが足りないから、こうして欲しい」という陳情にされるよう、今後よく内容を精査されたい。本市に於ては実施済みの事業もあり、懸命に努力している様子が伺える。市民要求を反映した妥当な陳情内容であり、来年度予算の策定に当たっては、社会保障制度の一層の充実を求めるものである。この立場から意見書の提出は妥当と考える。)	
4	一宮市	〔1〕基本姿勢と〔3〕の4消費税引き上げを行わないの意見書は、趣旨に沿いかねることと決定。その他は継続審査とする。	
5	瀬戸市	理事者に検討方要望。	不採択
6	半田市	不採択(意見の一致をみなかったため)	
7	春日井市		
8	豊川市	不採択。ただし、国・県等に権限のある事項は「聞きおく」とし、全議員に配付。	
9	津島市	不採択	
10	碧南市	不採択	
11	刈谷市	不採択	
12	豊田市	不採択	
13	安城市	不採択	
14	西尾市	不採択(医療・介護・福祉行政全般について非常に多岐に亘っており、その内容は、現在改善あるいは実施していく施策を検討しているものもある。)	不採択(意見書については、現在国において介護保険制度、医療保険制度の見直し等が進められており、これを見守ることが必要である。)
15	蒲郡市		〔3〕の7の税源委譲関係の意見書は聞きおく、その他の意見書は不採択
16	犬山市	承りました	
17	常滑市		
18	江南市		
19	尾西市		
20	小牧市		
21	稲沢市	不採択	
22	新城市	聞きおく	
23	東海市		
24	大府市		
25	知多市		
26	知立市	不採択	
27	尾張旭市	不採択	
28	高浜市	不採択	
29	岩倉市		
30	豊明市	不採択	
31	日進市	不採択	
32	田原市		
33	東郷町	不採択	
34	長久手町		
35	西枇杷島町		
36	豊山町		
37	師勝町		意見書はすべて聞きおく。なお、地方税財政改革に関する意見書は、同趣旨の意見書を採択。
38	西春町		
39	春日町		
40	清洲町		

市町村名		要望項目に対する陳情・請願結果	意見書提出に関する陳情・請願結果
41	新川町	不採択	
42	大口町		
43	扶桑町	陳情書を採択(項目が多岐に亘り、議員から審議内容が複雑だという要望が出ている。次回は事業項目・内容ごとに整理し、分けて提出してください。)	意見書をすべて採択・提出
44	木曾川町		
45	祖父江町		年金・消費税・介護保険・医療費負担・乳幼児・妊婦健診を含んだ意見書を提出。
46	平和町		
47	七宝町		
48	美和町		
49	甚目寺町		
50	大治町		
51	蟹江町	不採択	
52	十四山村		不採択
53	飛鳥村		
54	弥富町		介護保険、医療費負担、子育て支援、地方税財政改革の意見書を採択・提出
55	佐屋町		
56	立田村		
57	八開村		
58	佐織町		
59	阿久比町		
60	東浦町		
61	南知多町		
62	美浜町		
63	武豊町		
64	一色町		
65	吉良町		
66	幡豆町		
67	幸田町	不採択	
68	額田町	不採択	
69	三好町		
70	藤岡町		
71	小原村		
72	足助町		
73	下山村		
74	旭町	継続審査	
75	設楽町		
76	東栄町		
77	豊根村		
78	富山村		
79	津具村		
80	稲武町		
81	鳳来町		
82	作手村		
83	音羽町		
84	一宮町		
85	小坂井町		地方税財政改革の意見書を採択。他は議員に配布。
86	御津町		
87	渥美町		

・要請行動に関する資料

1. 陳情書	111
2. 自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート	115
3. 自治体キャラバンコース表	119
4. 要請行動団体別参加人数一覧	121
5. アンケート・当局の文書回答・介護関連集約状況	124
6. 参加者アンケートで寄せられた感想と改善点	126

2004年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体)

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館3階301号

(事務局団体)

愛知県社会保障推進協議会

議長 徳田 秋

愛知県労働組合総連合

議長 見崎 徳弘

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

執行委員長 羽根 克明

新日本婦人の会愛知県本部

会長 水野 磯子

医療・介護・福祉など社会保障の 施策拡充についての陳情書

【趣旨】

長引く不況のもとで、小泉内閣がすすめる「構造改革」路線により、働く人びとの首切りやリストラが日常化し、中小零細業者の経営危機や青年の雇用問題、高齢者問題など深刻の度を深め改善がされていません。

国民の不安をなくし、暮らしに安心・安全を保障するためにも憲法第25条にもとづく社会保障を充実することがいまこそ大切です。

ところが、小泉内閣は、来年度予算編成にむけて、社会保障費の必要経費を大幅に圧縮し、医療、年金の改悪につづき、05年には介護保険の利用料引き上げや給付の制限など社会保障の総改悪を進めようとしています。

さらに、「三位一体改革」による国庫補助負担金等の大幅な削減により、住民の暮らしや福祉施策が圧迫を受けています。

また、愛知県は「愛知県行政改革推進計画」(改訂第三次行革大綱)で、愛知万博や中部新国際空港など大型公共事業中心の施策をすすめ、保健・医療・福祉の民間委託化や補助金を削減し、県民のくらしや福祉を切り捨てています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや職員の削減など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、くらしを守るため以下の事項について改善をお願いするものです。

印が懇談の重点項目です。

【陳情事項】

【1】医療・介護・福祉など社会保障施策充実にむけての基本姿勢について

1. 国の補助金削減を理由にした福祉施策などの削減をおこなわないでください。
2. 市町村合併に伴う住民負担増と住民サービスの低下をおこなわないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

- (1) 介護保険について次の点を改善してください。

低所得者に対する保険料の減免制度を実施してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。なお、減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。

低所得者に対する利用料の減免制度を実施してください。

とくに、訪問介護を利用する低所得者の特別対策などの利用料は現行制度を続けてください。また、非課税者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

市町村(社協委託を含む)が介護の相談、認定調査を行ってください。特に痴呆や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含め市町村が責任をもっておこなってください。

軽度の要介護者にたいして福祉用具や家事援助などの機械的な給付制限をすることなく、利用者の生活機能を後退させることのないよう支援援助をしてください。

住宅改修、福祉用具の受領委任払い制度を実施してください。

人材確保と質の向上のために、ヘルパーやケアマネジャーの研修は、市町村の責任で実施してください。研修の内容は、現任教育を重視するとともに、ケアマネジャーなど専門職と関係者に対し、リハビリテーションの基本知識などを実施し、住宅改修や福祉用具の活用なども自立支援につながる援助になるようにしてください。また、小規模事業所が研修からはずされないよう援助を強めてください。

- (2) 国の介護予防・地域支え合い事業などを活用し、これまでの高齢者福祉施策を充実してください。

配食サービスは、毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

自立支援を支える福祉用具の対象種類を拡大し、業者任せでなく、低価で一人一人の生活機能を後退させない「質」の良いものが利用できるようにしてください。

- (3) 介護保険の要介護認定者に「障害者控除」対象者であることを周知徹底するとともに、「障害者控除認定書」を発行してください。

2. 高齢者医療の充実について

福祉給付金制度を70歳から実施してください。また、愛知県に対して70歳からの福祉給付金制度の実施をはたらきかけてください。

福祉給付金の現物給付化を愛知県にはたらきかけるとともに、当面、対象者に自動払いしてください。

3. 健診事業について

基本健康診査およびがん検診の自己負担額を無料にしてください。

基本健康診査およびがん検診の実施期間を限定している市町村は、実施期間を通年にしてください。また、集団方式に限定している市町村は、個別医療機関委託方式も実施してください。

老人保健法の歯周疾患検診を、毎年無料で受けられるようにしてください。実施方法は個別医療機関委託方式としてください。また、国に対して老人保健法の歯周疾患検診の対象年齢の拡大をはたらきかけてください。

4. 子育て支援について

就学前まで医療費無料制度を現物給付で実施してください。また、愛知県に対し、就学前までの医療費無料制度の実施をはたらきかけてください。

妊産婦の無料検診制度を拡充し、無料の回数を増やしてください。

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」作成に当たり、地域住民の声をよく聞き、地域における子育て支援対策の充実や保育サービスの拡充に努めてください。

5. 国保の改善について

国保の資格証明書発行はおこなわず、加入者すべてに正規の保険証を発行してください。また、国に対し保険証取り上げ「義務化」をやめるようはたらきかけてください。

国保の保険料(税)の引き上げをおこなわず減免制度を拡充し、払える保険料(税)にしてください。

国保の一部負担金の減免制度(国保法第44条)を拡充し、市町村や医療機関の窓口で制度のチラシなどをおいて周知徹底してください。また、規定がない市町村は、規定を設けてください。

高額療養費と出産・育児一時金の受領委任払制度を実施してください。

傷病手当金、出産手当金制度を新設してください。

6. 障害者施策の充実について

(1) 支援費制度を充実・改善してください。

支給量は上限を設けず、障害当事者の生活実態にあった支給決定をおこなってください。また、家族状況や介護者の有無を支給量決定の基準にしないでください。

選択できる基盤整備をおこなってください。特に、乳幼児・児童関係および障害者のデイサービス・ショートステイ施設を整備してください。

障害を持つ中・高校生に対しデイサービス・学童保育制度などの支援整備をおこなってください。

移動介護の利用を通園・通学・作業所への通所に適用してください。

(2) 市町村単独事業として精神障害者の医療費を無料にしてください。また、愛知県に対して障害者医療費無料制度の対象にするようはたらきかけてください。

(3) 「市町村障害者計画」を策定してください。

【3】国に対して、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 年金改定を元に戻し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設し、安心してらせる年金制度を確立してください。
2. 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、国庫負担を増やすなど改善をすすめてください。
3. 支援費予算を削減することなく、必要な費用を適切に補助してください。
4. 消費税の引き上げをおこなわないでください。
5. 健康保険本人3割負担と高齢者の窓口負担の引き上げを元に戻すとともに、国民健康保険と健保家族の負担を2割に引き下げてください。また、医療保険への国庫補助金を増やしてください。
6. 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の検診制度を拡充してください。また、現物給付による乳幼児医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
7. 税源委議での自主財源拡大、地方交付税制度の堅持、充実による地方税財政改革を実施してください。

以上

自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

貴自治体名_____

1. 貴自治体の医療・介護・福祉分野の施策で、特に優れた施策だと思うものを3つあげてください。

2. 介護保険および高齢者福祉施策について

介護保険料の市町村独自の軽減・免除措置がありますか。

あり。 2003年度実績 ()人 ()円

軽減・減免措置はない。

利用料の市町村独自の軽減・免除措置がありますか。

あり。 2003年度実績 ()人 ()円

軽減・減免措置はない。

特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 ()人()年 ()月現在)

介護老人保健施設の待機者は、何人ですか。 ()人()年 ()月現在)

認定調査はどのように実施していますか。実施しているものに 印を付してください。

すべて自治体職員が行っている。

数回に1回は自治体職員が行っている。

社協に委託している。

民間業者に委託している。

その他()

困難事例(痴呆、老人虐待、経済的事由など)は、どう対処していますか。該当するものに 印を付してください。

相談は対応している。

相談、認定調査まで対応している。

相談、認定調査、サービス提供まで対応している。

その他()

2003年度の困難事例のうち、措置対応した件数は何件ありますか。 ()件

住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。実施予定を含め、該当項目に 印を付し、その実施年月日もご記入ください。

実施している。 (2003年度の実績:)件

実施を予定している。 (実施予定年月日)

検討中である。

実施の予定がない。

福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。実施予定を含め、該当項目に 印を付し、その実施年月日もご記入ください。

実施している。 (2003年度の実績:)件

実施を予定している。 (実施予定年月日)

検討中である。

実施の予定がない。

高齢者福祉施策について

1) 配食サービスについて、該当項目に 印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	()実施している ()していない
	実施回数(週 回昼・夕 などと記入)	
	月平均利用者実数(2003年度)	
	1食あたりの利用者負担額	
会食方式	実施の有無	()実施している ()していない
	実施回数(週 回昼・夕 などと記入)	
	月平均利用者実数(2003年度)	
	1食あたりの利用者負担額	

2) 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に 印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している ()していない
対象事業の名称	
対象者の要件	
月平均利用者実数(2003年度)	

3) 介護手当の支給状況について、該当項目に 印を付し、必要事項をご記入ください。

支給の有無	()支給している ()支給していない		
手当の名称			
支給対象者			
支給要件(介護度・介護期間・所得制限など)			
支給年額	円	支給人数(2003年度実数)	人

4) 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に 印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある ()助成制度はない		
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している		
	・上乗せの助成額		
	・利用者実数(2003年度)		
	()介護保険利用者以外の助成制度がある		
	・対象者と、その要件		
・助成額		・利用者実数(2003年度)	

最終支出ベース でみた介護保険導入による市町村財政支出の年次推移について、ご記入ください。

(単位:千円)

年度	一般会計 高齢者福祉関係費	老人保健特別会計		国民健康保険特別会計 老人保健医療費拠出金
		介護部分 (公費5割負担)	医療部分 (公費3割負担)	
1999年度				
年度	一般会計 高齢者福祉関係費 (介護予防など)	介護保険特別会計 保険給付費・人件費・ 介護認定関係費	老人保健特別会計 (公費3割負担)	国民健康保険特別会計 老人保健医療費拠出金 (介護保険導入により軽減)
2000年度				
2001年度				
2002年度				
2003年度				

介護認定者の障害者控除のための認定書の発行枚数(2003年度実績)は ()枚

3. 高齢者医療について (2004年10月1日現在)

福祉給付金制度について、愛知県の補助基準を上回る内容(対象年齢など)を実施している場合はその内容をご記入ください。また今後変更がある場合は変更日とその内容をお書きください。

--

福祉給付金の払い戻しを自動払いで実施していますか。

- ()実施している。(実施年月) 2003年度の実績:()件、金額()円
()実施を予定している。(実施予定年月日)
()検討中である。
()実施の予定がない。

高額医療費について、2004年4月診療分の支払状況について教えてください。(2004年8月現在)

2004年4月診療分	該当件数	件	該当金額	円
	支払件数	件	支払金額	円

2002年10月診療の高額医療費の時効が近づいていますが、未支給者への再通知など、未払いを減らすために具体的に対応していることがあればご記入ください。

--

4. 子育て支援について (2004年10月1日現在)

乳幼児医療費助成制度について、愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。また今後変更がある場合は変更日とその内容をお書きください。

(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

--

妊婦健診の無料回数は何回ですか。 ()回

5. 国民健康保険について (2004年10月1日現在)

資格証明書を交付している市町村のみご記入ください。

1) 交付に当たっては、面接を実施していますか。

()必ず面談している。()面談がなくても交付する場合がある。

()その他 []

2) 交付除外で配慮している点がありますか。

()国の基準どおり実施している。

()独自に配慮している。

()福祉医療の対象者は除外している。

()次の場合は交付対象から除外している。

--

国民健康保険法第44条の一部負担減免制度がありますか?ある 場合はその内容をご記入ください。

実施の有無	()実施している	()実施していない
減免対象者		
2003年度の減免件数	件	減免金額 円

高額療養費の受領委任払い制度について

()実施している。(2003年度の実績:)件 ()実施していない。

出産育児一時金の受領委任払い制度について

()実施している。(2003年度の実績:)件 ()実施していない。

6. 障害者施策について (2004年10月1日現在)

支援費制度を利用するにあたっての相談窓口を設置していますか。該当に 印を付してください。

()ある。()専門の相談員(ケースワーカー)を配置している。()していない。
()ない。

居宅生活支援費の支給時間の上限を設けていますか。()いる。()いない。

中高生への児童デイサービスを実施していますか。()している。()していない。

移動介護を通所、通園、通学に利用できますか。()利用できる。()できない。

7. 国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

2003年9月以降の提出分。ただし、国への と県への の意見書については、最近3年以内を記入。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	介護保険の改善に関する意見書・要望書	年 月 日
	障害者支援費に必要な適切な補助を求める意見書・要望書	年 月 日
	消費税率引き上げ反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	医療費負担増を元に戻すなど負担軽減を求める意見書・要望書	年 月 日
	就学前の医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	地方交付税や国庫補助削減反対に関する意見書・要望書	年 月 日
県	乳幼児医療費助成制度の就学前までの拡大を求める意見書・要望書	年 月 日
	精神障害者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

8. 次の資料(各1部)の添付をお願い致します。

介護保険事業状況報告(2003年度分)

介護保険事業実績分析報告書の末尾「4. 基本指標等比較表」(2004年4月分)

介護保険の保険料の減免に関する条例・要綱・諸様式一式

介護保険の利用料の減免に関する条例・要綱・諸様式一式

介護予防・地域支え合い事業の実施事業の判る冊子またはパンフレット

国保一部負担金の減免に関する条例・要綱・諸様式一式 (昨年頂いた市町村は結構です)

前記「7」に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し

ご協力ありがとうございました。

自治体キャラバンコース表

コース	責任団体	宣伝カー	日程	自治体名	訪問時間	参加者 人数	団長	事務局長
第1	年金者組合	名古屋市職労	10/12 (火)	佐織町	9:30~10 :30	20	年金者組合	年金者組合
				八開村	11:00~12 :00	7		
				立田村	13:30~14 :30	9		
				佐屋町	15:30~16 :30	10		
	名古屋市職労	名古屋市職労	10/13 (水)	津島市	9:00~10 :00	14	名古屋市職労	名古屋市職労
				七宝町	11:00~12 :00	7		
				大治町	13:30~14 :30	9		
				甚目寺町	15:30~16 :30	12		
	年金者組合	名古屋市職労	10/14 (木)	蟹江町	9:00~10 :00	15	年金者組合	年金者組合
				十四山村	11:00~12 :00	11		
				弥富町	13:30~14 :30	13		
				飛島村	15:30~16 :30	9		
	年金者組合	名古屋市職労	10/15 (金)	稲沢市	10:00~11 :00	14	年金者組合	年金者組合
				平和町	13:00~14 :00	8		
				美和町	15:00~16 :00	7		
	民医連	名水労	10/15 (金)	一宮市	9:00~10 :00	19	民医連	民医連
木曽川町				11:00~12 :00	9			
尾西市				13:30~14 :30	14			
祖父江町				15:30~16 :30	12			
第2	自治労連	自治労連	10/12 (火)	西枇杷島町	9:30~10 :30	5	自治労連	自治労連
				新川町	11:00~12 :00	5		
				清洲町	13:30~14 :30	13		
				春日町	15:30~16 :30	5		
	自治労連	自治労連	10/13 (水)	西春町	9:30~10 :30	4	自治労連	自治労連
				師勝町	11:00~12 :00	5		
				豊山町	13:30~14 :30	5		
				小牧市	15:30~16 :30	21		
	民医連	民医連	10/13 (水)	岩倉市	10:00~11 :00	15	民医連	民医連
				江南市	13:00~14 :00	11		
				扶桑町	15:00~16 :00	10		
	自治労連	自治労連	10/14 (木)	犬山市	13:30~14 :30	20	自治労連	自治労連
				大口町	15:30~16 :30	8		
	自治労連	自治労連	10/15 (金)	春日井市	10:00~11 :00	29	自治労連	自治労連
				尾張旭市	13:00~14 :00	18		
瀬戸市				15:00~16 :00	28			
第3	社保協	保険医協会	10/12 (火)	東郷町	13:30~14 :30	10	社保協	社保協
				豊明市	15:30~16 :30	15		
	社保協	保険医協会	10/13 (水)	東海市	9:00~10 :00	25	社保協	社保協
				知多市	11:00~12 :00	16		
				大府市	13:30~14 :30	14		
				東浦町	15:30~16 :30	10		
	社保協	保険医協会	10/14 (木)	阿久比町	10:00~11 :00	10	社保協	社保協
				半田市	13:00~14 :00	15		
武豊町				15:00~16 :00	8			

ｺｰｽ	責任団体	宣伝カー	日程	自治体名	訪問時間	参加者 人数	団長	事務局長
第3	社保協	保険医協会	10/15 (金)	常滑市	10:00~11 :00	13	社保協	社保協
				美浜町	13:00~14 :00	5		
				南知多町	15:00~16 :00	6		
	社保協	保険医協会	10/20 (水)	長久手町	13:30~14 :30	9	社保協	社保協
第4	愛労連	愛労連	10/12 (火)	西尾市	9:00~10 :00	17	愛労連	愛労連
				幡豆町	11:00~12 :00	7		
				吉良町	13:30~14 :30	9		
				一色町	15:30~16 :30	8		
	愛労連	愛労連	10/13 (水)	安城市	9:00~10 :00	14	愛労連	愛労連
				碧南市	11:00~12 :00	8		
				高浜市	14:00~15 :00	9		
				刈谷市	16:00~17 :00	8		
	愛労連	愛労連	10/14 (木)	足助町	9:00~10 :00	5	愛労連	愛労連
				稲武町	11:00~12 :00	4		
				旭町	14:00~15 :00	6		
				小原村	16:00~17 :00	4		
	愛労連	愛労連	10/15 (金)	知立市	9:00~10 :00	14	愛労連	愛労連
				幸田町	11:00~12 :00	9		
				岡崎市	14:00~15 :00	9		
				額田町	16:00~17 :00	13		
新婦人	新婦人	10/15 (金)	豊田市	9:00~10 :00	10	新婦人	新婦人	
			藤岡町	11:00~12 :00	8			
			下山村	14:00~15 :00	18			
			三好町	16:00~17 :00	11			
第5	自治労連	豊橋市職労 渥美運輸支部	10/12 (火) A	豊橋市	9:00~10 :00	24	東三河労連	自治労連
				田原市	11:00~12 :00	14		
				渥美町	13:30~14 :30	12		
	自治労連	豊橋市職労 渥美運輸支部	10/12 (火) B	豊川市	9:00~10 :00	9	自治労連	東三河労連
				一宮町	11:00~12 :00	8		
				作手村	14:00~15 :00	5		
				新城市	16:00~17 :00	8		
	自治労連	豊橋市職労 渥美運輸支部	10/13 (水) A	鳳来町	10:00~11 :00	7	4団体	4団体
				東栄町	13:00~14 :00	5		
				設楽町	15:00~16 :00	5		
	自治労連	豊橋市職労 渥美運輸支部	10/13 (水) B	小坂井町	9:00~10 :00	4	自治労連	自治労連
				音羽町	11:00~12 :00	7		
御津町				13:30~14 :30	11			
蒲郡市				15:30~16 :30	10			
自治労連	豊橋市職労 渥美運輸支部	10/14 (木)	津具村	9:00~10 :00	8	4団体	4団体	
			豊根村	11:00~12 :00	6			
			富山村	14:00~15 :00	6			

2004年自治体キャラバン・要請団体別参加人数一覧

訪問日		保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	その他	議員	合計数	首長	助役	他	議会	合計
第1コース																			
12日	佐織町	1	0	6	1	6	0	0	0	2	0	1	3	20	1		4	1	6
	八開村	1	0	0	1	3	0	0	0	2	0	0	0	7		1	2	0	3
	立田村	1	0	0	1	3	0	0	0	2	0	0	2	9			6	1	7
	佐屋町	1	0	0	1	4	0	0	0	2	0	0	2	10			4	2	6
13日	津島市	1	0	1	3	3	0	0	0	6	0	0	0	14			7	1	8
	七宝町	1	0	0	1	1	0	0	0	4	0	0	0	7	1		4	2	7
	大治町	1	0	0	1	2	0	0	0	5	0	0	0	9			4	1	5
	甚目寺町	1	0	0	1	5	0	0	0	5	0	0		12			7	1	8
14日	蟹江町	2	2	1	1	5	0	0	0	2	0	0	2	15			7	1	8
	十四山村	1	0	0	1	4	0	0	0	2	0	1	2	11			2	1	3
	弥富町	1	0	3	1	4	0	0	0	2	0	0	2	13		1	8	2	11
	飛島町	1	0	0	1	4	0	0	0	2	0	0	1	9			6	1	7
15日	稲沢市	1	0	2	2	4	0	0	0	2	0	2	1	14			6	1	7
	平和町	1	0	0	1	3	0	0	0	2	0	0	1	8		1	5	1	7
	美和町	1	0	0	1	2	0	0	0	2	0	0	1	7			6	1	7
15日	一宮市	1	1	2	1	4	0	3	2	0	2	1	2	19			13	2	15
	木曾川町	1	1	0	0	1	0	3	2	0	0	0	1	9			6	1	7
	尾西市	2	1	0	0	3	0	4	2	0	0	0	2	14			5	0	5
	祖父江町	1	1	0	1	2	0	2	2	0	0	0	3	12		1	5	1	7
小計		21	6	15	20	63	0	12	8	42	2	5	25	219	2	4	107	21	134
第2コース																			
12日	西枇杷島	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	5			3	1	4
	新川町	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	5			5	0	5
	清洲町	1	1	1	0	3	0	0	3	0	0	0	4	13			5	0	5
	春日町	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	5			3	0	3
13日	西春町	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4			5	1	6
	師勝町	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	5			6	1	7
	豊山町	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	5			4	0	4
	小牧市	1	1	3	0	6	0	5	2	0	0	0	3	21			8	1	9
13日	岩倉市	1	2	2	1	8	0	0	0	0	0	0	1	15			6	1	7
	江南市	1	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1	11			9	1	10
	扶桑町	1	2	0	2	3	0	0	0	0	0	0	2	10	1	1	4	1	7
14日	犬山市	3	0	4	3	3	1	0	3	0	0	0	3	20			5	1	6
	大口町	2	0	0	1	0	1	0	3	0	0	0	1	8			8	1	9
15日	春日井市	1	1	5	1	6	0	2	5	0	1	5	2	29			7	1	8
	尾張旭市	2	2	2	2	2	0	0	4	0	1	1	2	18			8	0	8
	瀬戸市	1	1	5	1	4	0	1	5	0	1	7	2	28			4	1	5
小計		20	16	25	13	36	2	8	41	0	3	14	24	202	1	1	90	11	103

訪問日	コース	保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	その他	議員	合計数
		第3コース												
12日	東郷町	2	1	1	3	1	0	0	0	0	0	1	1	10
	豊明市	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	5	2	15
13日	東海市	2	6	3	1	3	0	3	2	0	1	2	2	25
	知多市	1	3	1	1	3	0	2	2	0	0	1	2	16
	大府市	1	3	1	1	3	0	3	0	0	0	0	2	14
	東浦町	1	3	0	1	2	0	2	0	0	0	0	1	10
14日	阿久比町	2	0	1	1	0	0	2	1	0	0	1	2	10
	半田市	2	1	0	3	1	0	3	2	0	0	0	3	15
	武豊町	2	0	0	0	1	0	2	1	0	0	0	2	8
15日	常滑市	2	1	1	0	2	0	1	0	0	0	4	2	13
	美浜町	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	5
	南知多町	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	6
20日	長久手町	1	1	0	2	0	0	2	1	0	0	1	1	9
	日進市	1	1	0	2	1	0	2	0	0	0	1	3	11
小計		23	24	8	17	19	0	24	11	0	1	16	24	167

首長	助役	他	議会	合計
		6	1	7
		10	1	11
		7	0	7
		7	1	8
		8	1	9
		3	0	3
		4	0	4
1		17	1	19
		9	1	10
		9	1	10
		6	0	6
		4	1	5
		7	1	8
		6	1	7
1	0	103	10	114

訪問日	コース	保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	その他	議員	合計数
		第4コース												
12日	西尾市	1	0	0	2	6	3	0	2	0	0	1	2	17
	幡豆町	1	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	1	7
	吉良町	1	0	0	2	0	3	1	1	0	0	0	1	9
	一色町	1	0	0	2	0	3	0	1	0	0	0	1	8
13日	安城市	1	0	4	0	2	3	1	1	0	0	1	1	14
	碧南市	1	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	2	8
	高浜市	1	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	3	9
	刈谷市	2	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	1	8
14日	足助町	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	5
	稲武町	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	4
	旭町	1	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	6
	小原村	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	4
15日	豊田市	2	0	7	1	1	0	1	0	0	0	1	1	14
	藤岡町	2	0	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	9
	下山村	2	0	4	1	0	0	2	0	0	0	0	0	9
	三好町	2	0	6	1	0	0	3	0	0	0	0	1	13
15日	知立市	1	0	0	0	1	2	1	2	0	0	0	3	10
	幸田町	1	0	1	0	0	2	2	1	0	0	0	1	8
	岡崎市	1	0	2	1	6	2	1	3	0	0	0	2	18
	額田町	1	0	0	2	0	2	1	3	0	0	1	1	11
小計		25	0	29	12	17	40	22	19	0	0	4	23	191

首長	助役	他	議会	合計
		10	1	11
		6	1	7
		3	1	4
		6	1	7
		6	1	7
		9	1	10
		5	1	6
		14	1	15
		4	0	4
		2	0	2
1		7	1	9
		1	0	1
		9	1	10
		5	0	5
		2	0	2
		6	0	6
		11	2	13
1		7	2	10
		14	1	15
		2	0	2
0	2	129	15	146

訪問日	第5コース	保険医協会	民医連	新婦人	愛商連	年金者組合	愛労連	地域労連	自治労連	名古屋市職	医労連	その他	議員	合計数	首長	助役	他	議会	合計
		12日	豊橋市	1	0	3	1	7	0	2	8	0	0	0	2	24			11
	田原町	1	0	0	1	4	0	2	5	0	0	0	1	14			9	1	10
	渥美町	1	0	0	1	2	0	2	5	0	0	0	1	12			4	1	5
12日	豊川町	1	0	0	0	1	0	2	4	0	0	0	1	9			5	1	6
	一宮町	1	0	0	0	1	0	2	2	0	0	0	2	8		1	2	0	3
	作手村	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	5			2	1	3
	新城市	1	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3	8			5	1	6
13日	小坂井町	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	2	7	1		4	2	7
	音羽町	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	5		1	6	2	9
	御津町	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	5			6	0	6
	蒲郡市	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	4			7	1	8
13日	鳳来町	2	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	0	7			3	0	3
	東栄町	2	0	0	0	0	1	1	5	0	0	1	1	11		1	1	1	3
	設楽町	2	0	0	0	0	1	1	5	0	0	1	0	10			1	0	1
14日	津具村	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	2	1	8		1	4	0	5
	豊根村	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	0	6		1	2	1	4
	富山村	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	1	0	6			1		1
小計		20	0	3	3	17	6	24	50	0	0	11	15	149	1	5	73	13	92

総参加者数 109 46 80 65 152 48 90 129 42 6 50 111 928 5 12 502 70 589

* その他の項目の参加者は、地域のあんきの会、愛知介護の会などの参加者数です。

* キャラバン訪問日の人数は、当日の参加実人数で総数928人です。

* 愛高教 は地域労連に入っています。

アンケート・当局の文書回答・介護関係資料集約状況

(2005年2月1日現在)

市町村名	アンケート	文書回答 (2004年)	文書回答 (2003年)	文書回答 (2002年)	介護事業 状況報告	介護分析 比較表	請願	修正 提出
合計	87	69	64	44	87	85	23	10
1	名古屋市					-		
2	豊橋市							
3	岡崎市							
4	一宮市							
5	瀬戸市							
6	半田市							
7	春日井市							
8	豊川市							
9	津島市							
10	碧南市							
11	刈谷市							
12	豊田市							
13	安城市							
14	西尾市							
15	蒲郡市							
16	犬山市							
17	常滑市							
18	江南市		来年から					
19	尾西市							
20	小牧市							
21	稲沢市							
22	新城市							
23	東海市							
24	大府市							
25	知多市							
26	知立市							
27	尾張旭市							
28	高浜市							
29	岩倉市							
30	豊明市							
31	日進市							
32	田原市							
33	東郷町							
34	長久手町							
35	西枇杷島町							
36	豊山町					-		
37	師勝町							
38	西春町							
39	春日町							
40	清洲町							
41	新川町							
42	大口町							

市町村名	アンケート	文書回答 (2004年)	文書回答 (2003年)	文書回答 (2002年)	介護事業 状況報告	介護分析 比較表	請願	修正 提出
43	扶桑町							
44	木曾川町							
45	祖父江町							
46	平和町							
47	七宝町							
48	美和町							
49	甚目寺町							
50	大治町							
51	蟹江町							
52	十四山村							
53	飛鳥村							
54	弥富町							
55	佐屋町							
56	立田村							
57	八開村							
58	佐織町							
59	阿久比町							
60	東浦町							
61	南知多町							
62	美浜町							
63	武豊町							
64	一色町							
65	吉良町							
66	幡豆町							
67	幸田町							
68	額田町							
69	三好町							
70	藤岡町							
71	小原村							
72	足助町							
73	下山村							
74	旭町							
75	設楽町							
76	東栄町							
77	豊根村							
78	富山村							
79	津具村							
80	稲武町							
81	鳳来町							
82	作手村							
83	音羽町							
84	一宮町							
85	小坂井町							
86	御津町							
87	渥美町							

参加者アンケートで寄せられた感想と改善点

<感想>

<第1コース>

1. キャラバンの参加2回目。陳情項目に対する自治体の姿勢は地方財政逼迫を反映して厳しいものが多かったように感じました。また、自治体合併を間近に控え合併協議会の行方次第とする先送りの回答が目立ったように思います。地元の自治体在住者、団体の独自要求、陳情は懇談にインパクトを与えているように感じられた。
2. 8人の行政マンが参加。お役所言葉やもん紋きり回答で終始。こちらからはもっとつめた話し合いが必要だと感じた。(稲沢)
3. 直接当局に意見が言えて良かった。(稲沢)
4. 市の回答が県や市に出ず回答になっている。地域住民の声を聞いた者から方向性が出ていないことが残念。これから一步、一步向きを変えていかないといけないと思った。(稲沢)
5. 稲沢の実態を事前に把握し、資料として理解し問題点をしぼって置くべきだった。(稲沢)
6. 回答の中に市民に対する市政の冷たさを感じた。財政状況とかまわりの市町村を見ながら言う市政にはいつもがっかりです。(稲沢)
7. 不勉強なのでわからないことが多かった。市の言い訳ばかり聞いて反論できないのは不勉強のせいです。(稲沢)
8. 地域があり本当は合併はもっと議論が必要であると思った。(平和町)
9. 美和町行政が住民中心に考えるよりも“上”の顔色をうかがって施策を行う姿勢が議会以上に強く感じた。(美和町)
10. どの自治体も陳情項目に対して誠実に対応してもらえたと思う。一方で同じ自治体職員として回答などの準備にあたった裏方の皆さんの苦労がしのばれる。
11. 時間不足なので回答は15分ほどで要点のみ。前進面のみにして出来ない点での回答は除いたらいかがでしょうか。(一宮市)

<第2コース>

1. 昨年につづき2回目の参加。まだまだ勉強不足、学習不足が身にしみました。これを機会に改善したいと思います。来年は合併問題もあり、どういう形になるかわかりませんが住民の参加できる努力をしたい。(新川町)
2. こういう機会が沢山あれば良い。今日はあまりよくわからなかったが・・・(江南市)
3. はじめてキャラバンに参加しましたが勉強不足だなと思いました。(岩倉市)
4. 議会でも再三とりあげている項目ばかりの内容ですが、各団体からの市民のかたへの要望にたいしての返答を具体的に答えてもらう場になっていいと思います。誠意をもって回答しているのはこのキャラバンが定着してきたからだと思います。(岩倉市)
5. 市側の回答は、後退する国の福祉政策にしばられてその枠をでるものでないので評価できるものは無であったと思う。こういう行動は、少しずつ市の施策にも反映していることもあるので継続していくことが大切と思いました。(春日井市)
6. 医療生協運動にかかわるようになって1年以上になりますが、そのおかげで自治体の施策に関心が高まりました。キャラバンには、昨年から参加するようにしていますが、自治体によっ

て色々ばらつきがあることがよく解り、とても参考になります。定年となり、地域住民の一員として生きていくわけですからこのような運動は大切だと感じた。

7. この間5年間参加しています。共同のとりのくみと全市、全県を視野に入れた貴重なとりのくみです。ぜひ「継続すること」「内容を豊かにすること」をめざしてほしい。まとめも冊子も大変良い資料です。いっそうの充実をお願いします。(春日井市)
8. 春日井の姿勢、市長、部長が出席するべき。(春日井市)

< 第3コース >

1. 自治体当局、職員も努力していることは理解をして下さい。同じ自治体職員としての意見です。(東海・知多市)
2. 場所の変更連絡がこなかったのが9時5分前まで市役所で待っていました。念のため誰か1人変更を伝える人を市役所ロビーに待機すべきです。少なくとも受付には伝えておいて下さい。受付の人は変更を知りませんでした。偶然通りかかった人に変更を聞きました。本当に切実な要求ばかりなので早期に完全実施してほしいものです。国保の資格証明書の件は深刻だと思いました。前向きの回答もありましたが、厳しい財政状況を理由に否定的なものも多く不満でした。もっと工夫がほしいとおもいます。(東海市)
3. 勉強不足のため、介護、福祉などについてあまりよく理解できなかった。「無い袖は振れない」という態度で終始する回答には不満をもった。もっと暖かみのある言い方はできないものか(阿久比町)
4. 急遽参加。勉強不足で発言できず。(阿久比町)
5. 当方、当局とも誠実で真面目な対応に好感を持ちました。福祉攻撃が激しいなかで問題点多岐になり複雑なので何をどう交渉するかむづかしいですね。(常滑市)

< 第4コース >

1. わからないことばかりだけれど勉強させてもらいました。今後に生かしていきたいと思います。(西尾市)
2. 公務で途中までしか参加できませんでしたが、何とか参加者を集めても実態がわからない人が殆どです。事前の学習会を1回行いましたが実態を知るには不十分でした。極めて短時間の懇談でこれがすんだら来年まで何もなしにならないように学習と交渉の積み上げをせねばと感じました。(西尾市)
3. 地元の状況や福祉の問題もわかり、参考になりました。(吉良町)
4. 碧南市は来年度に老人健診に前立腺検査を組み込みます。65歳以上のインフルエンザ予防接種の費用は非課税者は無料になります。申請方式なので制度利用者が少なくなっています。他市の状況はどうなのか知りたいです。非課税者に無料券などで主旨の徹底をするなどしているのでしょうか。(碧南市)
5. 地元(民商、新婦人、年金者組合)の参加が安城市以外なかった。地元の生の声がないとやりにくい。(安城～刈谷)
6. 国の姿勢、県の姿勢、他の市町村の姿勢を非常に気にして行動する態度が見えた。市政全般が受動的である。また、不況を理由にした「予算減」のためとって医療、介護、福祉など社会保障の充実には積極的な取り組みを重視しない態度であるように思えた。(安城市)

7. 事前にアンケートを行うなど要点が整理されていてよかった。市側も担当者がいて回答が具体的でよかった。国、県、市の一方通りである現状がよくわかった。(刈谷市)

<第5コース>

1. もっと地元の人に参加、発言してもらえると良いと思いました。参考資料や要望項目、アンケートが昨年より整理されていて、つき合わせがとてもしやすくなりました。
事前の勉強会の対象に議員さんが入ってないようでしたら是非案内してほしいです。制度の説明だけでなく、理念の部分やその制度がないとどう困るのかということも実例をあげながら説明していただくと要請にも熱が入ると思います。(豊川～新城)
2. キャラバン自体詳細も分からず参加した。今年9月から労連に入り勉強をはじめたばかりで今回は聞いているだけでした。勉強して少しずつ覚えていくことばかりです。(東栄～設楽)
3. 2町ともはじめて参加しましたが、今の国の方針どうりだと小さい自治体はお金も、人も不足して行政を続けることすら難しく、改善したくてもできない。なんとしても国のやり方を変える運動を大きくしないとまずい。(東栄～設楽)
4. 奥三河の町村については三位一体攻撃と町村合併で財政的にも将来展望についてもきびしいということで担当者自身は大変苦慮されている。そうした中でも住民に良いものについては検討していきたいとの回答をされており、問題を提示していくことの重要性と担当者を応援していく立場で話し合っていくことの重要性を感じている。(給料も下げられ、人も減らされていることで大変であると感じた)(鳳来～設楽)
5. 自治体キャラバンに初めて参加させていただいて右も左もわからずただ聞いている状態でした。地方の町村は、小泉政権の三位一体改革の影響でどこも財政は火の車になっており、今回担当した方を含め、大変苦勞しているな～と感じました。
小さい自治体は、運営自体の危機もあり、なかなか社会保障や福祉にまで手をつけられる状態ではないが各団体や自治体から声をあげて国を動かしていく必要がますます大事になってきていると思う。(鳳来～設楽)
6. 三位一体改革で自治体財政が削られ、地方切り捨ての政治が進められる中、「福祉、教育、医療は自治体の仕事」と必死にがんばる自治体の姿もあった。しかし、財政難のもと福祉アップは望めない。国、県の悪政を切り替える運動が一層重要だと実感した。(東三河山間部)

<今後の改善点など>

1. 参加団体の県レベルの対応、懇談の重点の割当て等をして中心点を詰めたらどうか。(稲沢)
2. 事前にキャラバンの方達に市議会の現状をお話する機会があるといいと感じました。(稲沢)
3. 市の職員の答えに暖かさを感じられない。時間が短い。(稲沢)
4. 環境問題をとりあげないですか。ダイオキシンについて考えています。市内のあちこちでゴミをもやす、煙が出ています。市民の健康にとっても大事な問題です。(稲沢)
5. 市側の対応がスムーズでないと感じた。(稲沢)
6. 今回の陳情項目は、個人的には不案内、もしくは不勉強のものが多く、せっかく自治体の担当者が出席されているにもかかわらず的を得た質問や要求がなかなか口に出せなくて一緒に行動した皆さんに申し訳なかった。やっぱり、事前の学習をしておくべきだったと反省しています。(稲沢～美和)

7. 回答は事前に各団体に渡してほしい。(一宮)
8. やはり文書回答がほしい。(江南)
9. 資料を良く読んで理解して参加すると良かったなと思いました。(岩倉)
10. 各団体が独自に懇談会や交渉をやっている内容がもっと反映できればと思った。(岩倉)
11. 事前の学習会又は後日でも「まとめ学習会」を是非やってほしい。国保会計の分析、介護保険会計の分析を出来ればやってほしい。県レベルでプロジェクトでも作ってやってほしい。(財政学者、保険医協会、民商、年金者、自治労連などの参加で)(春日井)
12. 時間の延長を。2時間に。(春日井)
13. 継続的な取り組みが必要だと思います。(東海～知多)
14. 介護、福祉等にかかわることがほとんどである。やむを得ないと思うが忙しく時間割をやりくりして参加するまでの意味はないのではないかと思った。自治体をまわって現状の問題を訴え、改善を求める取り組みは続けるべきだとおもう。(阿久比)
15. 事前学習要(阿久比)
16. 組織のことですが各自治体に社会福祉対策会議のようなもの(県段階の社保協のような組織)が必要だと思います。(常滑)
17. 陳情書の回答説明だけでおわることなく、キャラバン参加者の“生の声”で懇談がやれる時間を多くとってほしい。(安城)
18. 要望項目について市民からそういう声はあがってないと逃げられることが少なくない。定期的に地元の声として意見をあげて言った方がよいのではないか。(安城～刈谷)
19. 議会への要望及び回答があればと感じた。(刈谷)
20. 健診事業について、住民健診の対象者は市町村によって違いがあることがわかりました。愛知県の市町村調査も対象者(母数)は市町村まかせとしているとある自治体がありました。それで受診者と受診率を示されても共通の土俵にならない。実施機関の限定も通年にするのが受診率向上とその後フォローと因果関係があるのか。その仕事に従事する職員数も考慮して考えるべきである。(西三河コース)
21. 豊川市～一宮町は移動時間30分でもいいようです。一般会計に占める民生費の割合をあげて「うちは沢山お金を使っている」という自治体がありましたが、それが本当に評価として妥当ならばそういう資料もあるといいと思いました。(豊川～新城)
22. 地域住民にキャラバンのとりくみや福祉充実の声をあげることの大切さを知らせるピラなど住民の目に見える運動を!(三河山間部)

発 行：愛知県自治体キャラバン実行委員会 代表者 徳田 秋

(事務局団体)愛知県社会保障推進協議会

愛知県労働組合総連合

日本自治体労働組合総連合愛知県本部

新日本婦人の会愛知県本部

連絡先：名古屋市熱田区沢下町 9 - 7 労働会館東館 3 階 3 0 1 号

愛知県社会保障推進協議会 (〒456-0006)

電話 052-889-6921 fax 052-889-6931

発行日：2005年2月19日